# 鴻巣市地域防災計画

資 料 編

# 資料編の作成にあたって

### 1 本編

鴻巣市地域防災計画を「本編」としている。

# 2 資料編

本編の関連情報を受けて資料としている。

### 3 資料編の見出し番号と本編の関係

資料編に(総1-2)の番号が付している場合、本編の総則第1章第2節の関連資料としている。

(共 1-2 水 2-1 震 1-1) の番号がついている場合、共通編第 1 章第 2 節、風水害対策編第 2 章第 1 節、震災対策編第 1 章第 1 節に係る関連資料としている。

# 目 次

第1	総貝	関連	1
1	市の棚	瑶況(総 1−2)	1
	(1)	気象	1
	(2)	土地利用	1
	(3)	人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4)	産業別就業者数	2
	(5)	鉄道利用者数	2
	(6)	ライフライン施設	2
	(7)	災害履歴	3
	(8)	計画の前提となる想定地震の断層位置及び震源域図	5
2	防災体	は制(総 2−3、水 1−1、震 1−1)	6
	(1)	鴻巣市防災会議条例	6
		鴻巣市防災会議委員名簿	
		鴻巣市災害対策本部条例	
3		B.力体制(総 2-3、共 5-1~5-5、水 1-3、震 1-3)	
		災害時応援協定一覧表	
		災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書 1	
		<ul><li>災害時の相互応援に関する覚書</li></ul>	
		2) 災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書2	
		災害時における相互応援に関する協定書2	
		2) 災害時における相互応援に関する協定書 2 災害時における相互応援に関する協定書 2	
		2) 災害時における相互応援に関する協定実施細目 2	
		2) 炎害時における相互応援に関する協定書	
		災害時における相互応援に関する協定書	
		災害時における相互応援に関する協定書3 災害時における相互応援に関する協定書3	
	(9)	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定3	
	` ′	災害時の情報交換に関する協定書4	
	(11)	緊急放送に関する協定4	
	(12)	災害情報等の広報に関する協定書4	
	(13)	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書4	
	(14)	鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書4	
	(16)	救援物資提供に関する協定書	
	(17)	防災応援型自動販売機に関する協定書5	
	` ′	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書5	
	( /	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	

(19)	災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書58
(20)	災害時のLPガス応急生活物資等に関する協定書60
(21)	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書62
(22)	災害時における飲料水の供給に関する協定書64
(24)	災害時等における医療拠点に関する協定書68
(25)	災害時における県立学校等の使用に関する覚書70
(26)	災害時における県立学校等の使用に関する覚書72
(27)	災害時における県立学校等の使用に関する覚書75
(28)	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書77
(29)	災害時における応急措置等の協力に関する協定書79
(30)	災害時における物資の輸送に関する協定書80
(31)	大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書82
(32)	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書84
(32-2)	2) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書86
(33)	災害時におけるガス復旧に関する協定書88
(34)	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書90
(35)	災害に係る情報発信等に関する協定93
(36)	災害時における医療救護活動に関する協定書95
(37)	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書98
(38)	災害時における被災者支援に関する協定書101
(39)	災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書 103
(40)	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書105
(41)	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書108
(42)	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書 110
(43)	災害時における物資の供給等に関する協定書112
<b>(44)</b>	災害時における物資供給に関する協定書114
(45)	災害時における応急対策業務に関する協定書116
(46)	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書118
<b>(47)</b>	災害時における物資の供給等に関する協定書120
(48)	災害時における物資供給に関する協定書122
(49)	災害時における緊急避難場所に関する協定書124
(50)	災害時における緊急避難場所に関する協定書127
(51)	災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書130
(52)	災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書131
(53)	災害時における緊急避難場所に関する協定書132
(54)	災害時における緊急避難場所に関する協定書135

	(55)	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	138
	(56)	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書	140
	(57)	災害時における避難場所に関する協定書	145
	(58)	災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書	148
	(59)	災害時における物資の供給等に関する協定書	151
	(60)	災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書	153
	(61)	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	155
	(62)	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	158
	(63)	災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書	160
	(64)	災害時における緊急避難場所に関する協定書	162
4	自衛隊	派遣要請(総 2-3、水 1-5、震 1-5)	165
	(1)	派遣依頼	165
	(2)	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)	167
5	防災活	動拠点(総 2-4)	168
	(1)	市の活動拠点	168
	(2)	応援部隊の活動拠点	168
6	緊急輸	ì送体制(総 2-4、水 4-3、震 3-9)	170
	(1)	緊急輸送道路	170
		緊急通行車両等確認申請書	
	(4)	緊急通行車両等確認証明書	174
	(5)	緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証	175
第2		編・風水害対策編・震災対策編関連	
1		·防・被害軽減(共 1-1)	
		市街地整備事業	
		地区計画	
		3年  1月  5日現在	
		道路の整備状況	
		防火・準防火地域の指定状況	
2		·防(共 1–3、震 3–1、個 1–2)	
		危険物取扱施設	
		文化財一覧	
_	, ,	消防団	
3		防(共 1-4, 1-5、水 3-1, 3-2、震 3-2, 3-3)	
		河川図	
		重要水防箇所	
	(3)	洪水予報伝達系統	189

1	洪水予報の伝達系統(荒川本流) [FAX048-525-8878] 開系報]	
··· 資料 ②	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	189
_	十:令和3年度埼玉県水防計画	
(3)	玉淀ダム放流時連絡系統図	
貸料	→ : 令和3年度埼玉県水防計画	
	(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
4	避難 (共 2-1, 2-4、水 3-3, 3-4、震 3-4, 3-5)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(2) 補助避難所	
	(3) 福祉避難所	
	(4) 指定緊急避難場所	
	(5) 要配慮者利用施設における避難	
_	(6)避難所運営	
5	医療救護体制 (共 2-3、水 3-5、震 3-7)	
	(1) 救急病院	
	(2) 医院	
	(3) 歯科医院	
	(4) 災害拠点病院	
	(5) 医療救護所	
6	災害時の生活の安定(共 3-2、水 4-1、震 4-1)	
_	(1) 災害時における浄水場の施設能力	
7	救助法の適用(水 1-2、震 1-2)	
	(1) 災害救助被災者調査原票	
	(2)被害報告判定基準	
	(3)被害速報・確定報告	
	(4) 災害救助基準(救助の方法、程度、期間 早見表)	
	(5) 救助の特例等申請	
	(6) 救助の特例等申請様式	
8	生活再建(共 6-1)	
	(1) 災害弔慰金の支給等に関する条例	
	(2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	
	(3) 鴻巣市災害見舞金支給条例	
	(4) 鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則	
9	広報文例(水 2-1~2-3、震 2-1, 2-2)	
	(1) 広報文例一覧	300

	(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時301
	(3) 風水害警戒時302
	(4) 発災時
	(5) 復旧時314
10	水防信号・消防信号 (水 2-2, 3-1、震 3-1, 3-2)322
	(1) 水防信号322
	(2)消防信号322
11	地区防災計画324
	(1) 中郷地区
	(2) 市場地区

# 第1 総則関連

# 1 市の概況 (総 1-2)

# (1) 気象

項目	复	〔温(℃)		湿度 (%)	降水量	風速 (m/s)
年及び月別	最髙	最低	平均	平均	(mm)	平均
平成 30 年	38. 3	-5.4	16. 2	76. 1	825. 5	2. 2
令和元年	37. 2	-3.6	15.8	76.8	1, 247. 0	2. 4
令和2年	39. 1	-4.7	15. 9	80. 4	1, 049. 5	2. 2
令和2年1月	18. 1	-1.1	6.4	75. 4	68. 5	2. 3
2 月	18. 5	-4.7	7. 1	67. 4	9. 0	2. 7
3 月	24. 7	0.0	9. 9	71. 3	73. 0	2. 6
4 月	24. 6	4. 6	12. 2	73. 9	119. 5	2. 9
5 月	30. 7	9.5	19.3	80. 9	97. 0	2. 3
6 月	33. 2	17. 5	23. 3	88. 0	154. 0	2. 2
7月	33. 3	17. 2	23. 7	96. 2	206. 5	1. 6
8月	39. 1	21.5	29. 0	85.8	31. 5	1. 9
9月	35. 1	14.8	23.8	91. 9	138. 5	2. 0
10 月	26. 5	7. 3	17. 0	85. 0	145. 0	1. 9
11 月	22. 6	1.9	12.5	76. 9	7. 0	2. 1
12 月	16. 2	-2.4	6. 5	71. 9	0.0	2. 1

資料:統計こうのす(令和2年度版)

# (2)土地利用

項目		総計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成 31 年	面積 (ha)	6, 744	1, 739	1, 513	1, 534	4	26	18	348	1, 562
	構成比	100.00	25. 79	22. 43	22. 75	0.06	0.39	0. 27	5. 16	23. 16
令和 2年	面積 (ha)	6, 744	1, 736	1, 505	1, 540	4	25	18	355	1, 561
	構成比	100.00	25. 74	22. 32	22.84	0.06	0.37	0. 27	5. 26	23. 15
令和 3年	面積 (ha)	6, 744	1, 731	1, 500	1, 546	4	24	18	358	1, 563
	構成比	100.00	25. 67	22. 24	22. 92	0.06	0.36		5. 31	23. 18

資料:統計こうのす(令和2年度版、各年1月1日現在)

# (3)人口・世帯

	15 歳未満		15~	15~64 歳		65 歳以上		一世帯	
	総数	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	世帯数	当たり 人員
昭和50年	77, 548	20, 235	26. 09	52, 575	67. 80	4, 738	6. 11	19, 643	3. 95
昭和60年	92, 971	22, 391	24. 08	63, 188	67. 97	7, 392	7. 95	25, 638	3. 63
平成7年	116, 421	20, 673	17. 76	83, 479	71. 70	12, 269	10.54	35, 638	3. 27
平成12年	120, 271	18,660	15. 51	85, 768	71. 31	15, 843	13. 17	38, 934	3.09
平成17年	119, 594	16, 486	13. 78	83, 440	69.77	19, 677	16. 45	41, 102	2. 91
平成22年	119, 639	15, 259	12. 75	79, 367	66. 34	24, 945	20.85	43, 379	2. 76
平成27年	117, 933	14, 096	11. 95	72, 869	61. 79	24, 945	26. 26	45, 043	2. 62
令和2年	116, 828	13, 254	11. 41	67, 954	58. 48	34, 993	30. 11	47, 499	2.46

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

# (4) 産業別就業者数

		第一次産業		第二次	定産業	第三次産業		
	総数	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	実数	割合 (%)	
平成 12 年	59, 959	2, 858	4. 77	18, 288	30. 50	38, 285	63. 85	
平成 17 年	59, 344	2, 573	4. 34	16, 109	27. 15	39, 699	66. 90	
平成 22 年	58, 413	1, 815	3. 11	13, 985	23. 94	39, 097	66. 93	
平成 27 年	57, 049	1,776	3. 11	13, 678	23. 98	39, 018	68. 39	

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

# (5) 鉄道利用者数

路線名	一日平均乗車人員(人)						
	鴻巣駅	14, 762					
JR 高崎線	北鴻巣駅	5, 607					
	吹上駅	6, 653					

資料:統計こうのす(令和2年版)

# (6)ライフライン施設

# ①上水道供給状況

給水区域 内戸数 (戸)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	使用量 (m³)	一戸当り 使用量 (m³)	一日当り 使用量 (m³)	管路延長 (km)
51,065	117,833	51,036	99.9	12, 229, 441	240	33, 505	577

資料:上下水道部(令和3年3月31日現在)

# ②下水道供給状況

処理区域 内世帯 (世帯)	水洗化 人口 (人)	水洗化 世帯 (世帯)	普及率 (%)	年間 排水量 (m³)	一戸当り 年間排水 量 (m³)	一日当り 排水量 (m³)	汚水管路 延長 (m)
40, 646	87, 171	38, 515	78. 0	9, 339, 762	242	25, 588	432, 188

資料:下水道課(令和3年3月31日現在)

# (7) 災害履歴

# ①地震災害

発生年月日	震源	M	概  要
1855. 11. 11 (安政 2)	江戸	6. 9	県内の推定震度大宮 5 浦和 6。荒川沿いに土手割れ、 噴砂発生。家屋、土蔵等に多くの被害
1859. 1. 11 (安政 6)	岩槻	6. 0	岩槻城等に被害発生
1894. 6. 20 (明治 27)	東京湾北部	7. 0	埼玉県南部で山崩れ発生。鴻巣、菖蒲で泥の噴出
1923. 9. 1 (大正 12)	関東南部	7. 9	関東大震災。埼玉県で死者 316 人、負傷者 497 人、 家屋全壊 9, 268 戸。鴻巣市では、死者 9 人、負傷者 5 人、家屋全壊 79 戸
1924. 1. 15 (大正 13)	丹沢山地	7. 3	関東大震災の余震
1931. 9. 21 (昭和 6)	埼玉県北部	6. 9	西埼玉地震。埼玉県で死者 11 人、負傷者 114 人、 全壊家屋 172 戸。鴻巣市では、死者 4 人、重傷者 10 人、家屋全壊 65 戸
1968. 7. 1 (昭和 43)	埼玉県中部	6. 1	東京都で負傷者 6 人
1989. 2. 19 (平成元)	茨城県南西部	5. 6	熊谷で震度3。茨城県、千葉県で負傷者2人
2004. 10. 23 (平成 16)	新潟県 中越地方	6.8	鴻巣市震度 4
2005. 7. 23 (平成 17)	千葉県北西部	6. 0	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度 5弱、鴻巣市震度4。埼玉県で負傷者9人(うち鴻 巣市5人)
2011. 3. 11 (平成 23)	三陸沖	9. 0	東日本大震災。宮代町での震度6弱をはじめ、県内でも多数の被害が発生。鴻巣市震度5強、全壊家屋2戸(空き家)、屋根瓦の破損及び家屋の一部損壊1,645件、ブロック塀等の倒壊96件、道路等インフラ被害139件。市では、地震発生直後から災害対策本部を設置し、被害状況の確認、応急復旧対応、JR帰宅困難者、避難者(最大14施設、874人(帰宅困難者720人を含む。))の受け入れ、計画停電等の対応を行った。
2021.10.7 (令和 3)	千葉県北西部	5. 9	川口市、宮代町で震度 5 強。さいたま市、加須市、 鴻巣市、草加市、蕨市、久喜市、八潮市、三郷市、 幸手市、吉川市で震度 5 弱を観測。埼玉県で負傷者 13 人(鴻巣市は人的被害なし)

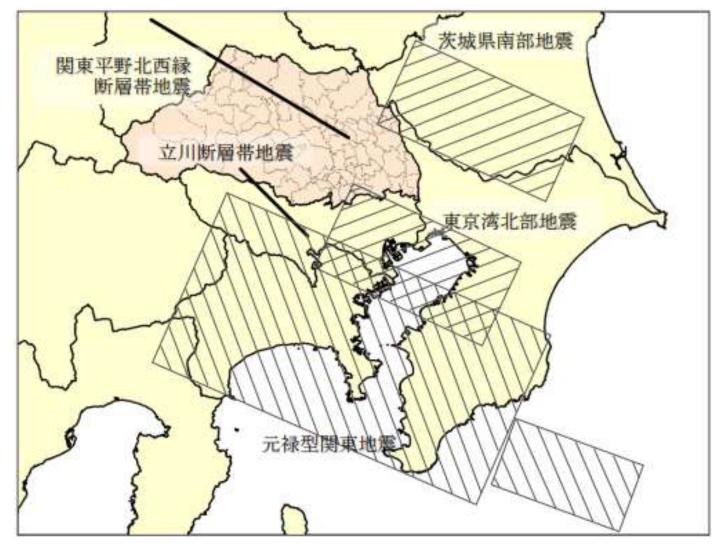
(令和4年3月現在)

# ②風水害

発生年月日	要因	主な被害
1947. 9. 15-16 (昭和 22)	カスリーン台風	秩父で 40 時間に 611mm の大雨。利根川の栗橋付近で破堤。荒川でも田間宮村(現在の鴻巣市田間宮地域)、熊谷市久下新田で破堤。県全体で死者 86 人、負傷者 1,394 人、全壊家屋 726 戸、流失家屋 392 戸、床上浸水 44,610 戸、床下浸水 34,647 戸
1966. 6. 27-28 (昭和 41)	台風4号	6月としては異常な豪雨。川越 331mm、浦和 267mm。県内の被害は、死者 6人、負傷者 7人、全壊家屋 10戸、流失家屋 2戸、床上浸水 17,500戸、床下浸水 57、825戸。吹上(荊原・大芦)荒川堤防で崩壊。旧吹上町では災害対策本部が設置された。
1966. 9. 25 (昭和 41)	台風 26 号	県内の被害は、死者 28 人、負傷者 727 人、被災世帯数 99, 492 世帯、被災者数 442, 358 人。全壊家屋 1, 242 戸、半壊家屋 6, 699 戸、床上浸水 740 戸、床下浸水 10, 548 戸、道路損壊 708 箇所、 橋流失 102 箇所、破堤 101 箇所。旧吹上町では、強風のため全 壊家屋 12 戸、半壊家屋 61 戸。救助法が適用された。
1983. 8. 14-17 (昭和 58)	台風 5・6 号	県内、死者 1 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 147 戸。鴻巣市では、 床下浸水 2 戸
1983. 9. 28 (昭和 58)	台風 10 号	県内、床上浸水3戸、床下浸水198戸、鴻巣市では、床下浸水 3戸
1986. 8. 4-5 (昭和 61)	台風 10 号	県内 200mm を超える大雨。草加市で救助法適用。負傷者 1 人、床上 浸水 6,060 戸、床下浸水 20,275 戸。鴻巣市では、床下浸水 18 戸
1987. 8. 18-19 (昭和 62)	寒冷前線	寒冷前線の通過により、雷を伴った強雨、県内、床上浸水 87 戸、 床下浸水 1,719 戸、鴻巣市では、床上浸水 3 戸、床下浸水 14 戸
1993. 8. 26-28 (平成 5)	台風 11 号	県内、負傷者2人、全壊家屋1戸、床上浸水2,060戸、床下浸水15,787戸、鴻巣市では、床下浸水3戸
1995. 8. 5-6 (平成 7)	雷雨	県内、全壊 1 戸、一部損壊 3 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 58 戸、鴻巣市では、床下浸水 4 戸
1998. 9. 16 (平成 10)	台風5号	県内、負傷者 2 人、一部損壊 15 戸、床下浸水 585 戸、床下浸水 1,651 戸、与野市で救助法適用。鴻巣市では、床下浸水 4 戸
1999. 8. 13-16 (平成 11)	大雨	県内、負傷者 2 人、全壊 2 戸、半壊 10 戸、床上浸水 462 戸、 床下浸水 2,628 戸。鴻巣市では、床下浸水 8 戸
2000. 9. 12 (平成 12)	大雨	県内、床上浸水 63 戸、床下浸水 431 戸。鴻巣市では、床下浸水 6 戸
2007. 9. 5-7 (平成 19)	台風 9 号	県内、重傷者1人、軽傷者4人、住家一部破損14戸、床上浸水3戸、床下浸水51戸、荒川の熊谷水位観測所では、氾濫危険水位(危険水位)を超え、観測開始以来の最高水位を記録。 鴻巣市・吉見町間いっぱいに増水。
2011. 7. 19-20 (平成 23)	台風6号	県内、床上浸水 7 戸、床下浸水 139 戸、橋梁被害 2 箇所、崖崩れ 8 箇所、鴻巣市では、床下浸水 2 戸、橋梁被害 1 箇所
2019.10.12-13 (令和元)	台風 19 号 (東日本台風)	県内、死者 4 人、負傷者 33 人、全壊 107 棟、半壊 570 棟、一部破損 1,021 棟、床上浸水 2,088 棟、床下浸水 3,371 棟(令和 3 年 3 月埼玉県地域防災計画資料編)。鴻巣市では一部損壊 7棟、床下浸水 18 棟、倒木 7 件、冠水(道路・公園等)53 件、道路損壊 7 件、避難者の受け入れ(最大 26 施設、2,650 人)(危機管理課調査、令和 2 年 3 月 31 日時点)

(令和4年3月現在)

# (8)計画の前提となる想定地震の断層位置及び震源域図



資料:埼玉県地震被害想定調査報告書

# 2 防災体制(総2-3、水1-1、震1-1)

### (1)鴻巣市防災会議条例

昭和 38 年 10 月 2 日 条例第 32 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鴻巣市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 鴻巣市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に 属する事務

#### (会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 埼玉県央広域消防本部消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) その他の機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、45人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

#### (専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共 機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長 が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものと する。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関 し必要な事項

は、会長が防災会議に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入に伴い、委員となった者の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則(昭和42年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 114 号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

# (2)鴻巣市防災会議委員名簿

(敬称略)

No.	機関名	( 敬称略 <i>)</i> <b>職名</b>
1	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	事務所長
2	厚生労働省埼玉労働局さいたま労働基準監督署	署長
3	鴻巣保健所	所長
4	北本県土整備事務所	所長
5	さいたま農林振興センター	所長
6	県央地域振興センター	副所長
7	鴻巣警察署	署長
8	埼玉県央広域消防本部	消防長
9	鴻巣市消防団	団長
10	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	取締役 埼玉事業部長
11	東京電力パワーグリット株式会社熊谷支社	支社長
12	東日本旅客鉄道株式会社鴻巣駅	駅長
13	東京ガス株式会社埼玉支社	支社長
14	埼玉県トラック協会鴻巣支部	課長
15	北足立郡市医師会	理事
16	北足立歯科医師会鴻巣支部	支部長
17	日本郵便株式会社鴻巣郵便局	局長
18	鴻巣市赤十字奉仕団	委員長
19	鴻巣市自治会連合会	会長
20	株式会社フラワーコミュニティ放送	取締役放送局長
21	朝日自動車株式会社加須営業所	所長
22	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	理事
23	鴻巣市手をつなぐ親の会	会長
24	鴻巣薬剤師会	会長
25	鴻巣市	副市長
26	鴻巣市教育委員会	教育長
27	鴻巣市	市長政策室長
28	鴻巣市	危機管理監
29	鴻巣市	総務部長
30	鴻巣市	財務部長
31	鴻巣市	市民生活部長
32	鴻巣市	こども未来部長
33	鴻巣市	健康福祉部長
34	鴻巣市	環境経済部長
35	鴻巣市	都市建設部長
36	鴻巣市	上下水道部長
37	鴻巣市	吹上支所長
38	鴻巣市	川里支所長
39	鴻巣市	会計管理者
40	鴻巣市教育委員会	教育部長
41	鴻巣市議会	議会事務局長

(委員数:41名)

### (3) 鴻巣市災害対策本部条例

### 鴻巣市災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 27 日 条例第 17 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、鴻巣市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- **第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(昭和 46 年条例第 43 号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第11号)

- この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成 17 年条例第 156 号)
- この条例は、平成17年10月1日から施行する。
  - 附 則(平成24年条例第48号)抄

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

# 3 応援協力体制 (総 2-3、共 5-1~5-5、水 1-3、震 1-3)

# (1)災害時応援協定一覧表

① 災害時における市町村との協定(相互応援)

協定名	- ねりる巾可付との協定(相互応復) 概 要	協定市町村	締結 年月日
災害時の相互応援 に関する覚書及び 災害時の相互応援 に関する覚書の一 部を変更する覚書	1 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 2 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣 5 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項 ・飲料水については「日本水道協会埼玉支部災害相互援助に関する覚書」による。 ・避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。	市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市、上尾市	昭和 54 年 7月 3 日 平成 7 年 9月 1 日
災害時における相 互応援に関する協 定書及び覚書 (※旧吹上町締結)	1 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等職員の派遣 5 被災者を一時収容するための施設の提供 6 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ 7 前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項	福島県金山町埼玉県羽生市	平成9年 3月22日 平成17年 10月1日 鴻巣市が 承継
災害時における相 互応援に関する協 定書及び実施細目 (※旧川里町締結)	1 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 ボランティアの斡旋 6 被災者の一時収容のための施設の提供 7 前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項	行田市・加須 市・羽生市	平成 10 年 5月8日 平成 17 年 10月1日 鴻巣市が 承継
災害時における埼 玉県内市町村間の 相互応援に関する 基本協定	1 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機 材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等 に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技 能職等の職員の派遣 5 被災者の一時収容のための施設の提供	埼玉県 埼玉県内市町 村	平成 19 年 5 月 1 日

協定名	概 要	協定市町村	締結 年月日
	6被災傷病者の受入れ 7遺体の火葬のための施設の提供 8ボランティア受付及び活動調整 9被災児童及び生徒の応急教育の受入れ 10前各号に定めるもののほか、特に要請のあっ た事項		
災害時における相 互応援に関する協 定書		鴻巣市•静岡県 三島市	平成 25 年 3 月 25 日
災害時における埼 玉県内の下水道管 路施設の復旧支援 協力に関する協定	1 被災した協定下水道施設の応急復旧のために 必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕) の支援 2 その他、関係者間で協議し必要とされる業務	埼玉県 県内市町・組合 (56 団体) 公益社団法人 日本下水道管 路管理業協会	平成 29 年 9 月 20 日
災害時における相 互応援に関する協 定	***	長野県岡谷市	平成 30 年 4月 20 日
災害時における相 互応援に関する協 定	1被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急 復旧等に必要な物資の提供 2食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供 3避難者を一時収容するために必要な施設の提 供 4この協定に基づき実施する応援に必要な職員 派遣 5前各号に定めるもののほか、特に要請の あった事項	栃木県小山市	平成 31 年 1 月 21 日

11

# ② 災害時における公共団体との協定(特定事項)

# (a) ライフライン

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時のLPガス応 急生活物資等に関す る協定書	1 L P ガス等の優先供給及び運搬に対する協力等 2 簡易ガスコンロ 200 台及びカセットボンベ 600 本の備蓄 3 卸売事業者と協定して、L P ガス 20 kgボンベ 30 本、50 kgボンベ 30 本を備蓄し、要請に応じて出 荷	一般社団法人 埼玉県エルピ ーガス協会鴻 巣支部 (桶川市・北 本市・鴻巣市・ 吹上町)	平成9年 11月5日
災害時における電気 設備等の復旧に関す る協定書	1公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること 2市内における電気に係る事故防止に関すること 3活動中に二次災害等を発見した場合には、関係 機関に通報すること 4前号の規定の通報により関係機関からの指示に 従うこと 5災害発生時における復旧に関すること	埼玉県電気工 事工業組合	平成 21 年 3 月 11 日
災害時における燃料 等の供給協力に関す る協定書	緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策用資 器材の燃料等が必要であると認めたときは、市に 対し、燃料等の供給に協力する。	埼玉県石油商 業組合鴻巣支 部	平成 23 年 4 月 1 日
災害時における飲料 水の供給に関する協 定書	1 飲料水の調達及び優先的な安定供給 2 飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する 引渡場所までの搬送 3 被災状況等の情報の提供	(株) イング コーポレーシ ョン	令和3年 12月20日
災害時におけるガス 復旧に関する協定書	地震等の災害が発生した場合に、いち早くガスを 供給するための復旧活動に取り組むことと、ガス 事故及び広範囲にわたるガス供給停止が発生した 場合に、事故または供給停止の情報を東京ガスか ら提供を受け、市が広報活動を行うための協定	東京ガス株式会社熊谷支社	
特設公衆電話の設 置・利用に関する覚 書	災害が発生した際に特設公衆電話の設置、利用・管理	東日本電信電話株式会社	平成 27 年 3 月 17 日
災害時における停電 復旧の連携等に関す る基本協定	災害による広範囲の長時間停電が発生し、又は発 生のおそれがある場合の早期復旧等協力	東京電力パワ ーグリッド株 式会社熊谷支 社	

# (b) 食料·飲料水

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
緊急給水等に関する 協定書	それぞれの給水区域内で地震、渇水等の災害発生 により安定給水が妨げられた場合に、配水管を接 続し給水する。	桶川北本水道 企業団	平成8年 12月17日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における救援 物資提供に関する協 定書	災害時に地域貢献型自動販売機(メッセージボー ド搭載型)の機内在庫の製品を市に無償提供する。	三国コカ・コ カ・リグ 株式 会 で現:コカ・ラ ーズジャト 株式会社)	平成 17 年 5 月 11 日
災害時における備蓄 水及び飲料水の提供 等に関する協定書	備蓄水の提供及び飲料水供給の協力に関する協定	鴻巣酒販研究会 東京キリンビ バレッジサー ビス株式会社	平成 24 年 10 月 17 日
災害時における応急 生活物資供給等の協 力に関する協定書	1 応急生活物資(食料、生活必需品等)の調達及び供給 2 物資搬送車両の確保 3 被災状況等の情報提供	生活協同組合コープみらい	平成 25 年 2 月 13 日
災害時における救援 物資(飲料水)の提 供に関する協定書	1 市の施設内に設置されている地域貢献型自動販売機内在庫の飲料水の無償提供 2 市が要請した飲料水の供給(有償)	株式会社伊藤 園	平成 25 年 3 月 18 日
災害時における物資の 供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避 難先として駐車場を無償開放	株式会社マミ ーマート	平成 30 年 7月 09 日
災害時における物資 供給に関する協定	災害時における、本市への物資の提供や、他市町村 が被災した場合における本市からの応援物資の調 達・輸送	NPO 法人コメ リ災害対策セ ンター	平成 30 年 7月 24 日
災害時における物資 の供給等に関する協 定書	災害時における、物資の提供及びカスミフードス クエア原馬室店駐車場の緊急避難場所としての提 供	株式会社カスミ	令和3年 2月12日
災害時における県立 学校等の使用に関す る覚書	<ul><li>・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書</li><li>・避難施設に関する規定、鍵の貸与、備蓄倉庫・備蓄品の使用、避難所の開設等を規定</li><li>・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」</li></ul>	埼玉県立鴻巣 女子高等学校	
(再掲) 災害時における飲料 水の供給に関する協 定書	1飲料水の調達及び優先的な安定供給 2飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する 引渡場所までの搬送 3被災状況等の情報の提供	(株)イング コーポレーシ ョン	令和3年 12月20日

# (c) 医療救護

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時等における医療拠点に関する協定 書	(偽果川 下糸 4400) を大壌水毒肥敢でして開放す	公益社団法人 埼玉県看護協 会	平成 14 年 10 月 10 日 平成 17 年 10 月 1 日 鴻巣市が承継

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における医療 救護活動に関する協 定		一般社団法人 鴻巣市医師会	平成 27 年 12 月 17 日
災害時における歯科 医療救護活動に関す る協定	災害時における歯科医療救護班の派遣、身元不明 者の確認	一般社団法人立 埼玉県師会、 一般社団出足団 一般工県師会 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	平成 28 年 6 月 21 日
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供 給に関する協定	災害時において、薬剤師の派遣、医療救護活動・服 薬指導や医薬品等の供給	鴻巣薬剤師会	平成 30 年 3 月 28 日

# (d) 避難所

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
地震災害時における 帰宅困難者対応に関 する覚書	地震災害時における帰宅困難者対応に関し、駅施設の一時滞在施設としての利用、市が開設する避難場所または一時滞在施設への避難誘導、情報共有、駅トイレ及び公衆電話の利用に関する協定	東日本旅客鉄 道 株 式 会 社 高崎支社 鴻巣駅・北鴻 巣駅・吹上駅	平成 25 年 3 月 25 日
(再掲) 特設公衆電話の設 置・利用に関する覚 書	災害が発生した際に特設公衆電話の設置、利用・管理	東日本電信電話株式会社	平成 27 年 3 月 17 日
(再掲) 災害時における物資 の供給等に関する協 定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避 難先として駐車場を無償開放	株式会社マミーマート	平成 30 年 7月 09 日
災害時における物資 の供給等に関する協 定	災害時における、資機材等の物資の提供や、地域住 民等の緊急避難場所としての駐車場の無償開放	株 式 会 社 LIXIL ビバ	令和元年 5月21日
災害時における緊急 避難場所に関する協 定	ウニクス鴻巣敷地及び駐車場を災害時における緊 急避難場所として提供	(㈱ピーアンド ディコンサル ティング、(㈱ ウニクス、三 井住友信託銀 行㈱	
災害時における緊急 避難場所に関する協 定	フジモール吹上駐車場を災害時における緊急避難 場所として提供	フジフーズ株 式会社	令和2年 6月20日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における緊急 避難場所としての利 用に関する覚書	ファッションセンターしまむら鴻巣店駐車場を災 害時における緊急避難場所として提供	株式会社しまむら鴻巣店	令和2年 7月22日
災害時における緊急 避難場所としての利 用に関する覚書	ファッションセンターしまむら吹上店駐車場を災 害時における緊急避難場所として提供	株式会社しまむら吹上店	令和2年 7月22日
災害時における緊急 避難場所に関する協 定	ヘイワールド駐車場を災害時における緊急避難場 所として提供	株式会社平和アルミ製作所	令和2年 8月10日
災害時における緊急 避難場所に関する協 定	ベルク鴻巣宮前店駐車場を災害時における緊急避 難場所として提供	株式会社ベルク	令和2年 8月17日
災害時における県立 学校等の使用に関す る覚書	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」及び「体育館(2階コート)」	埼玉県立吹上 秋桜高等学校	
	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、備蓄倉庫・備蓄品の使用、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」	埼玉県立鴻巣 女子高等学校	令和3年 3月26日
	<ul><li>・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書</li><li>・避難施設に関する規定、鍵の貸与、避難所の開設等を規定</li><li>・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」</li></ul>	埼玉県立鴻巣 高等学校	令和3年 4月1日
災害時における宿泊 施設等の提供に係る 協定	長期の避難所生活が困難な方を対象に宿泊施設を提供	ルートインジ ャパン株式会 社	令和2年 9月16日
災害時における避難 場所に関する協定	災害により避難所を開設した場合に一部施設を提 供	株式会社エル ミ鴻巣、エル ミこうのすア ネックス区分 所有者団体	令和2年 11月1日
(再掲) 災害時における物資 の供給等に関する協 定書	災害時における、物資の提供及びカスミフードス クエア原馬室店駐車場の緊急避難場所としての提 供	株式会社カスミ	令和3年 2月12日
災害時避難施設に係 る情報の提供に関す る協定	避難所の混雑状況をリアルタイム空き情報配信プラットフォーム「VACAN (バカン)」を利用し配信できるよう定める協定	株式会社バカン	令和3年 4月9日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時における緊急 避難場所に関する協 定			令和3年 6月22日

# (e) 情報

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
災害時緊急放送に関 する協定	ラジオ放送を使った情報提供により、鴻巣市における災害の発生の予防又は被害の軽減を図る。	(株)フラワ ーコミュニテ ィ放送	平成 10 年 12 月 28 日
災害時の情報交換に 関する協定書	1一般被害状況、公共土木施設の被害状況等に関する情報交換 2情報連絡員(リエゾン)の派遣	国土交通省関 東地方整備局	平成 23 年 5 月 17 日
災害情報等の広報に 関する協定書	市からの提供情報をもとにケーブルテレビで放送 することに関する協定	株式会社JC N関東	平成 25 年 7月 31 日 平成 26 年 6月 1日 (株) ジェイ コム北関東 が承認
災害に係る情報発信 等に関する協定	災害時における防災情報を提供し、ヤフーサービ ス上に掲載してもらう協定	ヤフー株式会社	平成 27 年 8 月 05 日
災害時における鴻巣 市と鴻巣市内郵便局 の協力に関する協定	災害時における郵便局が収集した被災者の避難状 況等の情報提供、郵便局ネットワークを活用した 広報活動	鴻巣市内郵便 局	平成 29 年 2 月 24 日
(再掲) 災害時避難施設に係 る情報の提供に関す る協定	避難所の混雑状況をリアルタイム空き情報配信プラットフォーム「VACAN (バカン)」を利用し配信できるよう定める協定	株式会社バカン	令和3年 4月9日

# (f) 救援物資

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
(再掲) 災害時における応急 生活物資供給等の協 力に関する協定書	1 応急生活物資(食料、生活必需品等)の調達及び供給 2 物資搬送車両の確保 3 被災状況等の情報提供	生活協同組合コープみらい	
(再掲) 災害時における物資 の供給等に関する協 定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避 難先として駐車場を無償開放	株式会社マミーマート	平成 30 年 7 月 09 日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
(再掲) 災害時における物資 供給に関する協定	災害時における、本市への物資の提供や、他市町村 が被災した場合における本市からの応援物資の調 達・輸送	NPO 法人コメ リ災害対策セ ンター	平成 30 年 7 月 24 日
(再掲) 災害時における物資の 供給等に関する協定	災害時における、資機材等の物資の提供や、地域住 民等の緊急避難場所としての駐車場の無償開放	株 式 会 社 LIXIL ビバ	令和元年 5月21日
災害時における物資 供給に関する協定	災害時における、段ボール製のシート、ケース、間 仕切りや、簡易ベッドなどの供給及び避難所など への運搬の協力	アサヒ紙工株式会社	令和元年 7月9日

# (g) 行政事務支援

(g) 11 政事務又返			
協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
(再掲) 災害時における電気 設備等の復旧に関す る協定書	1公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること 2市内における電気に係る事故防止に関すること 3活動中に二次災害等を発見した場合には、関係 機関に通報すること 4前号の規定の通報により関係機関からの指示に 従うこと 5災害発生時における復旧に関すること	埼玉県電気工 事工業組合	平成 21 年 3 月 11 日
(再掲) 災害時の情報交換に 関する協定書	1 一般被害状況、公共土木施設の被害状況等に関する情報交換 2 情報連絡員(リエゾン)の派遣	国土交通省関 東地方整備局	平成 23 年 5 月 17 日
災害時における応 急措置等の協力に 関する協定書	市の要請を受けたときは、他の業務に優先し、速 やかに人員及び機材を出動させ、市の行う応急措 置等に協力する。	鴻巣市水道協 同組合	平成 23 年 8 月 25 日
災害時における家 屋被害認定調査に 関する協定書	市の職員と連携した市内家屋の調査に関すること及び市が発行した罹災証明について、市民からの相談に関する支援	埼玉土地家屋 調査士会	平成 24 年 3 月 27 日
災害時における物資 の輸送に関する協定 書	災害時における市の応急対策及び自治体の相互応 援措置のために、貨物自動車による緊急輸送を行 うことに関する協定(車両及び運転手等)	一般社団法人埼 玉県トラック協 会鴻巣支部	平成 24 年 7 月 2 日
防災応援型自動販売 機に関する協定書	鴻巣市イメージキャラクター「ひなちゃん」の意匠 を外観に図画し、付着させた防災応援型自動販売 機の設置と管理責任、販売協力金の支払いに関す る協定	三 国 コカ・リ グ 株 式 会 社 コカ・ ラ ボ スカ・ ラ ボ ド コカ・ ス デ ス デ ス デ ス デ ス デ ス デ ス デ ス デ ス デ ス	平成 24 年 10 月 26 日
大規模災害発生時に おける施設一時使用 に関する協定書	大震災等の大規模災害発生時において、鴻巣警察 署が行う災害応急対策が円滑に遂行されるよう、 鴻巣市文化センターの建物及び駐車場、鴻巣市立 陸上競技場駐車場を一時使用させることに関する 協定	埼玉県鴻巣警 察署	平成 24 年 11 月 30 日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結 年月日
(再掲) 地震災害時における 帰宅困難者対応に関 する覚書	地震災害時における帰宅困難者対応に関し、駅施設の一時滞在施設としての利用、市が開設する避難場所または一時滞在施設への避難誘導、情報共有、駅トイレ及び公衆電話の利用に関する協定	東日本旅客鉄 道 株 式 会 社 高崎支社 鴻巣駅・北鴻 巣駅・吹上駅	平成 25 年 3 月 25 日
鴻巣市被災建築物 応急危険度判定士 の召集に関する協 定書	市が建築物応急危険度判定士を招集する際、市に協力して、会員である判定士に速やかに伝達するための協定	社団法人 埼玉建築士会 中央北支部	平成 25 年 8 月 21 日
災害時における被災 者支援に関する協定	災害時における被災者支援のために行政書士が関 与できる業務相談への協力	埼玉県行政書 士会	平成 28 年 11 月 29 日
(再掲) 災害時における鴻巣 市と鴻巣市内郵便局 の協力に関する協定	災害時における郵便局が収集した被災者の避難状 況等の情報提供、郵便局ネットワークを活用した 広報活動	鴻巣市内郵便 局	平成 29 年 2 月 24 日
災害時における地図 製品等の供給等に関 する協定	災害時に使用することができる地図の提供、インターネット上で地図を検索・印刷できるZNET TOWNの利用	株式会社ゼンリン	平成 29 年 7月 19 日
災害時における廃棄 物の処理等に関する 協定	災害時において、災害廃棄物の収集・運搬・分別・ 処分などの協力	鴻巣市リサイ クル事業協同 組合	平成 30 年 2月 07 日
災害時における応急 対策業務に関する協 定	災害時における、応急対策のための活動	鴻巣市建設業 協会	平成 30 年 10 月 17 日
	災害時において、被災者への相続に関する相談や、 その他、司法書士法に定める業務に関する相談の 協力	埼玉司法書士 会	平成 30 年 10 月 22 日
災害時における無人 航空機による協力活 動等に関する協定	災害時における、ドローン及び操縦士の派遣による情報収集の協力	有限会社羽生モ ータースクール 行田ドローンス クール	
災害時における非常 用簡易トイレの廃棄 物に関する処理業務 協定書	災害時における非常用簡易トイレ等の排泄物の処	北本地区衛生 組合 埼玉中部環境 保全組合	令和3年 2月26日
災害時ボランティア センターの設置・運 営等に関する協定	災害時における災害ボランティアセンターの設置 及び運営	鴻巣市社会福 祉協議会	令和3年 3月11日
災害時における無人 航空機による協力活 動等に関する協定	災害時における、ドローン及び操縦士の派遣によ る情報収集の協力	株式会社フラ ワーコミュニ ティ放送	令和3年 6月22日

(令和4年1月1日現在)

### (2) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

#### (応援の種類)

- 第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1)食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
  - (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
  - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
  - (6)被災傷病者の受入れ
  - (7)遺体の火葬のための施設の提供
  - (8) ボランティア受付及び活動調整
  - (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
  - (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

#### (応援要請の手続き)

- 第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。
  - (1)被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

#### (応援の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。
- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を 速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し 電話等による連絡するとともに応援を実施する。

#### (応援の調整)

**第5条** 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の 調整を行うことができる。

#### (情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

#### (その他)

- 第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に 関する他の協定を妨げない。
- 2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。 附則
- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

### (3) 災害時の相互応援に関する覚書

(埼玉県中央広域行政推進協議会構成市町)

### 災害時の相互応援に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、災害が発生し、この覚書締結の各市町村(以下「市町村」という。)独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき市町村 が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるも のとする。

#### (連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生 したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

#### (応援の内容)

- 第3条 応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1)食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
  - (2)被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3)救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供
  - (4)救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣
  - (5)前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項
- 2 飲料水の応援については日本水道協会埼玉県支部の会員都市との間で締結されている「日本水道協会埼玉支部災害相互援助に関する覚書」による。
- 3 避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。

### (応援要請の手続)

- **第4条** 応援を受けようとする市町村は、次の事項を明らかにして、とりあえず防 災無線等により要請を行い、後に文書を提出するものとする。
  - (1)被害の状況
  - (2)必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量等
  - (3)必要とする職員の職種別人員
  - (4)応援の場所及び応援場所への経路
  - (5)利用する避難場所
  - (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、 応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は、当該費用を 一時繰替支弁するものとする。

#### (情報の交換)

第6条 市町村は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、随時 会議を開催するものとし、開催は輪番制とする。

#### (その他)

- 第7条 この覚書の実施に関し必要な事項又は覚書に定めのない事項は、その都 度、市町村が協議して定める。
- 第8条 この覚書は、昭和54年7月3日から適用する。

この覚書の成立を証するため、市町村記名押印のうえ各一通を保有する。 昭和54年7月3日

平成7年9月1日 一部改定

### (3-2) 災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

(埼玉県中央広域行政推進協議会構成市町)

### 災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

昭和54年7月3日付けで締結した災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

第3条に次の1項を加える。

3避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。

第4条1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

#### (5) 利用する避難場所

この覚書の締結を証するため、市町村記名押印の上、各その一通を保有する。

### (4) 災害時における相互応援に関する協定書

(福島県金山町、埼玉県羽生市)

#### 災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県吹上町、福島県金山町及び埼玉県羽生市(以下「協定市町」という。) は、相互に理解を深め、今後の友好を願い、災害時における相互応援について、次 のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、協定市町が独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき協定市町が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

#### (応援の内容)

- 第2条 前条に規定する応援の内容は次のとおりとする。
  - (1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (3) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等職員の派遣
  - (5)被災者を一時収容するための施設の提供
  - (6) 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項

#### (応援要請の窓口)

第3条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

#### (応援要請の手続き)

- **第4条** 応援を受けようとする協定市町は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
  - (1)被害の状況
  - (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
  - (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
  - (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
  - (5) 応援の場所及び応援場所への経路
  - (6) その他応援を必要とする事項

#### (応援のために派遣された職員の指揮)

**第5条** 応援のため派遣された職員は、要請した協定市町の長の指揮の下に活動するものとする。

#### (経費の負担)

- 第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする、ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町の負担とする。
- 2 応援を受けた協定市町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、 応援を受けた協定市町から要請があった場合には、応援した協定市町は、当該費 用を一時繰替え支弁するものとする。

#### (災害補償等)

- 第7条 第2条の規定により派遣され、応援活動に従事した職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。
- 2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた協定市町が、応援を受ける協定市町への往復途中に生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

#### (情報の交換)

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換等を行うものとする。

#### (協議)

**第9条** この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

#### (施行)

第10条 この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定市町記名押印の上、各々1通を保有する。

平成9年3月22日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

埼玉県北足立郡吹上町富士見1丁目1番1号 吹上町長

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地金山町長

埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市長

### (4-2) 災害時における相互応援に関する協定書

(福島県金山町、埼玉県羽生市)

### 覚 書

埼玉県吹上町、福島県金山町及び埼玉県羽生市(以下「協定市町」という。) は、災害時における相互応援に関する協定(以下「協定という。」)について、次の とおり覚書を交わす。

- 1 協定第3条に定める連絡担当窓口とは、吹上町においては総務課、金山町においては総務課、羽生市においては総務部庶務課とする。
- 2 経費の負担については、本協定の趣旨を踏まえ、その額及び支払方法について は双方協議の上決定する。ただし、自主応援については、応援を行う協定市町の 負担とする。
- 3 情報の交換については、年1回以上とし、必要な資料を相互に交換し合う。 この覚書の取り交わしを証するため、協定市町記名押印の上、各々1通を保有す る。

平成9年3月22日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

埼玉県北足立郡吹上町富士見1丁目1番1号 吹上町長

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地金山町長

埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市長

### (5) 災害時における相互応援に関する協定書

(埼玉県加須市、行田市、羽生市)

#### 災害時における相互応援に関する協定書

行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

#### (目的)

第1条 この協定は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川 辺町及び大利根町(以下「協定市町村」という。)の区域において災害が発生 し、被災した市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場 合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基 づき、被災した市町村からの応援要請に応え、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行 するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - (5) ボランティアの斡旋
  - (6) 被災者の一時収容のための施設の提供
  - (7) 前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項(応援要請の手続)
- **第3条** 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の事項を明らかにして電話等により要請し、後日災害応援要請書を提出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 応援の場所及び応援場所への経路
  - (3) 応援の期間
  - (4) 必要とする食糧、生活必需物資、機械器具及び資材の品名並びに数量
  - (5) 必要とする職員の職種別人員
  - (6) 一時避難を希望する者の人数及び期間
  - (7) その他応援を必要とする事項

#### (経費の負担)

- 第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。
  - (1) 応援に要する経費(次号に掲げる経費を除く。) は、応援を受けた協定市町村の負担とする。
  - (2) 職員の派遣に要する経費は、応援した協定市町村の負担とする。
- 2 応援した協定市町村は、応援を受けた協定市町村が前項に規定する費用を支弁 するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町村が要請した場合には、当該費 用を一時繰替え支弁するものとする。

#### (情報の交換)

**第5条** 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、 情報交換を行うものとする。

#### (連絡担当部課)

**第6条** 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が 発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(協議)

**第7条** この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成10年5月8日から施行する。

この協定の締結を証するため、各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年5月8日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

加須市大字下三俣290番地 加須市 加須市長

行田市本丸2番5号 行田市 行田市長

羽生市東6丁目15番地 羽生市 羽生市長

北埼玉郡騎西町大字騎西36番地1 騎西町 騎西町長

北埼玉郡南河原村大字南河原790番地南河原村 南河原村長

北埼玉郡川里村大字広田3141番地1 川里村 川里村長

北埼玉郡北川辺町大字麦倉1481番地1 北川辺町 北川辺町長

北埼玉郡大利根町大字下新井1679番地の1 大利根町 大利根町長

# (5-2)災害時における相互応援に関する協定実施細目

(埼玉県加須市、行田市、羽生市)

# 災害時における相互応援に関する協定実施細目

この実施細目は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町の災害時における相互応援に関する協定(以下「協定」という。) 第7条の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (経費の支払方法)

- 第1条 協定第4条第1項第1号に規定する応援に要した経費は、次に定めるところにより算出し、応援を受けた協定市町村に対し請求できるものとする。
  - (1) 提供した物資の時価評価額又は取得価格及び輸送費
  - (2) 車両及び機械器具は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
  - (3) 施設の提供については、借上料
  - (4) 協定第2条第7号に規定する事項については、その実施に要した額

# (応援職員の派遣に要する経費負担)

- 第2条 協定第4条第1項第2号に規定する経費の負担は、次のとおりとする。
  - (1) 応援職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき必要な補償を行うものとする。
  - (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援した協定市町村が賠償の責を負うものとする。

#### (経費負担の協議)

**第3条** 協定第4条の規定にかかわらず、被災した協定市町村の被災状況を勘案 し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、 協定市町村は協議することができる。

#### (情報の交換)

- 第4条 協定市町村の防災担当職員は、年1回以上必要に応じて防災に関する情報 交換、協議を行うものとする。
- 2 協定第5条に定める情報の交換に関し必要な資料は、協定市町村の地域防災計画その他必要と認める資料とする。

#### (担当部課)

第5条 協定第6条に規定する担当部課は、別表のとおりとする。

#### (協定の見直し)

**第6条** 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、提案する協定市町村がとりまとめをする。

附則

この実施細目は、平成10年5月8日から施行する。

# (6) 災害時における相互応援に関する協定書

(静岡県三島市)

# 災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)と静岡県三島市(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (応援の内容)

- 第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の 提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
  - (5) 避難が必要な被災者の受入れ
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

#### (応援要請の窓口)

**第3条** 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

#### (応援の要請)

- **第4条** 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (応援の実施)

**第5条** 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

# (応急物資等の輸送)

**第6条** 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた 市が行うものとする。

# (経費の負担)

- 第7条 応援に要する経費(輸送費を含む。)は、原則として応援要請した市が負担する。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援要請を受けた市の負担とする。
- 2 前項に規定する経費の負担について、これにより難いときは、甲乙協議して 定めるものとする。

# (損害補償等)

- 第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは 疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶 養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うもの とする。
- 2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

# (協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間終了の1か月前までに甲乙いずれかから、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、引き続き1年間効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

#### (協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 保有する。

平成25年3月25日

- 甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号 埼玉県鴻巣市 鴻巣市長
- 乙 静岡県三島市北田町4番47号 静岡県三島市 三島市長

# (7) 災害時における相互応援に関する協定書

(長野県岡谷市)

# 災害時における相互応援に関する協定書

長野県岡谷市(以下「甲」という。)と埼玉県鴻巣市(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に関し、相互に応援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

**第1条** この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、災害を受けた市(以下「被災市」という。)が、応急対策等を円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (応援の内容)

- 第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急対策等に必要な資機材又は 物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
  - (4) 救助活動及び応急対策等に必要な職員等の派遣
  - (5) 避難が必要な被災者の受入れ
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

## (応援要請の窓口)

**第3条** 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有するものとする。

# (応援要請の手続き)

- **第4条** 被災市は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書にて要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類及び具体的な内容並びに必要な量
  - (3) 応援の期間
  - (4) 応援場所及び応援場所への経路
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

## (応援活動)

**第5条** 甲又は乙は、前条の規定により被災市から応援の要請を受けた場合は、その内容に従い応援活動を行うよう努めるものとする。この場合において、特別な

事情により応援要請を受けることができない場合は、その旨を速やかに連絡する ものとする。

2 甲又は乙は、発生した災害の規模、状況等から被災市が応援要請をすることができない状況にあると判断した場合は、自らの判断において必要な応援活動をすることができるものとする。

### (応急物資の輸送等)

**第6条** 応急物資の輸送及び応援職員の移動については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

### (経費の負担)

- 第7条 応援活動に係る経費は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがある場合を除き、原則として被災市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費 (前条の移動に係る経費を除く。)は、応援要請を受けた市の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定に基づき行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるもの を除くほか、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協 議のうえ定めるものとする。

# (損害補償等)

- 第8条 応援活動に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。
- 2 応援活動に従事した職員が、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災市が、被災市と応援要請を受けた市の往復の移動中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

#### (協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

#### (協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、 その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 保有する。 平成30年4月20日

- 甲 長野県岡谷市幸町8番1号 長野県岡谷市 岡谷市長
- 乙 埼玉県鴻巣市中央1番1号 埼玉県鴻巣市 鴻巣市長

# (8) 災害時における相互応援に関する協定書

(栃木県小山市)

# 災害時における相互応援に関する協定書

栃木県小山市(以下「甲」という。)と埼玉県鴻巣市(以下「乙」という。)とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙に、地震、水害、火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における甲乙相互の物資の提供、避難者の一時受入れ、職員の派遣等の応援(以下「応援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (応援の内容)

- **第2条** この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過重な負担とならない範囲で行うものとする。
  - (1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資の提供
  - (2) 食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供
  - (3) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供
  - (4) この協定に基づき実施する応援に必要な職員派遣
  - (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

#### (応援要請の手続)

- **第3条** 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要する品目、規格、数量等
  - (3) 前条第4号に基づき派遣を受ける職員の職種、人数等
  - (4) 応援のために派遣される職員(以下「派遣職員」という。)が集合する場所(以下「集合場所」という。)及び応援を受ける場所
  - (5) 応援を受ける期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### (応援活動の実施)

- **第4条** 応援の要請を受けた甲又は乙は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。
- 2 甲又は乙は、災害の規模、状況等から応援要請をすることができない状況にあると判断される場合で、収集した情報等から応援出動することが必要であると認められるときは、応援要請のない場合であっても、必要な応援活動を実施することができるものとする。

3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない事情にある場合は、当該要請をした相手方に速やかにその旨を連絡しなければならない。

# (指揮権)

第5条 応援活動に従事する職員は、応援を受ける災害対策本部長の指揮に従うも のとする。

## (応援経費の負担)

- **第6条** 応援に要する経費の負担は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に 係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがある ものを除くほか、その都度甲乙協議して決定するものとする。

## (災害補償等)

- 第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合 又は応援活動により負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至っ た場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、派遣した市が負うも のとする。
- 2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が集 合場所への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の 責務を負うものとする。

# (連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

#### (情報の交換)

**第9条** 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて 情報交換を行うものとする。

#### (協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度 甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 保有する。

平成31年1月21日

栃木県小山市中央町1丁目1番1号 甲 栃木県小山市 栃木県小山市長 埼玉県鴻巣市中央1番1号 乙 埼玉県鴻巣市 埼玉県鴻巣市長

# (9) 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

(埼玉県、市町・組合(56団体)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

# 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

埼玉県(以下「甲」という。)と市町・組合(乙1から乙56まで)(以下乙1から乙56までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

## (復旧支援協力の要請)

- **第2条** 甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。
  - (1) 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)
  - (2) その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が甲及び乙 1 から乙 5 6 までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。
- 3 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により 行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことが できるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 4 丙は、前3項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材 等をもって要請された業務を遂行する。

#### (復旧支援の調整)

第3条 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

#### (費用)

第4条 この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び 乙1から乙56までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するもの とする。

## (個人情報等の保護)

**第5条** 丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

### (報告)

- **第6条** 丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに 要請した者に対し書面をもって報告を行うものとする。
- 2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

# (下水道台帳データの提供)

- 第7条 甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供するものとする。
- 2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

# (下水道台帳データの開示)

- **第8条** 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し 甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

#### (広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

#### (事務局)

- 第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。
  - (1) 甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。
  - (2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部 会とする。

#### (協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

#### (その他)

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び 丙による協議の上決定するものとする。 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、 違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

# 附則

- この協定は、平成29年9月20日から施行する。
- この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成29年 9月20日

(関係者は略)

# (10) 災害時の情報交換に関する協定書

(国土交通省関東地方整備局)

# 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局(以下「甲」という。)と鴻巣市(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

# (目的)

**第1条** この協定は、鴻巣市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換」という。)について定め、もって、適切に迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### (情報交換の開始時期)

- 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
  - (1) 鴻巣市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - (2) 鴻巣市災害対策本部が設置された場合
  - (3) その他甲又は乙が必要とする場合

# (情報交換の内容)

- 第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 一般被害状況に関すること。
  - (2) 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること。
  - (3) その他甲又は乙が必要な事項

#### (情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と 判断した場合は、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行 うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

# (平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図 等の資料の整備に協力するものとする。

#### (協議)

**第6条** 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所有する。

平成23年5月17日

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

甲 国土交通省 関東地方整備局長

埼玉県鴻巣市中央1番1号

乙 鴻巣市長

# (11) 緊急放送に関する協定

(株式会社フラワーコミュニティ放送)

# 災害時緊急放送に関する協定

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社フラワーコミュニティ放送(以下(乙)という。)は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、ラジオ放送を使った情報提供により、鴻巣市における災害の 発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1)「災害」とは、地震、台風、洪水、火災、危険物の爆発その他の非常の事態をいう。
  - (2)「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲と乙が協議により、 乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

# (運用)

- 第3条 前条第1号に定める災害が生じた場合は、次の各号に定める方法により運用するものとする。
  - (1) 乙の放送局員がスタジオにいる場合
    - ア 甲は、ファクシミリ等により、乙のスタジオ宛に緊急放送である旨を明 示した放送原稿を送付する。
    - イ 乙は、緊急放送の原稿を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに 他の放送に優先してこれを放送する。又、必要と認めたときは、適宜繰り 返して放送する。
  - (2) 乙の放送局員がスタジオにいない場合
    - ア 甲は、別表に定める乙に所属するいずれかの者に連絡を取り、緊急放送 を依頼する。
    - イ 乙は、甲から依頼を受けスタジオに到着したときは、速やかにその内容 を確認し、放送する。

#### (費用の負担)

- 第4条 緊急放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。
  - (1) 乙は、緊急放送に要する負担を甲に請求しない。
  - (2) 災害緊急放送の実施により、予定していた広告放送できなかったときは、 乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

# (協定の期間)

第5条 この協定有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了1箇月前までに、甲、又いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

## (その他)

**第6条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙誠 意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1通を保有するものとする。

平成10年12月28日

- 甲 鴻巣市中央1番1号 鴻 巣 市 鴻巣市長
- 乙 鴻巣市東1丁目1番25号 株式会社フラワーコミュニティ放送 代表取締役社長

# (12) 災害情報等の広報に関する協定書

(株式会社 J C N 関東)

# 災害情報等の広報に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社JCN関東(以下「乙」という。)は、災害時における情報等の広報について、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、甲の市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の市内で乙が運営するケーブルテレビ (以下「ケーブルテレビ」という。)を利用した災害情報等の広報業務に関し、必要な事項を定める。

### (広報業務の内容)

- 第2条 広報業務の内容は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 甲は、乙に対して災害情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送すること。
  - (2) 前号に付随する業務に関すること。

# (要請による放送)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報 を住民に伝達する必要があると判断したときは、乙に対し、当該災害情報の放 送を実施するよう要請し、乙は、その番組編成基準に基づき通常放送に優先し て当該災害情報の放送を実施するよう努めるものとする。

## (要請の手続き)

**第4条** 甲の乙に対する要請手続きは、原則として書面(様式第1号)をもって 行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請す ることができるものとし、事後に書面を提出する。

#### (連絡調整)

**第5条** この協定に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行うものとする。

# (協力)

- **第6条** 甲及び乙は、この協定を進めるために必要とする施設整備等について、 可能な限り提供し合うものとする。
- 2 甲及び乙は、平素から、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報 を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するもの とする。

## (費用の負担)

第7条 この協定に基づく災害情報等の広報に関する放送料等の費用については、 無料とするものとする。

# (協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了前までに甲乙いずれからも書面によって協定の解除の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

# (協議)

**第9条** この協定に関し、定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の 上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目34番8号 乙 株式会社JCN関東 代表取締役社長

# (13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

(埼玉土地家屋調査士会)

# 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と埼玉土地家屋調査士会(以下「乙」という。)とは、地震風水害その他災害(以下「災害」という。)時における家屋被害認定調査 (以下「認定調査」という。)について、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

**第1条** この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

### (支援の内容)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。
  - (1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第 518号)に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
  - (2) 甲が発行した罹災証明について、市民からの相談に関すること。

## (支援の要請)

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を 実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」(別紙 様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等に より要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出す るものとする。

#### (支援の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書(別紙様式2)を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

# (費用の負担)

- 第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。
- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用について は甲が負担するものとする。

#### (費用の請求)

- 第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求 するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認の上、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

# (守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他に漏らしては ならない。

# (従事者の災害補償)

- 第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。 (有効期間)
- 第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。 (協議)
- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたと きは、その都度甲乙間で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通 を保有するものとする。

平成24年3月27日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号 乙 埼玉土地家屋調査士会 会長

# (14) 鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(社団法人埼玉建築士会中央北支部)

# 鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災 建築物応急危険度判定士の招集に関し、鴻巣市(以下「甲」という。)が、社団 法人埼玉建築士会中央北部支部(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たっ て必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める判定士のうち、社団法人埼玉建築士会中央北支部に所属する民間の判定士をいう。

## (協力要請)

- 第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。
- 2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急 を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改め て要請文書を乙に送付するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当 する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

#### (市への報告)

**第4条** 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、 本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

#### (協力のための準備)

- 第5条 乙は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を甲に提出し、新規の登録又は 登録者名簿に記載された内容に変更があったときは、遅延なくその旨を甲に報告 するものとする。
- 2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に 伝達するための連絡系統(以下「連絡系統」という。)を整備し、地震災害時に 備えるものとする。
- 3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。
- 4 乙は、年度当初に判定士を招集するための連絡系統を報告するものとする。

#### (訓練)

**第6条** 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

**第7条** この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途 定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

平成25年8月21日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

桶川市寿一丁目3番7号 乙 社団法人埼玉建築士会 中央北支部 支部長

# (15) 緊急給水等に関する協定書

(桶川北本水道企業団)

# 緊急給水等に関する協定書

桶川北本水道企業団(以下『甲』という。)と鴻巣市(以下『乙』という。)は、緊 急給水等について次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 災害発生時における上水道の安定供給の確保を考慮した施設の活用を目的 とする。

### (定義)

**第2条** この協定において『緊急給水』とは、それぞれの給水区域内で地震、渇水等の災害発生により安定給水が妨げられた場合に相互応援によって給水が確保されることをいう。

# (緊急給水の要請)

- **第3条** 災害緊急時において応援を受けようとする場合は、次の事項を記載した文章 によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。
- (1)被害の状況
- (2)応援予定給水量及び期間(応援予定給水量の決定については日平均と時間最大を基準とする。)
- (3) その他必要な事項(必要な事項とは甲及び乙の施設能力の範囲内で供給可能分とする。)

## (緊急給水の方法)

- 第4条 北本市深井3丁目7番地付近において、甲及び乙が布設した配水管を接続し給水するものとする。
  - 甲 北本市 深井3丁目7番地付近
  - 乙 鴻巣市 人形 4 丁目 4 の 90 番地付近
- 2 前項における施設利用を行う仕切弁の開閉については、甲乙立会いのもとに行 う。ただし、緊急を要す時はこの限りではない。

## (保守点検)

- 第5条 第4条の施設の保守点検を、甲乙協議し年1回以上行うこととする。 (給水費用)
- 第6条 緊急給水の供給者は、受給者にその費用を請求することができる。
- 2 給水費用を計算するための水量及び1立方メートルの単価は、甲及び乙が協議 し定めることとする。(算定根拠は県水単価を基準とする。)

#### (協議)

**第7条** この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

平成8年12月17日

甲 埼玉県北本市中丸 6-83 番地 桶川北本水道企業団 企業長

乙 埼玉県鴻巣市中央 1-1 鴻巣市長

# (16) 救援物資提供に関する協定書

(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

(現:コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)

# 災害時における救援物資提供に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と三国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

# (協定の趣旨)

**第1条** この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の内容)

- 第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する 恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から 物資の提供について要請があったとき、乙は次の内容により協力するものとす る。
  - (1) 地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供する。
  - (2) 速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練る。
  - (3) 飲料水の優先的な安定供給を甲に行う。
  - (4) 前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。また、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定する。

#### (要請の手続き)

**第3条** 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式1) をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請 することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

#### (有効期間及び更新)

第4条 この協定の有効期間は、平成17年5月11日から平成22年5月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以降も同様とする。

# (協議)

**第5条** この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものと する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通 を保有する。

平成17年5月11日

- 甲 鴻巣市中央1番1号 鴻巣市長
- 乙 桶川市加納180番地 三国コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長

# (17) 防災応援型自動販売機に関する協定書

(三国コカ・コーラボトリング株式会社)

(現:コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)

# 防災応援型自動販売機に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と、三国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、防災応援型自動販売機(以下「応援自販機」という。)の設置及び運営に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

### (設置目的)

**第1条** 本協定は、応援自販機の設置に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。なお、設置する応援自販機は、鴻巣市イメージキャラクター「ひなちゃん」の意匠を外観に図画し、付着させたものとする。

## (設置場所)

第2条 甲は、甲の指定する別紙1「防災応援型自動販売機リスト」の場所に乙の 所有する応援自販機を乙の費用をもって設置し運営することを承認する。なお、 別紙1「防災応援型自動販売機リスト」の記載内容に変更が生じた場合はその都 度、甲、乙間で確認して更新するものとする。

# (管理責任)

第3条 乙は、応援自販機を常に整備し、商品の供給、詰替え、入替え、苦情の受付及び売上精算においては一切の責任を負うものとし、応援自販機設置場所及び当該応援自販機運営のための電力供給においては甲の責任とする。

## (販売協力金の支払い)

- **第4条** 乙は、甲に対し販売協力金を支払うものとし、以下の各項のとおりとする。
- 2 乙は、応援自販機における売上に15パーセントを乗じた金額を販売協力金と して甲に支払うものとし、甲は当該販売協力金を防災用品購入資金に充てること ができるものとする。
- 3 乙は、応援自販機の売上管理を行うものとし、甲に支払う販売協力金は毎月末日に集計し、翌月25日までに甲の指定する別紙2の銀行口座に振込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

#### (反社会的勢力に関する表明・保証)

第5条 甲及び乙は、相手方に対し、本協定締結時及び本協定締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、いずれかの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本協定を解除することができる。

# (有効期間及び解約)

- 第6条 本協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも本協定事項の変更又は解約の申し出がない限り、更に1年間延長し以後も同様とする。なお、有効期間途中で本協定を解約する場合は、相手方に1か月前までに通知し、解約できるものとする。ただし、当事者の一方的な事由による解約の場合は甲、乙の双方で協議し、円満に解決するものとする。
- 2 期間満了又は前項の解約による応援自販機の引き上げに要する費用は、乙の負担とする。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく、他 の第三者に開示、漏洩してはならない。

## (協議事項)

**第8条** 本協定に定めのない事項については、互いに誠意を持って協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を 保有するものとする。

平成24年10月26日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県桶川市大字加納180番地 乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社 執行役員 埼玉第二支社 支社長

# (18) 災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書

(株式会社伊藤園)

# 災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社伊藤園(以下「乙」という。)は、災害時おける救援物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

**第1条** この協定は、鴻巣市内において地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

## (協定事項の発動)

- **第2条** この協定に定める災害時の協力事項の発動は、鴻巣市内において震度 5 弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。
- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供 に関して要請する。

# (要請の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行うときは、口頭、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに 救援物資(飲料水)提供要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。
- 2 要請の手続きを円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その 名簿を整備しておくものとする。

#### (協力の内容)

- **第4条** 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号の協力 を行うものとする。
  - (1)甲の施設内に設置されている乙の地域貢献型自動販売機(別紙記載)の機内 在庫の飲料水を甲に無償提供するものとする。
  - (2) 乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を供給するものとする。
- 2 前項第2号の経費については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (経費の請求)

- **第5条** 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものと する。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

# (平素の協力)

**第6条** 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要 に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとす る。

# (協定の有効期間)

**第7条** この協定の期間は、締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申し出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

# (協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都 度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1 通を保有する。

平成25年3月18日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

東京都渋谷区本町3丁目47番10号 乙 株式会社伊藤園 総務部長

# (19) 災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書

(鴻巣酒販研究会、東京キリンビバレッジサービス株式会社)

# 災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)、鴻巣酒販研究会(以下「乙」という。)及び東京キリンビバレッジサービス株式会社(以下「丙」という。)は、鴻巣市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における備蓄水の提供及び飲料水供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、平常時から相互に協力して、災害時等に被災者及び避難者に対する支援のため、備蓄水の提供及び飲料水供給の協力について、必要な事項を定めるものとする。

## (協定事項の発動等)

**第2条** 本協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙又は丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

## (備蓄水の提供)

- 第3条 備蓄水は、甲、乙及び丙の協議により、適切な数量を取り決めるものとする。
- 2 乙及び丙は、備蓄水を無償提供し、賞味期限等の管理は、乙が行うものとする。

#### (飲料水供給の協力)

- **第4条** 甲は、災害時等に乙又は丙へ飲料水の要請を行うときは、要請書をもって 行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請するこ とができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙又は丙は、前項の要請を受諾後、速やかに飲料水を供給できる体制を整えるとともに、甲に対して飲料水を供給するよう努める。ただし、道路不通等の支障が生じた場合及び安全確保ができない場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

### (費用の負担)

- **第5条** 甲の要請に基づき、乙又は丙が前条に定める飲料水の供給及び搬送に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、 乙、丙協議の上決定するものとする。
- 3 乙又は丙は、飲料水の供給が完了したときは、速やかに費用を甲に請求するものとする。
- 4 甲は、乙又は丙から費用の請求があった場合は、速やかにその代金を支払うも のとする。

# (譲渡等の禁止)

- 第6条 甲は、備蓄水を第三者へ譲渡してはならない。
- 2 甲は、人道的な立場から、第三者への譲渡を希望する場合は、乙及び丙と協議 しなければならない。

# (協定の有効期間)

**第7条** 本協定の期間は、締結の日からとし、甲、乙又は丙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

# (協議)

**第8条** 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証明するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が、それぞれ記 名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月17日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市

鴻巣市長

埼玉県鴻巣市箕田3922番地2

乙 鴻巣酒販研究会

会長

東京都千代田区神田和泉町1番地 神田和泉町ビル8階 丙 東京キリンビバレッジサービス株式会社 代表取締役社長

# (20) 災害時のLPガス応急生活物資等に関する協定書

(社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部)

# 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書

### (趣旨)

第1条 鴻巣市、桶川市、北本及び吹上町(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県 エルピーガス協会鴻巣支部(以下「乙」という。)とは、甲の地域に地震等の災 害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して被災した地域 住民等に、LPガス応急生活物資等(以下「LPガス等」という。)に関する協 力事項について、次のとおり定めるものとする。

# (協力事項の発動)

**第2条** この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲のいずれかが災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときをもって発動する。

### (LPガス等の協力要請)

- **第3条** 災害時において甲のいずれかがLPガス等を必要とするときは、甲のいずれかは、乙に避難所等へのLPガス等について協力を要請することができる。
- 2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速 やかに文書でその内容を通知するものとする。
  - (1) 協力要請内容及び必要個数
  - (2) 協力を希望する期間
  - (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## (LPガス等の協力実施)

- 第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、LPガス等の優先供 給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、簡易ガスコンロ 200 台及びカセットボンベ 600 本を指定する場所に備蓄(以下「ランニングストック」という。)し、供給可能な体制を保持するものとする。
- 3 乙は、別途鴻巣支部内の卸売事業者と協定して、LPガス 20 kgボンベ 30 本、50 kgボンベ 30 本を鴻巣支部内の2事業所にランニングストックし、甲の要請に応じて出荷する体制を整備するものとする。

#### (費用)

**第5条** 前条の規定に基づき、乙がランニングストックした物資以外に供給した商品の対価及び運搬等の費用については、要請した甲が負担するものとする。

#### (引き渡し)

第6条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

# (情報の収集・提供)

- 第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して地域住民に迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、必要に応じて情報の交換を行 うものとする。

## (連絡の窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当窓口を定め、相互に連絡調整をするものとする

# (協議)

**第9条** この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

### (適用)

第10条 この協定は、平成9年11月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書 5 通を作成し、甲、乙署名押印のう え、それぞれ 1 通を保有する。

平成9年11月5日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

> 桶川市泉1丁目3番28号桶川市 桶川市長

北本市本町1丁目111番地 北本市 北本市長

吹上町富士見1丁目1番1号 吹上町 吹上町長

鴻巣市人形 1 丁目 8 番 15 号 乙 社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部 支部長

# (21) 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

(埼玉県石油商業組合鴻巣支部)

# 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等(ガソリン、軽油をいう。以下同じ。)の供給協力に関し、鴻巣市(以下「甲」という。)と埼玉県石油商業組合鴻巣支部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、災害応急対策に必要な燃料等を市内石油販売事業者の協力を 得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

# (協力)

- 第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車 両、緊急物資輸送車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたとき は、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。
- 2 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給を依頼する場合 は、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。
- 3 甲は、乙に応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書(第1号様式)により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。
- 4 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、第2項の規定による甲からの緊急 用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給の依頼があったときは、これに協 力するものとする。
- 5 乙は、第3項の規定による甲からの応急対策用資器材の燃料等の供給の依頼が あったときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

## (費用負担)

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。

### (請求及び支払)

- **第4条** 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

#### (協定の有効期間)

第5条 協定の有効期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

# (協議)

**第6条** 協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めにない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自その 1通を保有する。

平成23年4月1日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市

乙 埼玉県石油商業組合鴻巣支部 代表者

# (22) 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(株式会社イングコーポレーション)

# 災害時における飲料水の供給に関する協定書

株式会社イングコーポレーション(以下「甲」という。)と鴻巣市(以下「乙」という。)は、災害時における飲料水供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して被災者及び避難者に対する支援のため、飲料水供給の協力について、必要な事項を定める。

## (協力内容)

- **第2条** この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に要請を行ったときをもって発動するものとし、甲は次の内容により積極的に協力するものとする。
  - (1) 飲料水の調達及び優先的な安定供給
  - (2) 飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送
  - (3) 被災状況等の情報の提供

# (要請の手続き)

**第3条** 乙は、この協定による要請を行うときは、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

#### (経費の負担)

- **第4条** 乙の要請に基づき、甲が飲料水の供給及び搬送に要する経費のうち次の経費は、乙が負担するものとする。
  - (1) 供給した飲料水に要する経費
  - (2) 搬送車両及び従事者に要する経費
  - (3) その他乙が負担すべき経費
- 2 前項各号の経費は、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、前 項第1号の経費については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲 乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、飲料水の供給が完了したときは、速やかに経費を乙に請求するものとする。

4 乙は、甲から経費の請求があった場合は、速やかにその代金を支払うものとする。

## (平素の協力)

**第5条** 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に 応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

# (協定の有効期間)

**第6条** この協定の期間は、締結の日からとし、甲又は乙から解除の申し出がない 限り継続するものとする。

## (協議)

**第7条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度 甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

令和3年12月20日

鴻巣市逆川1丁目1番29号 甲 株式会社イングコーポレーション 代表取締役

鴻巣市中央1番1号 乙 鴻巣市 鴻巣市長

## (23) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(生活協同組合さいたまコープ)

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と生活協同組合さいたまコープ(以下「乙」という。)は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、市民生活の早期安定を図るため、食料、生活必需品等(以下「応急生活物資」という。)の調達及び供給等の協力について、必要な事項を定める。

## (協力内容)

- 第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に協力を要請することができる。
  - (1) 応急生活物資の調達及び供給
  - (2) 物資搬送車両の確保
  - (3) 被災状況等の情報提供
- 2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び搬送に ついて積極的に協力するものとする。

## (要請の手続き)

- **第3条** 甲は、この協定による要請を行うときは、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書(様式第1号)を提出するものとする。
  - (1) 応急生活物資の種類及び数量
  - (2) 応急生活物資の運搬先
  - (3) その他必要な事項

#### (報告)

- **第4条** 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書(様式第2号)を提出するものとする。
  - (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
  - (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
  - (3) その他必要な事項

## (経費の負担)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。
  - (1) 供給した応急生活物資に要する経費
  - (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
  - (3) その他甲が負担すべき経費

## (経費等の価格)

第6条 経費等の価格は、災害時等の発生直前における乙での販売価格又は経費を 基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

## (経費の請求)

**第7条** 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、 速やかにその代金を乙に支払うものとする。

## (従事者の損害補償)

第8条 甲は、乙又は輸送業務に従事した者に、その輸送業務により死亡その他の 事故が生じたときは、埼玉県条例「災害に際し応急措置の業務に従事した者に対 する損害補償に関する条例」の基準に準じて補償を行うものとする。ただし、損 害補償を受けるべき者が、他の法令(条例を含む。)による療養その他給付若し くは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けた ときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行 わない。

## (ボランティア活動への支援)

**第9条** 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進 し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するもの とする。

## (広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の 締結等、広域的な支援が受け入れられる体制の整備に努めるものとする。

## (平素の協力)

**第11条** 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要 に応じ相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

## (連絡責任者)

第12条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

#### (法令の遵守)

第13条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

## (協定の有効期間)

**第14条** この協定の期間は締結の日からとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

#### (協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成25年2月13日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市長

さいたま市南区根岸1丁目5番5号

乙 生活協同組合さいたまコープ

代表理事

理事長

# (24) 災害時等における医療拠点に関する協定書

(社団法人埼玉県看護協会)

# 災害時等における医療拠点に関する協定書

吹上町(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県看護協会(以下「乙」という。)は、町民の生命、身体及び財産を保護するため、災害時又は災害発生のおそれのある場合における医療拠点の確保等について、次のとおり協定を締結する。

## (用語の定義)

**第1条** この協定においての「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第2 23号)第2条第1項に定める被害をいう。

# (協力の要請)

- 第2条 甲は、地震、台風その他の異常な自然現象に伴う被害により町内に相当程度の被害が生じた場合に、その応急対策について乙に応援協力の依頼を行うものとする。
- 2 乙は、前項に規定する応援協力の依頼を受けたときは、速やかに、乙の所有する施設(埼玉県高齢者介護研修センター)を医療救護施設として開設するほか、 最大限の配慮を行うものとする。
- 3 甲は、災害が発生すると予想される場合においても、その予防対策について第 1項に準じて乙に協力できることとし、乙は前項と同様に対処するものとする。

#### (体制の整備)

- 第3条 乙は、前条に規定する応急対策等を速やかに実行するため、職員等の連絡 系統を定めておくとともに、必要な資材、労力等(以下「資機材」という。)の 確保による体制の整備に努めるものとする。
- 2 甲は、乙に、前項の規定による連絡系統及び資機材の確保状況について報告を 求めることができるものとする。

#### (経費の負担)

- 第4条 第2条の要請により乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。
- 2 乙は、応急対策業務に出動した場合においては、速やかに作業報告書を提出するものとする。

### (災害情報等連絡体制の整備)

**第5条** 甲乙双方は、災害情報等の連絡体制を整備するため、担当所管等を定める ものとする。また、その方策について協議するものとする。

## (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要に 応じて情報の交換を行う。

# (期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

## (協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書記名押印の上、各々1通を保有する。

平成14年10月10日 (平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

- 甲 吹上町富士見1丁目1番1号 吹上町 吹上町長
- 乙 さいたま市中里3丁目3番8号 社団法人埼玉県看護協会 会長

## (25) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

(埼玉県立鴻巣高等学校)

# 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立鴻巣高等学校(以下「甲」という。)と鴻巣市(以下「乙」という。) は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等(以下、「避難施設等」)として使用することについて必要な事項を定める。

## (災害の種類)

- 第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。
  - (1) 地震
  - (2) 洪水
  - (3) その他

## (避難施設等)

- 第3条 本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1 に定めるとおりとする。
- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を 適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、 毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければ ならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙 4 により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

### (避難所開設等)

**第4条** 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の 到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっ ても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所 運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

## (備品等の使用)

**第5条** 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

## (防災関連情報の交換)

**第6条** 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

## (防災訓練の参加)

**第7条** 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。防 災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとす る。

## (覚書の有効期間)

- **第8条** 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り、継続するものとする。
- 2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行う ものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定 めるものとする。

## (協議)

**第9条** 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲 乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1 通を所持する。

令和3年4月1日

鴻巣市大間1020番地 甲埼玉県立鴻巣高等学校 校長

鴻巣市中央1番1号 乙鴻巣市 鴻巣市長

# (26) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

(埼玉県立鴻巣女子高等学校)

# 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立鴻巣女子高等学校(以下「甲」という。)と鴻巣市(以下「乙」という。)は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第1条 この覚書は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等(以下、「避難施設等」)として使用することについて必要な事項を定める。

# (災害の種類)

- 第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。
  - (1) 地震
  - (2) 洪水
  - (3) その他(浸水、崖崩れ等)

## (避難施設等)

- 第3条 本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1 に定めるとおりとする。
- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を 適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、 毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければ ならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙 4 により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

### (避難所開設等)

**第4条** 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の 到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっ ても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主 体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所 運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

## (備蓄倉庫の使用)

- **第5条** 乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙5のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。
- 2 乙が備蓄倉庫の一部を使用する場合、乙は、乙の災害対応用備蓄品を管理する ための台帳を作成し、定期的に甲乙立ち合いのもと備蓄状況の確認を行うものと する。

## (備蓄品の使用)

第6条 災害が発生し、必要な備品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の 判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

2 前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備 え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ 報告を行うものとする。

## (管理経費)

第7条 備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

### (備品等の保全)

**第8条** 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

#### (防災関連情報の交換)

**第9条** 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

# (防災訓練の参加)

第10条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力する。防災訓練 に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

### (覚書の有効期間)

- 第11条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない 限り継続するものとする。
- 2 前項の規定により、この覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行 うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、 定めるものとする。

# (協議)

**第12条** 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲 乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの 1通を所持する。

令和3年3月26日

鴻巣市天神1丁目1番72号 甲 埼玉県立鴻巣女子高等学校 校長

鴻巣市中央1番1号

乙 鴻巣市 鴻巣市長

# (27) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

(埼玉県立吹上秋桜高等学校)

# 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立吹上秋桜高等学校(以下「甲」という。)と鴻巣市(以下「乙」という。)は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を難施設等(以下、「避難施設等」)として使用することについて必要な事項を定める。

# (災害の種類)

- 第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。
  - (1) 地震
  - (2) 洪水
  - (3) その他

## (避難施設等)

- 第3条 本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1 に定めるとおりとする。
- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を 適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、 毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければ ならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙 4 により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

### (避難所開設等)

**第4条** 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の 到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっ ても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所 運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

## (備品等の使用)

**第5条** 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

# (防災関連情報の交換)

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

## (防災訓練の参加)

**第7条** 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。 防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとす る。

## (覚書の有効期間)

- **第8条** 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。
- 2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行う ものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定 めるものとする。

## (協議)

**第9条** 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲 乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの 1通を所持する。

令和2年8月21日

鴻巣市前砂907番地1 甲 埼玉県立吹上秋桜高等学校 校長

鴻巣市中央1番1号

乙 鴻巣市長

# (28) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

(埼玉県電気工事工業組合)

# 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、鴻巣市(以下「甲」という。)と埼玉県電気工事工業組合(以下「乙」という。)との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

## (支援協力の種類)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。
  - (1)公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
  - (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
  - (3)活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
  - (4) 前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと。
  - (5)災害発生時における復旧に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請 することができる。

## (支援協力要請の手続き)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書(様式第1号)をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合、電話等により支援を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。
  - (1)支援協力の種類
  - (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
  - (3) 支援協力を希望する機関

#### (支援協力の実施)

**第4条** 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施する ものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話 等により連絡するものとする。

#### (復旧作業後の引渡)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復 旧業務完了報告書(様式第2号)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に 引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに 災害復旧業務完了報告書を提出する。

## (復旧実施マニュアルの提示)

**第6条** 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

## (経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のう え決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格と する。

# (有効期限)

- 第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。
- 2 前項に規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

**第9条** 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙が その都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年3月11日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地 乙 埼玉県電気工事工業組合 理事長

# (29) 災害時における応急措置等の協力に関する協定書

(鴻巣市水道協同組合)

# 災害時における応急措置等の協力に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市水道協同組合(以下「乙」という。)とは、地震その他災害等が市内で発生し、又は発生のおそれがある場合、甲の所管する水道施設の応急措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

## (協力要請)

**第1条** 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等を施行することが困難であるときは、甲は乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

## (要請手続き)

**第2条** 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員 及び資材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

## (協力の実施)

**第3条** 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先し、速やかに人員及び機材を出動させ、甲の行う応急措置等に協力するものとする。

## (費用負担)

**第4条** 乙がこの協定に基づく応急措置等のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

#### (体制の整備)

**第5条** 乙は、甲から協力の要請があった場合に備え、非常時における連絡体制を 整備するものとする。

# (協議)

**第6条** この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

#### (適用)

第7条 この協定は、平成23年8月25日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上各自その 1通を保有する。

平成23年8月25日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

鴻巣市本町2丁目7番21号 乙 鴻巣市水道協同組合 代表理事

# (30) 災害時における物資の輸送に関する協定書

(社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部)

# 災害時における物資の輸送に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における物資の輸送(以下「緊急輸送」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

**第1条** この協定は、災害時における甲の応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

## (要請の手続き)

- **第2条** 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の内容に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」(様式第1号、以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。
  - (1)要請理由
  - (2)輸送年月日(期間)
  - (3)車両の台数及び運転手等(原則として、1台につき運転手及び補助者の2名体制とする。)の人数
  - (4)輸送する物資名、数量及び輸送先
  - (5)その他必要とする事項

#### (実施)

**第3条** 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、積極的に乙に所属する運送 事業者を指定し、輸送車両により緊急輸送を行うものとする。

#### (報告)

**第4条** 乙は、緊急輸送の実施を終了したときは、速やかに災害時における緊急輸送業務実施報告書(様式第2号)により報告するものとする。

#### (費用の負担)

- 第5条 緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前に おける適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 前項の費用については、原則として、乙が貨物自動車運送事業法(平成元年法 律第83号)第10条の規定により国土交通大臣に認可を受けた額によるものと し、補助者の費用は、実際に要した運送作業時間に8時間制の単価を乗じた額に よるものとする。

#### (費用の請求及び支払)

- **第6条** 乙は、第2条の緊急輸送の実施終了後、速やかに当該緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに 乙に支払うものとする。

## (事故等)

- 第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに代替車両により緊急輸送を継続しなければならない。
- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により、目的地まで辿り着けないとき、又は安全な走行を確保できないときは、乙は道路等の状況を甲に報告し、甲乙協議の上、対応を決めるものとする。
- 3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替車両が必要となった場合の費用は、甲が負担するものとする。

## (災害応援活動への適用)

**第8条** 甲が締結した災害応援協定先の自治体に災害等が発生し、災害応援活動を 行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときにおいても、この協定 を適用するものとする。

## (平素の協力)

**第9条** 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に 応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

## (協定の有効期間)

- **第10条** この協定は、締結の日からとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。
- 2 前項の解除の申出は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に行うものとする。

## (協議)

**第11条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都 度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 保有する。

平成24年7月2日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市広田467番地1

乙 社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部 支部長

# (31) 大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書

(鴻巣警察署)

# 大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と埼玉県鴻巣警察署(以下「乙」という。)は、大 震災等の大規模災害発生時における鴻巣市文化センター及び鴻巣市立陸上競技場駐 車場の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

- **第1条** この協定は、大規模災害発生時において、乙による災害応急対策が円滑に遂行されるよう、甲が所有する施設の一時使用について定めることを目的とする。
- 2 大規模災害とは、次の災害をいう。
  - (1) 災害対策基本法に定める災害
  - (2) 鴻巣市長が特に認めたもの
- 3 大規模災害発生時において、乙が活動拠点として使用する施設は、次の各号に 掲げるとおりとする。
  - (1) 鴻巣市文化センターの建物及び駐車場
  - (2) 鴻巣市立陸上競技場駐車場

## (使用の手続き)

- 第2条 大規模災害が発生した場合は、乙は、甲に対して第1条第3項に規定する施設の一時使用を要請することができる。なお、要請にあっては、原則として、乙は甲に事前に連絡した上、書面により要請し承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。
- 2 甲は、乙から要請があった場合、可能な範囲で要請に応じるものとする。

#### (使用料)

**第3条** 前条の一時使用における使用料及び光熱費等は、その都度、甲、乙両者が 協議の上で決定するものとする。

# (使用期間)

第4条 第1条第3項に定める施設の一時使用期間は、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。乙は、第1条第3項に定める施設の一時使用を終了する際は、原状回復に努め、甲の確認を受けた後に引き渡すものとする。

## (連絡責任者)

第5条 この協定に係る甲の連絡責任者は生活安全課長とし、乙の連絡責任者は警備課長とする。

# (協議事項)

**第6条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。

# (適用と更新)

第7条 この協定の適用は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の内容について変更又は解除する場合は、甲、乙が協議の上で決定するものとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

鴻巣市東4丁目1番3号 乙 埼玉県鴻巣警察署 署長

## (32) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

(鴻巣駅・北鴻巣駅)

## 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

鴻巣市(以下「甲」という。)と東日本旅客鉄道株式会社「鴻巣駅」及び「北鴻 巣駅」(以下「乙」という。)とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、 次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

#### (目的)

**第1条** 本覚書は、地震災害により、乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

# (災害の範囲)

第2条 本覚書において「地震災害」とは、「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震 災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等に より帰宅することができない人をいう。

## (安全の確保)

- 第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。 (避難誘導)
- **第4条** 甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。
  - (1) 乙は、地震災害時に必要と認めるときは、甲へ調整後、甲があらかじめ指定する避難場所(別紙-1)に帰宅困難者を案内することができる。乙は、甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
  - (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容ができない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
  - (3) 乙は、前号の措置を取るとともに、駅構内の安全確認を行うこととする。 また、甲財産の自由通路(以下「自由通路」という。)については、甲があら かじめ了承した安全点検のためのチェックシート(別紙-2)に基づき、乙 が安全確認を行うこととする。
  - (4) 前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路(以下「駅施設」という。)を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
  - (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所 又は一時滞在施設の準備が整い次第、乙は、避難場所又は一時滞在施設へ案 内することができる。
- 2 甲が指定する避難場所又は甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要 な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供するものとする。
- 3 第1項第3号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙が、また、自由通路で生じた事象については甲が責任を負う。

## (情報共有)

- **第5条** 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。
- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所又は一時滞在施設の開設状況等、その他必要な 情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

## (トイレ及び公衆電話の提供)

第6条 乙は、安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び 公衆電話を使用できるように努めるものとする。

#### (平常時からの備え)

- 第7条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定(別紙-3) するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、あらかじめ指定する避難場所(別紙-1)に変更があった場合は、乙に通知をするものとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から 応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練 等に協力するものとする。

#### (協議)

**第8条** 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲 乙が協議して定めるものとする。

#### (覚書の解除)

**第9条** 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に 予告通知をするとともに、甲乙協議の上で解除するものとする。

#### (有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の 上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町1丁目1番

乙 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 鴻巣駅 鴻巣駅長

## (32-2) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

(吹上駅)

## 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

鴻巣市(以下「甲」という。)と東日本旅客鉄道株式会社「吹上駅」(以下「乙」という。)とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

#### (目的)

**第1条** 本覚書は、地震災害により、乙が運行する交通が途絶した場合における、 帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目 的とする。

## (災害の範囲)

第2条 本覚書において「地震災害」とは、「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

## (安全の確保)

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。 (避難誘導)

- 第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。
  - (1) 乙は、地震災害時に必要と認めるときは、甲へ調整後、甲があらかじめ指定する避難場所(別紙-1)に帰宅困難者を案内することができる。乙は、甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
  - (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容ができない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
  - (3) 乙は、前号の措置を取るとともに、駅構内の安全確認を行うこととする。 また、甲財産の自由通路(以下「自由通路」という。)については、甲があら かじめ了承した安全点検のためのチェックシート(別紙-2)に基づき、乙が 安全確認を行うこととする。
  - (4) 前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路(以下「駅施設」という。) を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能 な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
  - (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所 又は一時滞在施設の準備が整い次第、乙は、避難場所又は一時滞在施設へ案内 することができる。
- 2 甲が指定する避難場所又は甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供するものとする。
- 3 第1項第3号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙が、また、自由通路で生じた事象については甲が責任を負う。

#### (情報共有)

**第5条** 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報 の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所又は一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡 するものとする。

## (トイレ及び公衆電話の提供)

**第6条** 乙は、安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公 衆電話を使用できるように努めるものとする。

## (平常時からの備え)

- 第7条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を 指定(別紙-3) するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、あらかじめ指定する避難場所(別紙-1)に変更があった場合は、乙に 通知をするものとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

### (協議)

**第8条** 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

# (覚書の解除)

**第9条** 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をするとともに、甲乙協議の上で解除するものとする。

#### (有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書 をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の 上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市

鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町1丁目1番

乙 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 吹上駅 吹上駅長

# (33) 災害時におけるガス復旧に関する協定書

(東京ガス株式会社)

## 災害時におけるガス復旧に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と東京ガス株式会社(以下「乙」という。)は、 甲の地域において震度5弱以上の地震等の災害が発生した場合(以下「災害時」 という。)におけるガス復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

**第1条** この協定は、災害時におけるガス事故の発生に対し、いち早くガスを供給するため、甲、乙が連携してガス復旧活動に取り組むことを目的とする。

# (情報の提供)

- **第2条** 甲及び乙は、次に掲げるガス復旧に関する情報の提供に努めるのとする。
  - (1) 乙は甲に対し、災害時におけるガス事故及び広範囲にわたる長時間のガス 供給停止が発生した場合、事故または供給停止の情報を提供する。
  - (2) 甲及び乙は、双方が知り得た被災情報を共有する。

## (広報活動)

- 第3条 甲及び乙は、次に掲げるガス復旧に関する広報活動に努めるものとする。
  - (1) 乙は、災害時におけるガス事故及び広範囲にわたるガス供給停止が発生したときに、乙独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、防災行政無線等による広報の依頼を行う。依頼を受けた甲は、甲乙協議の上、防災行政無線等を活用し、市民等に対し広報を行う。
  - (2) 乙が必要と判断したときは、防災行政無線等以外に乙の車両による広報活動を行う。

#### (市有地の確保)

**第4条** 甲は乙の行うガス復旧活動に伴う協力として、甲の指定する市有地を乙が優先的に使用することを認める。

また、鴻巣市近隣地域において災害が発生した場合、乙の要請により甲の指定する市有地を甲乙協議の上、確保し使用を認める。

### (ガス復旧重要施設)

**第5条** 甲は、災害時における市内の避難所等の重要施設を定め、乙に提示する。乙は、甲に提示された当該施設を十分把握し、ガス復旧活動に努めるものとする。

### (費用負担)

第6条 この協定に基づく甲及び乙の費用は無償とする。

#### (連絡責任者)

**第7条** この協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及 び指示を行う連絡他責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとす る。

## (協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定有効期限満了1か月前までに、甲、乙いずれからも協定事項の変更又は解約の申し出がない限り、更に1年間更新し、以後も同様とする。

## (秘密保持)

第9条 甲及び乙は、この協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾な く、他の第三者に開示、漏洩してはならない。

## (協議)

**第10条** この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各 自1通を保有する。

平成27年1月26日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県熊谷市銀座3丁目71番地 乙 東京ガス株式会社 熊谷支社長

# (34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

(東日本電信電話株式会社)

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

鴻巣市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## (目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保 を目的とする。

# (用語の定義)

- 第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第1 18号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、ま たは同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。
  - 2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に 電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続するこ とで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

## (特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

- 第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所(住所・地番・建物名をいう。以下同じ。)及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。
- 2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所(設置場所の建物内における特設公衆電話 を利用する場所をいう。以下同じ。)については、甲乙協議のうえ甲が決定する ものとする。
- 3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報(以下「設置場所等情報」という。)は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### (通信機器等の管理)

- **第4条** 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子 盤等を甲の費用負担で設置するものとする。
- 2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲 所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

## (電話回線等の配備)

**第5条** 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線(モジュラージャックを含む。以下同じ。)を乙の費用負担でもって設置することとする。

## (移転、廃止等)

- **第6条** 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
- 2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

## (利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公 衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

## (利用者の誘導)

**第8条** 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

## (利用の終了)

**第9条** 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものと し、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

### (設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

#### (定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速や かに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

### (故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

### (目的外利用の禁止)

- 第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を 除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を 甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行 うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生 した分の利用料は、甲が負担するものとする。

## (機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、 その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了 後も同様とする。

# (協議事項)

**第15条** 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙 誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通 を保有する。

平成27年3月17日

- 甲 埼玉県鴻巣市中央1-1 鴻巣市 市民協働部長
- 乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号 東日本電信電話株式会社 取締役 埼玉事業部長

## (35) 災害に係る情報発信等に関する協定

(ヤフー株式会社)

# 災害に係る情報発信等に関する協定

鴻巣市及びヤフー株式会社(以下「ヤフー」という。)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (本協定の目的)

第1条 本協定は、鴻巣市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鴻巣市が鴻巣市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、鴻巣市の 行政機能の低下を軽減させるため、鴻巣市とヤフーが相互に協力して様々な取組 を行うことを目的とする。

## (本協定における取組)

- **第2条** 本協定における取組の内容は、次の中から鴻巣市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが鴻巣市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減 を目的として、鴻巣市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフー サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 鴻巣市が鴻巣市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 鴻巣市が鴻巣市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 鴻巣市が災害発生時の鴻巣市内の被害状況、ライフラインに関する情報 及び避難所におけるボランティア受入情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれ らの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 鴻巣市が鴻巣市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に 掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーがヤフーの提供するブログサービスにおいて鴻巣市が運営するブログ(以下「災害ブログ」という。)にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 鴻巣市が鴻巣市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合 は、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 鴻巣市及びヤフーは、前項各号の取組が円滑になされるよう、相互の窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があったときは、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する取組及び同項に記載のない取組についても、鴻巣市及びヤ

フーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

## (費用)

**第3条** 前条に基づく鴻巣市及びヤフーの取組は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は各自が負担するものとする。

## (情報の周知)

**第4条** ヤフーは、鴻巣市から提供を受ける情報について、鴻巣市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## (本協定の公表)

第5条 鴻巣市及びヤフーは、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議し、決定するものとする。

# (本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第7条 鴻巣市及びヤフーは、本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が 生じた事項については、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、鴻巣市とヤフーが署名押印の 上、各自その1通を所持する。

平成27年8月5日

鴻巣市:埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長

ヤフー:東京都港区赤坂九丁目7番1号 ヤフー株式会社 代表取締役

# (36) 災害時における医療救護活動に関する協定書

(一般社団法人鴻巣市医師会)

# 災害時における医療救護活動に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と一般社団法人鴻巣市医師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (医療救護班の要請)

- 第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

## (医療救護班の派遣、指揮及び調整)

- **第3条** 乙は、前条の要請を受けたときは、同条第2項の実施細目に基づき、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。
- 2 医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、災害医療調整員が行うものとする。なお、災害医療調整員とは、鴻巣市医師会会長が指名した会員で、鴻巣市災害対策本部及び鴻巣市医師会対策本部との連絡調整を行う者とする。

### (救護所及びトリアージポストの設置)

**第4条** 甲は、乙と連携し、安全な場所に避難所及び救護所を設置する。また、活動しやすい場所に、必要に応じてトリアージポストを設置する。

#### (医療救護班の業務)

- **第5条** 医療救護班は、主に救護所又はトリアージポストにおいて次の業務を行う。
  - (1) 救護所における傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
  - (2) 他の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
  - (3) 死亡の確認及び死体の検案
  - (4) 避難所の巡回
  - (5) その他医療救護活動に必要な措置

### (医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について 必要な措置を講じ、輸送を実施する。

#### (医薬品等の確保及び輸送)

- 第7条 医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保し、医療救護班が 携行するものとする。
- 2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

## (医療費の負担)

- 第8条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

## (費用弁償等)

- 第9条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の 費用は、甲が負担するものとする。
  - (1) 医療救護班の編成及び派遣に係る費用
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
  - (3) 搬送先医療機関において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に 係る費用
  - (4) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡 した場合の扶助費
  - (5) 甲は前号に係る事象が起きた場合は、責任を持って補償する。
  - (6) 第1号から第4号に定める費用弁償等の詳細は、実施細目に定める。
- 2 甲以外の医療機関が甲の設置した救護所等において医療救護活動を行った場合 にも、乙が代理請求することができるものとし、前項同様に甲が負担する。

### (訓練)

- 第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練の参加に努めると ともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せて担 当するものとする。
- 2 乙の訓練の参加に要する費用は、甲が負担とするものとする。ただし、この場合においては、第6条及び前条の規定を準用する。

#### (他の自治体からの応援協力)

- **第11条** 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護 班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。
- 2 乙が前項の規定により他の市町村で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定を準用する。

### (細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に 定める。

### (疑義)

**第13条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

#### (有効期間)

第14条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定事項の変更

又は解除の申し出がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から2年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保有する。

平成27年12月17日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市中央2番2号

乙 一般社団法人鴻巣市医師会

会長

## (37) 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

(一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会・ 一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部)

# 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会(以下「乙」という。)、一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部(以下「丙」という。)との間において、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

**第1条** この協定は、鴻巣市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、甲が乙と丙の協力を得て行う災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (歯科医療救護班の要請)

- 第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、歯科医療救護活動が必要 となった場合は、丙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

## (歯科医療救護班の派遣、指揮及び調整)

- **第3条** 丙は、前条の要請を受けたときは、前条第2項の実施細目に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。
- 2 歯科医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、災害歯科医療調整員が行うものとする。なお、災害歯科医療調整員とは、埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部長が指名した部員で、鴻巣市災害対策本部及び埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部対策本部との連絡調整を行う者とする。

## (歯科医療救護班の業務)

- 第4条 歯科医療救護班は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 救護所における歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療 の提供
  - (2) 他の歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
  - (3) 身元不明者の確認
  - (4) 避難所の巡回
  - (5) その他歯科医療救護活動に必要な措置

## (歯科医療救護班の輸送)

第5条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送 について必要な措置を講じ、輸送を実施する。

## (医薬品等の確保及び輸送)

第6条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保し、歯科医療 救護班が携行するものとする。 2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

## (医療費の負担)

- 第7条 救護所における医療費は、無料とする。
- 2 搬送先の歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

## (費用弁償等)

- **第8条** 第2条の規定に基づき、丙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する 次に掲げる費用弁償等は、甲が負担するものとする。
  - (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に係る費用
  - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
  - (3) 搬送先歯科医療機関において歯科医療救護活動により生じた施設、設備 の損傷に係る費用
  - (4) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した場合の扶助費
- 2 前項に定める費用弁償等の詳細は、実施細目に定める。
- 3 丙以外の歯科医療機関が甲の設置した救護所等において歯科医療救護活動を行った場合にも、丙が代理請求することができるものとし、第1項同様に甲が負担する。

## (訓練)

- 第9条 丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練の参加に努めるとと もに、当該訓練の一般参加者のうちから、歯科傷病者が発生したときの歯科医療 救護を併せて担当するものとする。
- 2 丙の訓練の参加に要する費用は、甲が負担とするものとする。この場合において、第6条及び前条の規定を準用する。

### (他の自治体からの応援協力)

- 第10条 丙は、甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に歯科医療 救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。
- 2 丙が前項の規定により他の市町村で歯科医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定を準用する。

### (細目)

**第11条** この協定を実施するために必要な事項については、甲乙丙協議の上、別に定める。

### (疑義)

**第12条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して、定めるものとする。

## (有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定事項の

変更又は解除の申し出がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から2年間 この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年6月21日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市赤見台1丁目15番23号

乙 一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会

会長

鴻巣市赤見台1丁目15番23号

丙 一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部

支部長

## (38) 災害時における被災者支援に関する協定書

(埼玉県行政書士会)

# 災害時における被災者支援に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と埼玉県行政書士会(以下「乙」という。)は、 災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

- 第1条 この協定は、鴻巣市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害 及び火災等の人為災害 (大規模事故) が発生した場合 (以下「災害時」という。
  - )において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談(以下「行政書士業務相談」という。)を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (行政書士業務相談)

- 第2条 この協定において行政書士業務相談とは、次に掲げる事項とする。
  - (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
  - (2) 自動車登録申請書類に関する相談
  - (3) 相続関係書類に関する相談
  - (4) 許認可申請書類に関する相談
  - (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
  - (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

#### (支援業務の要請)

- **第3条** 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合においては 、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

#### (行政書士の派遣)

**第4条** 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合においては、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

### (相談場所の調整及び広報)

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談を 実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

#### (報告)

**第6条** 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

### (費用)

第7条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとす

る。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

# (有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

### (協議)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、 甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

鴻巣市長

平成28年11月29日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市

埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号 乙 埼玉県行政書士会 会長

## (39) 災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書

(鴻巣市内郵便局)

# 災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市内郵便局(以下「乙」という。)は、鴻 巣市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力 し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定については、鴻巣郵便局が鴻巣市内郵便局を代表して締結する ものとする。

## (定義)

**第1条** この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第22 3号)第2条第1号に定める被害をいう。

#### (協力要請)

- **第2条** 甲及び乙は、鴻巣市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
  - (1) 乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供
  - (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (3) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) 適用時における郵便業務に係る 災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)
  - (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項 (協力の実施)
- **第3条** 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、 業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

# (経費の負担)

- **第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、 甲乙協議の上、決定するものとする。

# (災害情報連絡体制の整備)

**第5条** 甲及び乙は、災害による被災情報等の連絡体制を整備するため、その方策 について協議するものとする。

#### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて 情報交換を行う。

### (連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。 甲 鴻巣市防災主管課長 乙 日本郵便株式会社 鴻巣郵便局 総務部 課長

# (協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者 で協議し決定する。

# (有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

### (附則)

この協定の締結をもって、「災害時における鴻巣郵便局、鴻巣市間の協力に関する覚書」(平成9年9月29日締結)及び「災害時における応援活動及び情報提供に関する覚書」(平成12年8月4日締結)を廃止する。

平成29年2月24日

甲 鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長

乙 鴻巣市内郵便局 鴻巣市東4丁目1番5号 日本郵便株式会社 鴻巣郵便局長

# (40) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

(株式会社ゼンリン)

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

# (目的)

- 第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。
  - (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
  - (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### (定義)

- 第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
  - (1) 「住宅地図」とは、鴻巣市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
  - (2) 「広域図」とは、鴻巣市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
  - (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
  - (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味 するものとする。
  - (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味する ものとする。

### (地図製品等の供給の要請等)

- **第3条** 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能 な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、 甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提 出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出 するものとする。

- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### (地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内 において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。な お、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管して いる旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き 取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の 保管・管理状況等を確認することができるものとする。

### (地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急 対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供 給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができる ものとする。
  - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
  - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の 範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、 速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、 ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

#### (情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

# (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、 当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別 段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものと し、以後も同様とする。

### (協議)

**第8条** 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当 事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の うえ各1通を保有する。

平成 29 年 7 月 19 日

- 甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長
- 乙 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地 株式会社ゼンリン 関東エリア統括部長

## (41) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

(鴻巣市リサイクル事業協同組合)

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市リサイクル事業協同組合(以下「乙」という。)は地震や水害等の大規模災害の発生における廃棄物の処理等に関して次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

**第1条** この協定は、災害時に発生した廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めると ころによる。
  - (1)災害廃棄物 がれき (木くず、コンクリートがら、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物)及び被災者や避難所の生活に伴う廃棄物 (し 尿を含む)をいう。
  - (2) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

### (協力要請)

- **第3条** 甲は、災害時に乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。
- 2 甲が乙に対して行う協力要請は次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、速やかに文書により通知するものとする。
  - (1)被災の状況
  - (2) 災害廃棄物処理の場所、内容及び期間
  - (3) その他必要な事項

#### (情報提供等)

- **第4条** 甲は、乙に被災、復旧状況等の事業の実施への協力に必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙は災害廃棄物処理が円滑に行われるように、乙の会員等における協力体制及 び情報等の収集・伝達態勢の整備に努めるものとする。

#### (災害廃棄物処理の実施)

- 第5条 乙は第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達 し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。
- 2 乙は災害廃棄物処理を実施したときは、次の事項を甲に報告するものとする。
  - (1) 実施した災害廃棄物処理の内容(場所、日時等、従事した要員、車両及び 資機材等)
  - (2) その他必要な事項

### (費用負担)

**第6条** 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が 負担するものとし、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

## (協議)

**第7条** この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

### (連絡窓口)

**第8条** この協定に関する連絡窓口は、甲においては鴻巣市環境課、乙については 鴻巣市リサイクル事業協同組合事務局とする。

# (協定書の有効期間)

**第9条** この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書をもって協定の終了を通知しない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

- 甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長
- 乙 埼玉県鴻巣市上谷1400番地1 鴻巣市リサイクル事業協同組合 理事長

## (42) 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

(鴻巣薬剤師会)

# 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣薬剤師会(以下「乙」という。)とは、 大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動及び医薬品等の供給を実施 するため、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

**第1条** この協定は、鴻巣市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び医薬品等の供給を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (薬剤師の要請及び派遣)

- **第2条** 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を 要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

# (薬剤師の業務)

- 第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師の処方又は指示 に基づく調剤及び服薬指導
  - (2) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
  - (3) その他医療救護に関し、必要とする事項

### (調剤費)

第4条 救護所や避難所等における調剤は保険適用外とし、調剤費は無料とする。

#### (医薬品・衛生資材の供給等)

第5条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品 (一般医薬品及び医療用医薬品)及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

#### (医療紛争の措置)

第6条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医療紛争が 発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切 な措置を講ずるものとする。

#### (費用弁償等)

- **第7条** 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用 は、甲が負担するものとする。
  - (1)薬剤師の派遣に要する経費
  - (2) 乙が調達した医薬品、衛生資材の実費
  - (3)薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費
  - (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が 必要と認めた経費
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、 甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

# (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何ら意思表示がなされないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の 上、各自その1通を保有する。

平成30年3月28日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町4丁目1番19号 乙 鴻巣薬剤師会 会長

# (43) 災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社マミーマート)

# 災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社マミーマート(以下「乙」という。) は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定(以下「本協定」と いう。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ 円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### (協力内容)

- **第2条** 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から 要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐 車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定す るものとする。

#### (支援要請)

**第3条** 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後 速やかに文書により通知するものとする。

#### (物資の種類)

- **第4条** 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資(以下「物資」という。)の種類は次のとおりとする。
  - (1)食料品
  - (2) 食器類
  - (3) 日用品
  - (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

#### (物資の運搬、受渡し)

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、 受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定 する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定 する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの 完了とする。

### (物資の価格・費用負担)

第6条 前条第2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価(乙の顧客向け価格)を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

# (有効期間)

第7条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から1 年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

# (協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を 持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成30年7月9日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市

甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号 乙 株式会社マミーマート 代表取締役社長

# (44) 災害時における物資供給に関する協定書

(NPO法人コメリ災害対策センター)

## 災害時における物資供給に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

**第1条** この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

#### (協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を 設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

## (供給等の協力要請)

**第3条** 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

#### (調達物資の範囲)

- **第4条** 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
  - (1) 別表に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

#### (要請の方法)

**第5条** 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### (物資の供給の協力)

- **第6条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況 を報告書により甲に報告するものとする。

#### (引渡し等)

- **第7条** 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

## (費用の負担)

- 第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙 が協議の上速やかに決定する。

### (費用の支払い)

- 第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### (情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報 交換を行い、災害時に備えるものとする。

### (協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協 議の上決定するものとする。

# (有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書 をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

> この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、 各自1通を保有する。

平成30年7月24日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市 鴻巣市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1 乙 NPO法人 コメリ災害対策センター 理事長

## (45) 災害時における応急対策業務に関する協定書

(鴻巣市建設業協会)

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市建設業協会(以下「乙」という。) は、鴻巣市内において地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生 し、又は発生するおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり 協定を締結する。

### (目的)

**第1条** この協定は、災害時における鴻巣市地域防災計画に基づく応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、応急対策のための活動を迅速に実施することを目的とする。

#### (協力要請)

- **第2条** 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。
- 2 乙は、甲から協力要請があったときは、甲に協力する。

### (協力の内容)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、特別の理由がない限り、直ちに必要な資機材、人員等を提供し、甲の指示に従い応急対策業務を実施するものとする。

#### (費用の負担)

第4条 前条の応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

### (実績報告)

- 第5条 応急対策業務を実施した会員は、その状況を速やかに甲に報告する。
- 2 地震発生後に被災情報を収集した会員は、その状況を速やかに甲に報告する。

# (協定の有効期間)

**第6条** この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1か月前までに甲乙いずれか一方から申し出がないときは、更に1年間更 新するものとし、以降についても同様とする。

#### (定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議 して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月17日

鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

鴻巣市郷地 431 番地 乙 鴻巣市建設業協会 会長

## (46) 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

(埼玉司法書士会)

## 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と埼玉司法書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等(被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。)からの相談(以下「被災者等相談」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号 に定める災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者等相談 の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

#### (派遣要請等)

- **第2条** 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 乙は、甲から前項に規定する要請(以下「要請」という。)を受けた場合は、速や かに被災者等相談を行う司法書士(以下「相談員」という。)の派遣実施計画を作 成し、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員 を派遣するものとする。
- 4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

#### (被災者等相談の範囲)

- 第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。
  - (1) 相続に関する相談
  - (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
  - (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
  - (4) 成年後見制度に関する相談
  - (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

#### (要請の方法)

**第4条** 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした災害時支援協力要請書(別記様式。以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請を行うことができる。

#### (態勢整備等)

- 第5条 乙は、甲の要請に対応できる熊勢を確保するように努めるものとする。
- 2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及 び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努める ものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の 関係団体に支援を求めることができるものとする。

### (費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担する ものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限 りでない。

#### (相談料)

- 第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。 (情報交換等)
- 第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策 及び派遣実施計画の作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに、必 要に応じ協議を行うものとする。

### (連携)

第9条 乙は、被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

### (協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間 満了日の1月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更 に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

#### (協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の 上、各1通を保有する。

平成30年10月22日

- (甲)鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長
- (乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号 埼玉司法書士会 会長

# (47) 災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社 LIXIL ビバ)

# 災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社LIXILビバ(以下「乙」という。)は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

#### (目的)

**第1条** この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### (協力内容)

- **第2条** 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給 を要請することができる。
- 2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第 4条に規定する物資の供給を行うものとする。
- 3 甲は、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、乙に駐車場の開放 を要請することができる。
- 4 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場 を甲に無償で開放するものとする。この場合における当該開放の期間は、甲乙協 議の上決定するものとする。

#### (支援要請)

第3条 前条第1項及び第3項の要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間 その他の協力に関し必要な事項を明示した文書を提出することにより行うものと する。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭等により要請を行うことが できる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速や かに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

#### (物資の種類)

- 第4条 第2条第2項の規定により甲に供給される物資(以下「物資」という。) は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 資機材
  - (2) 日用品
  - (3) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

# (物資の運搬及び受渡し)

第5条 物資の引き渡し場所は原則乙店舗とし、甲が職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

但し、乙が運搬可能な場合は甲の指定場所に物資を運ぶものとする。

## (物資の対価及び運搬の費用)

- 第6条 第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費 については甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。 この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間(この条において「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

### (協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協 議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和元年5月21日

甲

埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号 乙 株式会社 LIXIL ビバ 代表取締役社長

## (48) 災害時における物資供給に関する協定書

(アサヒ紙工株式会社)

## 災害時における物資供給に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)とアサヒ紙工株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

**第1条** この協定は、鴻巣市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (協力内容)

**第2条** 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

#### (調達物資の範囲)

- **第3条** 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達 可能な物資とする。
  - (1) 段ボール製品(段ボールシート、段ボールケース、間仕切り等)
  - (2) 段ボール製簡易ベッド
  - (3) その他乙の取り扱う製品

#### (要請の手続き)

**第4条** 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要すると きは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

#### (物資の供給の協力)

- **第5条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況 を報告書により甲に報告するものとする。

#### (引渡し等)

- **第6条** 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、 原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合 は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両とし通行できるよう配慮するものとする。

#### (費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協 議の上、速やかに決定するものとする。

### (費用の支払)

- 第8条 物資の供給に要した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### (情報交換)

**第9条** 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### (協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協 議の上決定するものとする。

#### (有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和元年7月9日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県鴻巣市箕田4070番地 乙 アサヒ紙工株式会社 代表取締役社長

# (49) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社ピーアンドディコンサルティング・

株式会社ウニクス・

不動産信託受託者三井住友信託銀行)

# 災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)、株式会社ピーアンドディコンサルティング(以下「乙」という。)、株式会社ウニクス(以下「丙」という。)及び不動産信託受託者三井住友信託銀行(以下「丁」という。)は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合(以下「災害時」という。)における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条(総則)

この協定は、災害時において甲の要請に基づき、丁が所有し乙が賃借する土地 並びに乙が所有する建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供すること に関し必要な事項を定めるものとする。

# 第2条(定義)

この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力 乙又は丙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
- (2) 土地 丁が所有し乙が賃借する土地(場所:ウニクス鴻巣敷地)をいう。
- (3) 建物 乙が所有する建物 (施設名:ウニクス鴻巣) のうち甲に緊急避難 場所として提供することが可能な平面駐車場及び屋上駐車場をいう。
- (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙、丙及び丁に提出する避難場 所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

#### 第3条(協力要請等)

- 1. 甲は、乙及び『乙と丙の間の 2015 年 4 月 1 日付 「SC 管理運営業務委託契約書(ウニクス鴻巣)」に基づき土地及び建物に係る管理業務を委託している』丙に対し、それぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第 1 号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。
  - (1) 緊急避難場所の場所、面積、及び、使用する期間
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

2. 乙は、甲の協力要請により緊急避難場所を提供する場合、丁に対し直ちに口頭、電話、FAXその他の方法をもって連絡し、事後速やかに書面を交付する。

#### 第4条(連絡責任者)

この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙及び丙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙及び丙の連絡責任者は(株式会社ウニクス SC 事業第一本部長)とする。

#### 第 5 条(緊急避難場所の提供)

1. 乙及び丙は、第3条の規定に基づき要請を受けたときは、協力に努めるものとする。

なおウニクス鴻巣施設営業時間外においては施設トイレが利用できないことを 甲は予め承諾するものとする。

2. 丁は、土地の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

#### 第6条(費用の負担)

- 1. 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく 損耗を超える破損の復旧にかかる費用その他緊急避難場所の提供に係る費用 (以下「緊急避難場所提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2. 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙又は丙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙、丙及び丁は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

### 第7条(費用の支払い)

- 1. 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙又は丙が甲に請求するものとする。
- 2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙又は丙に 支払うものとする。

#### 第8条(情報交換)

甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙及び丙と相互の連絡体制 及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

#### 第9条 (緊急避難場所の管理)

- 1. 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。
- 2. 乙、丙及び丁は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

### 第10条 (緊急避難場所の閉設)

1. 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

2. 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙又は丙に対して事前に書面にてその 旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙又は丙の確認を受けた後、乙に引 き渡すものとする。

# 第11条 (緊急避難場所提供の解除)

緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙、丙又は丁の申出により、 緊急避難場所の提供を解除することができる。

# 第12条(協定の期間)

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙丙丁いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

### 第13条(協議)

この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、 乙、丙及び丁との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の 上、各自1通を保有する。

令和2年3月23日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市長

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 乙 株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 丙 株式会社ウニクス 代表取締役

不動産信託受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丁 三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 支配人

## (50) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(フジフーズ株式会社)

## 災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)とフジフーズ株式会社(以下「乙」という。)は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合(以下「災害時」という。)における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (総則)

**第1条** この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
  - (2) 土地 乙が所有する土地(場所:フジモール吹上)のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。
  - (3) 建物 乙が所有する建物 (施設名:フジモール吹上) のうち甲に緊急避難 場所として提供することが可能な立体駐車場及び屋上駐車場をいう。
  - (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書 にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

### (協力要請等)

- 第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなど やむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、 電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。
  - (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

### (連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者 はフジモール吹上オペレーションセンター長とする。

#### (緊急避難場所の提供)

- **第5条** 乙は、土地及び建物の所有者として、災害時に甲の協力要請により緊急避 難場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 乙は災害時において、フジモール吹上の施設警備員常駐時間(通常は7時から23時まで)内は、地域住民等のトイレの利用を認める。

## (費用の負担)

- 第6条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づ く損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用 (以下「緊急避難場所提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

### (費用の支払い)

- 第7条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

#### (情報交換)

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及 び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

#### (緊急避難場所の管理)

- **第9条** 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。
- 2 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切 責めを負わないものとする。

#### (緊急避難場所の閉設)

- 第10条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用をできるよう最大限配慮する とともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。
- 2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡 し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとす る。

# (緊急避難場所提供の解除)

**第11条** 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を行わないことができる。

## (協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定 の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除 の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後に おいても同様とする。

#### (協議)

**第13条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙との協議の上定めるものとする。 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各 自1通を保有する。

令和2年6月20日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

東京都千代田区神田須田町一丁目 14 番地 1 乙 フジフーズ株式会社 代表取締役

## (51) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

(株式会社しまむら鴻巣店)

# 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

令和2年7月22日

埼玉県鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら鴻巣店は、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり覚書を交わす。

### (趣旨)

**第1条** この覚書は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら鴻巣店が使用する施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

# (避難者の受け入れ等)

- **第2条** 株式会社しまむら鴻巣店は災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら鴻巣店が使用する施設を緊急避難場所として利用することを受け入れるものとする。
- 2 利用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	ファッションセンターしまむら鴻巣店
施設住所	鴻巣市氷川町11番地1
施設利用範囲	駐車場及び屋上駐車場

3 前項の施設利用範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、利用 の対象とすることができる。

#### (緊急避難場所の管理運営)

第3条 緊急避難場所の管理運営は、鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら鴻巣店が相互に協力して行うものとする。

### (有効期間)

**第4条** この覚書は、取り交わした日から効力を有するものとし、鴻巣市市民生活 部危機管理課又は株式会社しまむら鴻巣店から解除の申し出がない限りその効力 を有するものとする。

#### (協議)

第5条 この覚書に定めがない事項については、鴻巣市市民生活部危機管理課及び 株式会社しまむら鴻巣店双方が協議して定めるものとする。

# (52) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

(株式会社しまむら吹上店)

## 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

令和2年7月22日

埼玉県鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら吹上店は、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり覚書を交わす。

#### (趣旨)

**第1条** この覚書は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら吹上店が使用する施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

# (避難者の受け入れ等)

- **第2条** 株式会社しまむら吹上店は災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら吹上店が使用する施設を緊急避難場所として利用することを受け入れるものとする。
- 2 利用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	ファッションセンターしまむら吹上店
施設住所	鴻巣市鎌塚5丁目1番38号
施設利用範囲	駐車場及び屋上駐車場

3 前項の施設利用範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、利用 の対象とすることができる。

#### (緊急避難場所の管理運営)

第3条 緊急避難場所の管理運営は、鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら吹上店が相互に協力して行うものとする。

### (有効期間)

**第4条** この覚書は、取り交わした日から効力を有するものとし、鴻巣市市民生活 部危機管理課又は株式会社しまむら吹上店から解除の申し出がない限りその効力 を有するものとする。

#### (協議)

第5条 この覚書に定めがない事項については、鴻巣市市民生活部危機管理課及び 株式会社しまむら吹上店双方が協議して定めるものとする。

# (53) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社平和アルミ製作所)

## 災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社平和アルミ製作所(以下「乙」という。)は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合(以下「災害時」という。)における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

**第1条** この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
  - (2) 土地 乙が所有する土地 (場所: ヘイワールド) のうち甲に緊急避難場所 として提供することが可能な平面駐車場をいう。
  - (3) 建物 乙が所有する建物 (施設名:ヘイワールド) のうち甲に緊急避難場 所として提供することが可能な屋上駐車場をいう。
  - (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書 にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

### (協力要請等)

- 第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。
  - (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

### (連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者 はヘイワールド施設長とする。

#### (緊急避難場所の提供)

**第5条** 乙は、土地の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急 避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

### (費用の負担)

- 第6条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づ く損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用 (以下「緊急避難場所提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

### (費用の支払い)

- 第7条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

#### (情報交換)

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及 び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

#### (緊急避難場所の管理)

- **第9条** 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。
- 2 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切 責めを負わないものとする。

#### (緊急避難場所の閉設)

- 第10条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮 するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。
- 2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡 し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとす る。

### (緊急避難場所提供の解除)

第11条 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

## (協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

#### (協議)

**第13条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙との協議の上定めるものとする。 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各 自1通を保有する。

令和2年8月10日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

東京都荒川区町屋三丁目20番13号 乙 株式会社平和アルミ製作所 代表取締役

# (54) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社ベルク)

## 災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社ベルク(以下「乙」という。)は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合(以下「災害時」という。)における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

**第1条** この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が使用する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
  - (2) 土地 乙が使用する土地(場所:ベルク鴻巣宮前店)のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。
  - (3) 建物 乙が使用する建物 (施設名:ベルク鴻巣宮前店) のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な屋上駐車場をいう。
  - (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書 にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

### (協力要請等)

- **第3条** 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式 第1号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するな どやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口 頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。
  - (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

### (連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者 はベルク鴻巣宮前店長とする。

#### (緊急避難場所の提供)

**第5条** 乙は、土地の使用者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急 避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

### (費用の負担)

- 第6条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づ く損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用 (以下「緊急避難場所提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

## (費用の支払い)

- 第7条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うも のとする。

### (情報交換)

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及 び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

#### (緊急避難場所の管理)

- **第9条** 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。
- 2 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切 責めを負わないものとする。

### (緊急避難場所の閉設)

- 第10条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮 するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。
- 2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

# (緊急避難場所提供の解除)

**第11条** 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

#### (協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

#### (協議)

**第13条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙との協議の上定めるものとする。 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各 自1通を保有する。

令和2年8月17日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市長

埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番

本式会社ベルク 代表取締役社長

## (55) 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

(東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社)

## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

鴻巣市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社(以下「乙」という。)は、鴻巣市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)により、広範囲の長時間停電(以下「大規模停電」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・ 財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うこと を相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、 地域の防災力を高めることを目的に締結する。

#### (連絡体制)

- 第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
- 2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できる ものとする。

#### (災害時の情報連携)

- 第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
  - (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
  - (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
  - (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等 による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

#### (災害時の相互協力)

- **第4条** 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲 げる事項について相互に協力する。
  - (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
  - (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
  - (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
  - (4)住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

## (覚書の締結)

**第5条** 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

## (秘密保持)

**第6条** 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

## (協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。 ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段 の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同 一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

#### (協議)

**第8条** 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の 上、各自 1 通を保有する。

令和2年8月28日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地 工 東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社 熊谷支社長

## (56) 災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

(ルートインジャパン株式会社)

## 災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)とルートインジャパン株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時の避難所における、妊産婦、乳児、高齢者その他避難所における集団生活が難しく、適切でないと認められる者(以下「宿泊施設利用対象者」という。)の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に 規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場 合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル(以下 「本件ホテル」という。)の客室を利用することに関し必要な事項を定めるもの とする。

記

宿泊施設名 ホテルルートイン鴻巣 所 在 鴻巣市袋 7 9 1 番地 1

## (宿泊施設利用対象者の範囲)

- 第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、次のとおりとする。但し、専門的な介護等 が必要な者の単身での利用は除くものとする。
  - (1) 妊産婦
  - (2) 乳児
  - (3)満75歳以上の高齢者
  - (4) 基礎疾患を持つ者、特定疾患医療受給者等で新型コロナウイルス等に り患した場合に重症化が懸念される者
  - (5) その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者
  - (6) 前各号に規定する者の付添人

#### (客室等確保の要請)

- **第3条** 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請(以下「利用要請」という。)することができる。
- 2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。

- 3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙 に対し、その旨を連絡する。
- 4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先に ついては、甲乙別途協議して定める。

### (客室の確保)

- **第4条** 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の 受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。
- 2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。
- 3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を 連絡する。
- 4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によって は、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

## (キャンセル料)

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

#### (客室の利用期間)

- 第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項 に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等に より、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とすると きは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。
- 2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

#### (宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

#### (利用代金)

- 第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用代金(以下「利用代金」という。)は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。
- 2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が 一般利用客に対し、利用代金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を

行う日における宿泊施設利用対象者の利用代金についても、一般利用客と同様の 割引対応を行うものとする。

3 利用代金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊(以下「連泊」という。)する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

#### (利用代金の支払い)

- 第9条 乙は、利用代金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出 する。
- 2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書 を受領した日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法に より支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

## (客室清掃及びリネン類の交換)

- **第10条** 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況 によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設 利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。
  - (1)本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者(以下「客室使用者」という。)がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。
  - (3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び 燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常 時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するも のとする。

#### (朝食の提供)

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名当たりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

#### (入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、 客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるも のとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとす る。

## (サービスの低下と宿泊代金)

**第13条** 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用代金の減額を求めることはできないものとする。

#### (救護措置)

- 第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。
- 2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続 するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

#### (客室使用者に対する甲の援助措置)

- 第15条 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供(以下「飲食物の提供」という。)することができる。
- 2 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。
- 3 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

#### (遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款(以下「宿泊約款」という。)を遵守させるよう努めるものとする。

#### (確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する場合があることを、予め了承するものとする。

#### (損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

#### (有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思

表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものと し、以後同様とする。

## (中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

## (反社会的勢力の排除)

- 第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間に おいて取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反 社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。
- 2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙 に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

## (本協定に定めのない事項)

**第22条** 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決 定するものとする。

> 以上の協定の成立を証するため本書弐通を作成し、甲乙記名押印のうえ 各壱通を保有する。

> > 令和2年9月16日

- (甲) 埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市長
- (乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号 ルートインジャパン株式会社 代表取締役

## (57) 災害時における避難場所に関する協定書

(株式会社エルミ鴻巣・

エルミこうのすアネックス区分所有者団体)

## 災害時における避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社エルミ鴻巣(以下「乙」という。)と、甲及び乙が構成するエルミこうのすアネックス区分所有者団体(以下「丙」という。)は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合(以下「災害時」という。)における避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (総則)

**第1条** この協定は、災害時において甲の要請に基づき、丙が管理する建物を、乙の了解のもと地域住民等の避難場所として丙が甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- **第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 協 力 丙による甲への避難場所として建物の提供をいう。
  - (2) 建 物 丙が管理し甲及び乙が所有するエルミこうのすアネックスをいう。
  - (3) 避難場所 建物のうち甲が丙に提出する避難場所利用要請書(様式第1 号)にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

## (協力要請等)

- **第3条** 甲は、丙へ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。
  - (1) 避難場所の場所、面積及び使用する期間
  - (2) 前項に掲げるもののほか、協力に必要な事項

## (連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲及び丙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、丙の連絡責任者は丙が指定する建物の設備管理責任者とする。

## (避難場所の提供)

**第5条** 丙は建物の管理者として、災害時に甲の協力要請により避難場所を提供するよう努めるものとする。また、災害時、甲又は乙が自己の専有部分を避難場所として提供することを了解する。

2 丙は災害時において、エルミこうのすアネックス内の丙の指定するトイレについては、地域住民等の利用を認める。

## (費用の負担)

- 第6条 避難場所の管理運営にかかる費用、避難場所の通常の使用に基づく損耗を 超える破損の復旧にかかる費用、その他避難場所の提供に係る費用(以下、「避 難場所提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 土地の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖等、丙の責めに帰さない事情により 協力できないときは、丙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとす る。
- 3 甲は丙の管理する建物の用途に鑑み、災害時の避難により、乙の転貸人等の営業等に受忍限度を超える影響が生じた場合、甲乙丙協議の上対応するものとする。

## (費用の支払い)

- 第7条 前条に基づく避難場所提供費用は、丙が請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに丙に支払うも のとする。

## (情報交換)

**第8条** 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から丙と相互の連絡体制及 び避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

#### (避難場所の管理)

- **第9条** 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。災害時の管理上の問題が生じたときは、甲乙丙協議の上対処するものとする。
- 2 乙及び丙は、避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一 切責めを負わないものとする。

#### (避難場所の閉設)

- 第10条 甲は、丙が早期に建物の通常使用ができるよう最大限配慮するととも に、避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。丙が提供する避難場所は、 原則、災害時の一時避難に使用し、長期にわたる避難場所としては使用しない。
- 2 甲は、避難場所を閉設する際は、丙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、 避難場所を現状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

## (避難場所提供の解除)

**第11条** 避難場所が機能しない状態に至った場合は、丙は避難場所の提供を解除 することができる。

## (協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定 の有効期間満了の日の1月前までに甲乙丙いずれからも、協定内容の変更又は解 除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後 においても同様とする。

## (協議)

**第13条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙、丙との協議の上定めるものとする。

> この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、 各自1通を保有する。

令和2年11月1日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市長 鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町1丁目1番3号

乙 株式会社エルミ鴻巣代表取締役

埼玉県鴻巣市本町1丁目2番1号

丙 エルミこうのすアネックス区分所有者団体 管理者

## (58) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

(有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール)

## 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と有限会社羽生モータースクール行田ドローン スクール(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に関して次のとお り協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、鴻巣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲から乙に対 して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施でき ることを目的とする。

## (協力要請)

- **第2条** 甲は災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。
  - (1) 乙が所有する無人航空機による被災状況の調査
  - (2) 乙が所有する無人航空機により撮影した情報の甲への提供
  - (3) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

## (協力要請の手続)

- **第3条** 甲の乙に対する要請は、協力要請書(別紙様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後速やかに 文書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、速やかな協力活動等を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動等が実施できない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

#### (連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者 はスクール責任者とする。

#### (費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、適 正な価格に基づき決定し、甲が負担するものとする。

## (訓練の参加)

**第6条** 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への 参加に努めるものとする。

## (著作権の譲渡)

第7条 災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、甲に帰属 する。

- 2 乙は、甲に対し前項の成果品に関する著作者人格権(著作権法(昭和45年法 律第48号)第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないも のとする。
- 3 成果品に関する著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいう。) は、報告の際に乙から甲に移転するものとする。

#### (個人情報の保護)

**第8条** 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

## (安全確保)

- 第9条 乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全 確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修 了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。
- 2 乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止する ものとする。
- 3 甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

## (協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

#### (協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

令和2年11月12日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長 埼玉県羽生市大字砂山80番地 乙 有限会社羽生モータースクール 行田ドローンスクール 代表取締役

## (59) 災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社カスミ)

## 災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社カスミ(以下「乙」という。)は、 災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給すること又は駐車場を開放することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

## (協力内容)

- **第2条** 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給 を要請するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第 4条に規定する物資の供給を行うものとする。
- 3 甲は、発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。この場合において、被災者の対応は、甲が行うものとする。
- 4 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場 を可能な範囲で甲に無償で開放するものとする。ただし、当該開放の期間や範囲 等は、事前に甲乙協議の上決定するものとする。

## (支援要請)

- 第3条 前条第1項及び第3項の規定による要請は、甲が、乙に対し品目、数量、 場所、期間その他の協力に関し必要な事項を記載した文書を提出することにより 行うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、文書による要請が困難なときは、甲は、口頭等により 要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

#### (物資の種類)

- **第4条** 第2条第2項の規定により甲に供給される物資(以下「物資」という。) は、次のとおりとする。
  - (1) 食料品
  - (2) 食器類
  - (3) 日用品
  - (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

## (物資の受渡し及び運搬)

**第5条** 物資の引き渡し場所は乙の店舗とし、甲が職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。

### (物資の対価及び運搬の費用)

- **第6条** 前条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙 が協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

## (連絡責任者)

- **第7条** この協定に基づく協力要請等を行うため、甲と乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。
- 2 甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者は総務 課長とする。

## (有効期間)

**第8条** この協定の有効期間(この条において「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

## (協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協 議の上決定するものとする。

> 以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の 上各自それぞれ1通を保有する。

令和3年2月12日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市 鴻巣市長

茨城県つくば市西大橋599番地1

乙 株式会社

代表取締役社長

## (60) 災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書

(北本地区衛生組合)

## 災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)、北本地区衛生組合(以下「乙」という。)及び 埼玉中部環境保全組合(以下「丙」という。)は、鴻巣市地域防災計画に規定す る災害及びこれに類する災害(以下「災害」という。)が発生した場合におい て、非常用簡易トイレ、災害備蓄トイレその他これらに類するもの(以下「非常 用簡易トイレ」という。)から排出されるもの(以下「廃棄物」という。)に関す る処理業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

**第1条** この協定は、災害が発生した場合における非常用簡易トイレから排出される廃棄物の円滑な処理を遂行するため、甲、乙及び丙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

#### (協力の要請)

**第2条** 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙又は丙に対し、協定業務の 実施について協力を要請するものとする。

## (協力の要請の手続)

- **第3条** 甲は、前条の規定により乙又は丙に協力を要請しようとするときは、次に 掲げる協力の要請事項を定めた書面により乙又は丙に通知するものとする。
  - (1) 災害状況
  - (2) 廃棄物の収集・運搬の場所
  - (3) 廃棄物の量
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、乙又は丙が必要と認める事項
- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合は口頭により協力を要請する ことができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速 やかに要請した内容を定めた書面を乙又は丙に送付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙又は丙の円滑な協力が得られるよう、乙又は 丙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

## (協定業務の実施)

- 第4条 乙又は丙は、甲から前条第1項又は第2項の規定による要請があったときは、乙及び丙相互で同条第1項各号に規定する事項等を考慮した上で、直ちに協議を行い、必要な処理体制を構築し、災害状況等に応じた協定業務を実施するものとする。
- 2 前項に規定する処理業務を行うときには、乙又は丙は甲に対し、搬入に係る必要な指示又は要請をすることができる。

## (費用の負担)

**第5条** 甲の協力の要請により乙又は丙が、協定業務を実施した場合に要する費用 は、甲が負担するものとする。

## (相互の連絡)

第6条 甲、乙及び丙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当 部署等を定め、体制整備を行うものとする。

## (有効期限)

第7条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が 文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

## (定めのない事項等の処理)

**第8条** この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上各自1通を保有する。

## 令和3年2月26日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 埼玉県鴻巣市 埼玉県鴻巣市長

埼玉県北本市朝日1丁目200番地 乙 北本地区衛生組合 管理者

埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地 丙 埼玉中部環境保全組合 管理者

## (61) 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

(鴻巣市社会福祉協議会)

## 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における鴻巣市災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、センターの設置及びそれに伴う災害ボランティア活動を円滑 に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、 被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

## (連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害発生時に、被害状況等を含め災害ボランティア活動に必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

(センターの設置等)

**第3条** 甲及び乙は、センターを設置する必要があると認めたときは、甲、乙協議の上、甲が設置し、乙に運営を委託するものとする。

## (センターの設置場所)

- **第4条** センターの事務所は、鴻巣市総合福祉センター(以下「福祉センター」という。)に設置するものとする。ただし、被災等で福祉センターが使用できない場合は、甲はこれに代わる場所を速やかに確保し、乙に提供するものとする。
- 2 甲は、著しい被害を受けた地域又は地理的な課題等によりセンターの分室が必要であると認めたときは、乙と協議のうえ、分室を設置するものとする。

#### (センターの運営)

- 第5条 センターは、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。また、埼玉県社会福祉協議会と連携して、必要に応じて、県内及び県外の市町村社会福祉協議会に応援要請を行い、外部からのボランティアを受け入れるものとする。
- 2 甲及び乙は、速やかな連携体制を構築するため、連絡調整担当を配置する。

#### (協力の要請)

**第6条** 乙は、センターの円滑な運営が困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

## (センターの業務)

- 第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問い合わせへの対応
  - (2) 災害ボランティア活動の情報発信
  - (3) 災害ボランティアニーズの把握

- (4) 災害ボランティアの募集及び受付
- (5) ボランティア活動保険の加入手続
- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管及 び管理
- (7) 関係機関・団体との間の連絡・調達・調整・仲介等
- (8) 鴻巣市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ア 被災状況・避難情報
  - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ウ ボランティアによる支援活動の状況
  - エ 特に支援を必要とする者の情報
  - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (9) その他、センターの活動に必要な業務

## (資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害ボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して 確保するものとする。

## (費用負担)

- **第9条** センターの運営に係る費用について、法令その他別段の定めがある場合を 除き、原則として甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

#### (請求及び支払)

- **第10条** 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲 に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費 用を乙に支払うものとする。

## (センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙協議の上、甲が決定 するものとする。

## (損害補償)

**第12条** 災害ボランティア活動に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、当該災害ボランティアの負担でボランティア活動保険に加入し、その範囲内の補償により対応するものとする。

#### (報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

## (平時における体制整備)

**第14条** 乙は、平時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機 関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連 携・協力体制の確立を図るものとする。

## (協議)

**第15条** この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものと する。

## (有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通 を保有する。

令和3年3月11日

甲 鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長

乙 鴻巣市箕田4211番地1 鴻巣市社会福祉協議会 会長

## (62) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

(株式会社バカン)

## 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社バカン(以下「乙」という。)は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定(以下「本協定」という)を締結する。

## (本協定の目的)

**第1条** 本協定は、甲の災害に備え、甲が鴻巣市民に対して必要な情報を提供する 手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

## (本協定の実施内容)

- **第2条** 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりと する。
  - (1) 甲は、避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
  - (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し 周知すること。

## (費用の負担)

**第3条** 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

## (2次利用)

**第4条** 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

## (本協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

## (疑義等の決定)

**第6条** この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、 各1通を保有する。

令和3年4月9日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号 鴻巣市 鴻巣市長 乙 東京都千代田区永田町二丁目 17番地 3 住友不動産永田町ビル 2階 株式会社バカン 代表取締役

## (63) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

(株式会社フラワーコミュニティ放送)

## 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社フラワーコミュニティ放送(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

**第1条** この協定は、鴻巣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲から乙に対 して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施でき ることを目的とする。

## (協力要請)

- **第2条** 甲は災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。
  - (1) 乙が所有する無人航空機による被災状況の調査
  - (2) 乙が所有する無人航空機により撮影した情報の甲への提供
  - (3) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

## (協力要請の手続き)

- **第3条** 甲の乙に対する要請は、協力要請書(別紙様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後速やかに 文書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、速やかな協力活動等を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動等が実施できない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

#### (連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市危機管理課長とし、乙の連絡責任者は取締役放 送局長とする。

#### (費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、適 正な価格に基づき決定し、甲が負担するものとする。

#### (訓練の参加)

**第6条** 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

#### (著作権の譲渡)

- 第7条 災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、甲に帰属 する。
- 2 乙は、甲に対し前項の成果品に関する著作者人格権(著作権法(昭和45年法

律第48号)第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないものとする。

3 成果品に関する著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいう。) は、報告の際に乙から甲に移転するものとする。

#### (個人情報の保護)

**第8条** 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

#### (安全確保)

- 第9条 乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全 確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修 了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。
- 2 乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止する ものとする。
- 3 甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

## (協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

## (協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

令和3年6月22日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県鴻巣市東1丁目1番25号 乙 株式会社フラワーコミュニティ放送 代表取締役

## (64) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社新富士空調)

## 災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市(以下「甲」という。)と株式会社新富士空調(以下「乙」という。)は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害等(感染症及び疫病等は除く。)の 災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合(以下「災害 時」という。)における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1)協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
  - (2) 土地 乙が所有する土地(場所:第二事務所及び駐車場)をいう。
  - (3) 建物 乙が所有する建物 (施設名:第二事務所及び井戸) をいう。
  - (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書 にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

(協力要請等)

- 第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなど やむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、 電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。
  - (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(避難所配備職員の派遣)

第4条 甲は施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

(避難所等の開設)

- 第5条 避難所等の開設は、乙の社員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、乙の社員が行うものとする。
- 2 乙が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、甲からの要請を待たずに、乙の施設を避難所等の利用に供することができるものとす

る。この場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告し避難所配備職員の派遣を要請 することができるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者 を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市危機管理課長とし、乙の連絡責任者は総務部長 とする。

(緊急避難場所の提供)

第7条 乙は、災害時に甲の協力要請により緊急避難場所を提供するよう努めるものとする。

(費用の負担)

- 第8条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づ く損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用 (以下「緊急避難場所提供費用」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(費用の支払い)

- 第9条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制 及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

(緊急避難場所の管理)

第11条 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

(緊急避難場所の閉設)

- 第12条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常の使用ができるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。
- 2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡 し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとす る。

(緊急避難場所提供の解除)

第13条 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、 甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を 保有する。

令和3年6月22日

埼玉県鴻巣市中央1番1号 甲 鴻巣市 鴻巣市長

埼玉県鴻巣市松原1丁目1-12 乙 株式会社 新富士空調 代表取締役会長 経営責任者

# 4 自衛隊派遣要請(総2-3、水1-5、震1-5)

## (1)派遣依頼

- ●自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- ●市長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- ●提出 県(統括班)

●文書様式(市長→知事)

 第
 号

 年
 月

 日

埼玉県知事 様

鴻巣市長

## 自衛隊の災害派遣について(依頼)

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊 に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

- 1 災害の情況及び派遣を要請する事由
  - (1) 災害の情況
  - (2) 派遣を要請する事由
- 2派遣を希望する期間

令和○○年○月○日(○)から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3派遣を希望する区域及び活動内容

## (2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

 第
 号

 年
 月

 日

埼玉県知事 様

鴻巣市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収ついて (依頼)

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収を求めます。

記

撤収要請日時

年 月 日() 時 分

## 5 防災活動拠点(総2-4)

## (1) 市の活動拠点

災害対策本部は市役所新館に設置するが、被害の状況により、市役所新館が使用不能の場合は、危機管理監が設置可能な公共施設から代替施設を検討する。また、地域活動拠点として吹上支所及び川里支所とする。

活動拠点	施設名	所 在 地	T E L F A X
災害対策本部	市役所新館	中央1-1	048-541-1321 048-542-9818
地域活動拠点	吹上支所	吹上富士見1丁目1-1	048-548-1211 048-549-1082
	川里支所	広田 3141-1	048-569-1111 048-569-1184

## (2) 応援部隊の活動拠点

自衛隊、緊急消防援助隊等の応援部隊等の活動拠点及びヘリコプターの離着陸場として 使用する。災害時の状況に応じその他収容施設等として使用する。

番号	施設名	所 在 地	電話番号	備考
1	埼玉県消防学校	袋 30	048-548-5411	緊急消防援助隊 場外離発着場
2	陸上競技場	鴻巣 634-2	048-541-7700	自衛隊 物資集積拠点 場外離発着場
3	総合体育館	鴻巣 864-1	048-543-0101	広域応援部隊 物資集積拠点
4	上谷総合公園	上谷 707		広域応援部隊 場外離発着場
5	荒川パノラマ公園	大芦 1366		広域応援部隊 場外離発着場 (洪水時以外)
6	川里中央公園(野球場)	屈巣 6002-1		広域応援部隊
7	川里中央公園 (多目的グランド)	関新田 1780-1		広域応援部隊 場外離発着場

<sup>※</sup> 場外離発着場:(航空法第79条、航空法施行規則第172条の2)国土交通大臣の許可を受けた場所 で、災害時はもちろん、各種訓練及び災害時以外の業務においても着陸が可能な場所

# 6 緊急輸送体制 (総 2-4、水 4-3、震 3-9)

## (1) 緊急輸送道路

## ◆県指定緊急輸送道路

種別	路線名	道路種別	管理者 -路線番号	区間
1	国道 17 号	国管理国道	国交省-17	戸田市河岸(都境) ~鴻巣市箕田
1	国道 17 号熊谷バイ パス	国管理国道	国交省-17	鴻巣市箕田 ~熊谷市代
1	国道 17 号	国管理国道	国交省-17	鴻巣市箕田 〜熊谷市本石(本石2交差点)
1	東松山鴻巣線	主要地方道	埼玉県-27	東松山新宿町(新宿小南交差点) 〜鴻巣市天神(17 号との交差点)
2	市道 A-1008 号線	市町村道	鴻巣市- A-1008	鴻巣市東 4-12-1 ~鴻巣市鴻巣字中三谷 634-2
2	鴻巣羽生線	主要地方道	埼玉県-32	川里支所前 ~鴻巣市宮地(宮地交差点)
2	加須鴻巣線	主要地方道	埼玉県-38	加須市騎西(役場前交差点) ~鴻巣市天神(17 号交差点)
2	さいたま鴻巣線	主要地方道	埼玉県-57	鴻巣市本町(本町交差点) ~北本市深井(深井二交差点)
2	行田東松山線	主要地方道	埼玉県-66	行田市桜町(125 号との交差点) 〜鴻巣市鎌塚(駅入口交差点)
2	鴻巣桶川さいたま線	一般県道	埼玉県-164	上尾市栄 (さいたま市境) 〜北本市深井 (深井二交差点)
2	鴻巣桶川さいたま線	一般県道	埼玉県-164	鴻巣市本町(本町交差点) 〜鴻巣市神明(17 号との交差点)
2	福田鴻巣線	一般県道	埼玉県-307	鴻巣市袋(17 号との交差点) 〜鴻巣市筑波(筑波交差点)

種別①:第一次特定緊急輸送道路、種別1:第一次緊急輸送道路、種別2:第二次緊急輸送道路 資料:埼玉県地域防災計画資料編(令和3年3月)

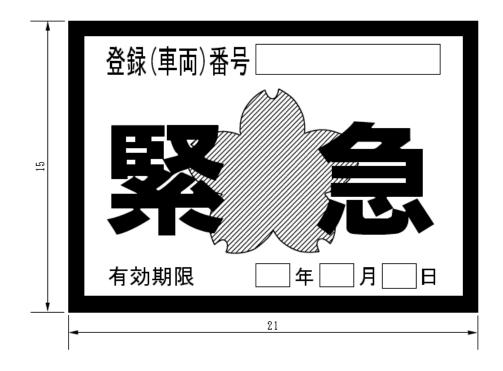
## (2) 緊急通行車両の確認事務処理

災害時に使用する市の公用車については、事前に鴻巣警察署に届出を行い、審査を受けておく。

大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が実施された場合、災害対策 基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び大規模地震対策特別措 置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条の規定による緊急通行車両等の標章 (様式第2)及び緊急通行車両等確認証明書の交付手続きを行う。

この場合において、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

## 〇標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期間」 「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部 分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

# (3) 緊急通行車両等確認申請書

	既	<b>咚急通行</b>	車両等確	認申	請書				
						年	月	日	
(あて先)	)								
	埼玉県知事								
			由建业	住	所				
			申請者	氏	名			印	
下記により、	緊急通行(輸	送)車両て	ぎあることの	確認を	ご受け7	たいの	で申請し	します。	
			記						
番号標に表現れる番号	示されて								
車両の用途	(緊急輸送								
を行う車両は、輸送人具									
名)	1								
使 用 者	住 所			(		)	局		番
	氏 名								
運行日時									
	出	発	地		目		的	地	
運行経路									
備考									
V用 与									

### (4) 緊急通行車両等確認証明書

第		号							年	Ē.	月	日
			緊急	急通行耳	<b>車両等確</b>	認証	E明	書				
						埼	玉	県 知	事		印	
番号標にれている	表示 番号	さ										
車無無に送の用をできる。	ご行う っては	車、										
使用者	住	所				(		)		局		番
	氏	名										
通行	日	時										
			出	発	地			目	的		地	
通行	経	路										
備		考										

#### (5) 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

第	出済証	とを証する。	т п	Ę	知事 明		害発生に伴う交通 の届出済証を災害対	要の手続きを受けて ・支部での手続きが	や交通検問所で手続	変更が生じ又は本届出済証を亡失し、 し、破損した場合には、再度申請し再	育託を返還してくだ	くなったとき	rったとき ての必要がなくなっ
	緊急通行車両等事前届	左記のとおり事前届出を受けたこ			埼 王 曽		<ul><li>(注)1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対</li></ul>	策本部又は支部に提出して、所要の手続きをください。なお、災害対策本部・支部での手	難な場合は、最可能です。	届出内容に失し、汚損	91111114	さい。(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき	(2) 緊急通行車両等が廃車とな(3)その他緊急通行車両等として
													12
	Н				毌			2004					!防災部
	ЯВ				댭			0条に	兼				機管理防災部がまし
面等車部居出土	年 月		在地(住所)	桥	Ę	( 相当者		基本法第	する災害応急対策				作成の上、一種出して
1 通行車面等車前居用車	年 月	5.県知事	者 等の所在地	引等の名称		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		災害対策基本法第	規定する災害応急				作成の上、
災害応急対策用	10年10年10年10日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	(あて先) 埼玉県知事	申請者 機関等の所在地(住所)	機関等の名称	氏名	_	号標に表示さている番号	緊急 両 災害対策基本法第	輸送 規定する災害応急 る)	311	氏 名	発 地	(注)この届出書は、作成の上、危機管理防災部 (当時時代報)に提出してくがさい。

# 第2 共通編・風水害対策編・震災対策編関連

# 1 災害予防・被害軽減(共 1-1)

#### (1)市街地整備事業

事業種別	地区名	面積(ha)	施行年度
	大間地区	5.8	昭和 40~42 年
	東裏地区	58. 1	昭和 34~43 年
	北新宿地区	23. 4	昭和 46~51 年
	稲荷腰地区	11.2	昭和 52~56 年
	大間・内谷地区	2. 1	昭和 55~58 年
土地区画整理事業	箕田・赤見台地区	59. 6	昭和 49~58 年
上地 <u></u> 四置连季未	滝馬室地区	25. 2	昭和 53~平成 8 年
	広田中央地区	25. 3	平成9年~
	三ツ木地区	15. 5	平成 5~24 年
	北新宿第二地区	62. 1	平成7年~
	北鴻巣駅西口	9. 3	平成 17~23 年
	原馬室・滝馬室地区	3. 2	平成 14~27 年
市街地再開発事業	鴻巣駅東口A地区	3.7	平成 15~24 年
川街地門開光事未	鴻巣駅東口駅通地区	1.2	平成 27 年~

(令和4年1月1日現在)

### (2)地区計画

地区名	面積(ha)	最新決定年月日			
宮地三丁目地区	約3.3	平成7年10月13日(平成30年4月1日変更)			
東四丁目地区	約 5.4	平成 25 年 10 月 30 日			
北鴻巣地区	約 4.6	平成5年4月2日			
北新宿地区	約 65.1	平成 24 年 12 月 28 日(平成 31 年 1 月 8 日変更)			
赤城台地区	約 23.6	平成 18 年 8 月 8 日			
広田中央地区	約 25.3	平成 18 年 8 月 8 日			
中井地区	約 7.0	平成 18 年 8 月 8 日 (平成 29 年 3 月 14 日変更			
北鴻巣西口地区	約 10.8	平成 25 年 12 月 27 日			
大間・滝馬室地区	約 19.6	平成 23 年 1 月 21 日 (平成 29 年 1 月 27 日変更)			
小松二丁目地区	約 8.5	平成 23 年 1 月 21 日			
松原二・三・四丁目地区	約 8.5	平成 23 年 1 月 21 日			
原馬室地区	約 7.5	平成 23 年 1 月 21 日			
行政中核拠点地区	約 3. 0	平成 24 年 11 月 1 日			
滝馬室地区	約3.5	平成 26 年 3 月 26 日			
箕田地区	約 16.7	令和3年11月5日			

(令和3年11月5日現在)

# (3) 道路の整備状況

道路の区分	路線数	実延長
国道	1	11. 6km
県 道	19	56. 8km
市道	7, 063	1, 144. 8km
<b>1</b>	7, 083	1, 213. 2km

資料:統計こうのす(令和2年度版、令和2年4月1日現在)

## (4) 防火・準防火地域の指定状況

都市計画 区域名	市町村名	防火地域 面積(ha) 準防火地域 面積(ha)		当初決定 告示日	最終変更 告示日	
鴻巣	鴻巣市	6. 6	27. 5	НЗ. 10. 25	R3. 11. 5	

(令和3年11月5日現在)

# 2 火災予防 (共 1-3、震 3-1、個 1-2)

### (1)危険物取扱施設

	製造所等の区分	数
製造所		5
	屋内貯蔵所	51
	屋内タンク貯蔵所	17
	屋外タンク貯蔵所	9
貯蔵所	地下タンク貯蔵所	53
	移動タンク貯蔵所	21
	屋外貯蔵所	6
	計	157
	給油取扱所	28
取扱所	一般取扱所	32
	計	60
	合計	222

資料:埼玉県央広域消防本部(令和2年度消防年報、令和3年3月31日現在)

# (2)文化財一覧

# ① 国指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有(管理)者	指定日
考第 563 号	重要文化財 •考古資料	埼玉県生出塚 埴輪窯跡出土品	中央 29-1	市教育委員会	H17. 6. 9
考第 454 号	重要無形 民俗文化財	鴻巣の赤物 製作技術	本町7丁目4-30	鴻巣の赤物保存会	H23. 3. 9

(令和4年3月31日現在)

#### ② 県指定文化財

番号		種別		名 称	所在地	所有(管理)者	指定	官日
	(記)	史	跡	伊奈忠次墓	本町8丁目2-31	勝願寺	T11.	3. 29
	(記)	史	跡	一里塚	小松 4 丁目 4854- 1、4855-5	市教育委員会	S 2.	3. 31
	(記)	史	跡	馬室埴輪窯跡	原馬室 2915-2	市教育委員会	S 9.	3. 31
	(記)	史	跡	伝源経基館跡	大間 1032-1、1032 -2	市教育委員会	S16.	3. 31
53 号	(有) 文書	書跡	典籍古	武蔵志及び贍民 録版木	大間2丁目2-18	個人	S30. I	11. 1
33 号	旧	跡		伝箕田館跡	箕田 1265 外	氷川八幡神社	S36.	9. 1
35 号	旧	跡		福島東雄墓	本町8丁目2-31	勝願寺	S36.	9. 1
48 号	旧	跡		横田柳几墓	本町8丁目2-31	勝願寺	S36.	9. 1
170 号	無形目	民俗文化	化財	原馬室の獅子舞	原馬室地内	原馬室獅子舞棒 術保存会	S54.	3. 27
348 号	(有)	絵	画	絹本着色阿弥陀 廿五菩薩来迎図	本町8丁目2-31	勝願寺	S63.	2. 26
360 号	(有)	彫	刻	木造安達藤九郎 盛長坐像	糠田 1435	放光寺	Н1. 3.	17

(令和4年3月31日現在)

## ③ 市指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有(管理)者	指定日
1号	(有)工芸品	軍扇・鞍・刀掛・葵紋散蒔絵 箱・葵紋蒔絵盆・葵紋漆平 箱・葵紋漆箱	鴻巣 1260	個人	S34. 9.11
3号	(有)古文書等	香具拾三組御免定・議定書・ 商人講中連名帳及び焼印	本宮町 1-9	鴻神社	S34. 9.11
4号	(有)書跡	後陽成天皇御宸筆	本町8丁目2-31	勝願寺	S34. 9.11
5号	(有)古文書	朱印状 11 通	本町8丁目2-31	勝願寺	S34. 9.11
6号	(有)考古資料	元徳三年宝篋印塔	安養寺 379-1	安龍寺	S34. 9.11
7号	(民)民俗資料	庚申塔	西中曽根 45-1	西中曽根自治会	S34. 9.11
9 号	(有)歴史資料	享保六年鷹番高札	さいたま市大宮区 高鼻町4-219	市教育委員会	S34. 9.11
10 号	(有)古文書	雛人形師仲間訴訟文書	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	S36. 7.11
11 号	(有)歷史資料	箕田碑	箕田 2041	氷川八幡神社	S36. 7.11
12 号	(民)民俗資料	法要寺の庚申塔	本町2丁目4-42	法要寺	S37. 8.16
13 号	(民)民俗資料	吉見道みちしるべ	人形1丁目1-11	個人	S37. 8.16
14 号	(有)考古資料	道永の板碑 2 基	箕田 2153-2	宝持寺	S37. 8.16
15 号	(有)工芸品	常勝寺密教法具	滝馬室 586	常勝寺	S37. 8.16
17 号	(記)天然記念物	三ツ木神社の大欅	三ツ木 637	三ツ木神社	S37. 8.16
18 号	(有)歴史資料	蘭渓堂碑	加美2丁目7-76	池元院	S40. 6.14
19 号	(有)歴史資料	人物埴輪頭部	中央 29-1	市教育委員会	S45. 3.10
20 号	(有)考古資料	箕田 9 号墳出土遺物	中央 29-1	市教育委員会	S45. 3.10
22 号	(有)考古資料	馬室小学校校地内出土遺物	中央 29-1	市教育委員会	S45. 3.10
23 号 -2	(記)史跡	箕田古墳群(箕田2号墳)	箕田 1260	氷川八幡神社	S45. 3.10
23 号 -3	(記)史跡	箕田古墳群(箕田4号墳)	箕田 980	個人	S45. 3.10
23 号 -4	(記)史跡	箕田古墳群(箕田 5 号墳)	箕田 179-2	個人	S45. 3.10
23 号 -5	(記)史跡	箕田古墳群(箕田 6 号墳)	箕田 248-2	個人	S45. 3.10
23 号 -6	(記)史跡	箕田古墳群(箕田7号墳)	箕田 351-1	個人	S45. 3.10
23 号 -7	(記)史跡	箕田古墳群(箕田8号墳)	箕田 341-1	個人	S45. 3.10
23 号 -8	(記)史跡	箕田古墳群(箕田 9 号墳)	宮前 79	氷川八幡神社	S45. 3.10

番号	種別	名称	所在地	所有(管理)者	指定日
24 号	(民)民俗資料	弁財天塑像	安養寺 173	個人	S45. 3.10
25 号	(有)考古資料	康安二年六地蔵板碑	登戸 378	勝願寺	S45. 3.10
27 号	(有)書跡	大雲文龍書	安養寺 379-1	安龍寺	S45. 3.10
28 号	無形民俗文化財	滝馬室的祭	滝馬室 1151	氷川神社	S45. 3.10
29 号	(記)史跡	松村篁雨墓	上谷 295	観音堂	S45. 3.10
30 号	(有)絵画	三ツ木神社の算額(絵馬)	三ツ木 637	三ツ木神社	S51. 3. 1
31 号	(有)絵画	薬師堂の算額(絵馬)	上谷 1939-1	薬師堂	S51. 3. 1
32 号	(有)絵画	八幡神社の算額(絵馬)	安養寺 126	八幡神社	S51. 3. 1
34 号	(民)民俗資料	神酒枠一組	中央 29-1	市教育委員会	Н 3. 4. 1
35 号	(民)民俗資料	山車人形一対	雷電2丁目1-2	雷電町町内会	Н 4.10. 1
36 号	(有)建造物	氷川神社本殿1宇	糠田 1342	氷川神社	Н 5.10. 1
37 号	(有)古文書	朱印状 11 通	箕田 2096	龍昌寺	Н 6. 3. 1
38 号	(有)絵画	絹本着色両界曼荼羅	箕田 2096	龍昌寺	Н 8. 3.28
39 号	(有)考古資料	糠田出土渥美壺1点	糠田 1435	放光寺	H11. 3. 24
40 号	(有)書跡	加藤政之助書4幅	中央 29-1	市教育委員会	H14. 5.23
41 号	無形民俗文化財	鴻巣の木遣り・纏振り・梯子 乗り	本町8丁目2-35	鴻巣地区鳶職組合	H17. 7.27
42 号	(有)考古資料	仁治三年双式板碑	小谷 1507	金乗寺	S34. 1.16
43 号	(有)考古資料	前砂の板碑群	前砂 1355	龍昌寺	S34. 1.16
44 号	(有)考古資料	建長五年板碑	明用 206	個人	S34. 1.16
45 号	(有)考古資料	宝治二年板碑	鎌塚 326	宝蔵院	S34. 1.16
46 号	(記)史跡	愛宕山古墳	下忍 3146	愛宕神社	S34. 1.16
47 号	(記)史跡	三島神社古墳	明用 123 ほか	三島神社	S34. 1.16
48 号	(記)史跡	小谷城跡	小谷地内		S34. 1.16
49 号	(有)彫刻	不動尊像	北新宿 1261-1	永勝寺	S34. 1.16
50 号	(有)彫刻	伝加納姫木像	鎌塚 326	宝蔵院	S34. 1.16
51 号	(有)彫刻	薬師三尊像	鎌塚 219	宝積院	S34. 1.16
52 号	(有)古文書	伊奈忠次黒印状	北新宿 1114	永勝寺	S34. 1.16
53 号	(有)絵画	大芦氷川神社の算額	大芦 1044	大芦氷川神社	S34. 1.16
54 号	(記)史跡	入定塚	北新宿 1111-2	永勝寺	S34. 1.16
55 号	(有)考古資料	千体仏	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	S34. 1.16
56 号	無形民俗文化財	大芦ささら獅子舞	大芦地内	大芦ささら 獅子舞保存会	S38. 4. 1
57 号	無形民俗文化財	小谷ささら獅子舞	小谷地内	小谷文化財 保存会	S40. 11. 17
58 号	(民)民俗資料	観音寺の庚申塔群	明用 457-2	観音寺	S40. 11. 17
59 号	(有)考古資料	嘉禎二年板碑	大芦 1981	龍光寺	S46. 9. 1
60 号	(有)歴史資料	高札 12 枚	前砂 115-2	個人	S47. 4.27

番号	種別	名称	所在地	所有 (管理) 者	指定日
61 号	(有)歷史資料	忍領界石標	前砂 115-2	個人	S47. 4.27
62 号	(民)民俗資料	権八地蔵とその物語	荊原地内	荊原町内会	Н 3. 8.21
63 号	(有)歷史資料	玉芝短冊と俳諧図書	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	Н 3. 8.21
64 号	(記)史跡	石田堤	袋地内	市教育委員会	Н 5. 5.17
65 号	(有)歷史資料	高崎線開業当初のレール	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	H17. 8.26
66 号	無形民俗文化財	広田のささら	広田地内	広田鷺栖神社龍 頭舞保存会	S50. 12. 19
67 号	(有)工芸品	雲祥寺の梵音具(梵鐘・雲 版)	上会下 228	雲祥寺	S51. 9.20
68 号	(記)天然記念物	新井家の大榎	広田 2975	個人	S51. 9.20
69 号	(有)彫刻	真福寺の不動明王	屈巣 3715-1	真福寺	S53. 3. 9
70 号	(有)歴史資料	忍領界石標	屈巣 2313	屈巣久伊豆神社	S53. 3. 9
71 号	(有)歴史資料	長松寺の大般若経	関新田 129	長松寺	S53. 3. 9
72 号	(有)工芸品	真福寺の護摩檀両脇机と礼 盤	屈巣 3715-1	真福寺	S53. 3. 9
73 号	(記)天然記念物	清法寺のまき	北根 1374	清法寺	S53. 3. 9
74 号	(有)考古資料	舟塚の古銭と甕	関新田 1560 番地 1	市教育委員会	Н 7. 3.23
75 号	(記)史跡	騎西城主小田氏の墓	上会下 228	雲祥寺	Н 7. 3.23
76 号	(有)考古資料	円通寺の石塔(板碑と宝篋 印塔)	屈巣 2110	円通寺	Н 7. 3.23
77 号	(有)彫刻	円通寺の三十三観音	屈巣 2110	円通寺	Н 7. 3.23
78 号	(有)建造物	円通寺の観音堂	屈巣 2160-1	円通寺	H13. 3.28
79 号	(有)彫刻	円通寺観音堂の木造馬頭観 世音菩薩坐像	屈巣 2160-1	円通寺	H13. 3.28
80 号	(有)工芸品	円通寺観音堂の木造神馬	屈巣 2160-1	円通寺	H13. 3.28
81 号	(有)絵画	新井稲荷神社の算額	新井 226-1	新井稲荷社	H13. 3.28
82 号	(有)彫刻	西福寺の狛犬	袋 97	西福寺	H26. 11. 13
83 号	(有)彫刻	銅造勢至菩薩立像	中央 29-1	市教育委員会	H28. 11. 16
84 号	(記)史跡	安養寺愛宕神社古墳	安養寺 371-1 他	個人	R3. 4. 15
85 号	無形民俗文化財	登戸の獅子舞	登戸地内	登戸獅子舞保存 会	R3. 4. 15
86 号	(有)建造物	日枝神社本殿	小谷 1505	氷川八幡神社	R4. 2

<sup>※(</sup>有)有形文化財、(無)無形文化財、(民)民俗文化財(有形・無形)、(記)記念物(史跡・名勝・天然記念物)

(令和4年3月31日現在)

## (3)消防団

### ◆鴻巣市消防団

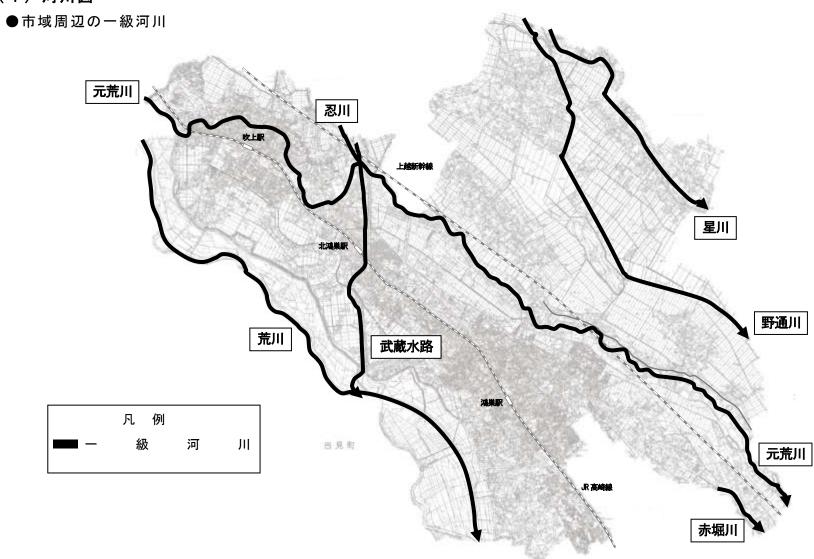
所属		定数	管轄区域	所在地
団長	本	1	鴻巣市全域	
副団長	部	2	鴻巣市全域	中央 1-1
女性消防分団		1 9	鴻巣市全域	
第1分団		2 5	人形1丁目から人形4丁目まで、本町7丁目(1番から 6番まで9番)、本町8丁目	人形 2 丁目 2-98
第2分団	第	2 5	本町3丁目(10番から12番まで)、本町5丁目(3番から10番まで)、本町6丁目、本町7丁目(7番 8番 10番 11番)、天神1丁目から天神5丁目まで、鴻巣(下三谷)、中央、ひばり野1丁目、ひばり野2丁目、生出塚1丁目、生出塚2丁目、上生出塚、下生出塚	本町6丁目1-8
第3分団	1 方面隊	4 9	本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目(1番から9番まで)、本町4丁目、本町5丁目(1番 2番)、宮地1丁目から宮地5丁目まで、東1丁目から東4丁目まで、富士見町、鴻巣(上三谷 中三谷)、本宮町、雷電1丁目、雷電2丁目、加美1丁目から加美3丁目まで、栄町(5番)	宮地 4 丁目 13-30
第6分団		2 5	原馬室、滝馬室、逆川1丁目、逆川2丁目、小松1丁目 から小松4丁目まで、松原1丁目から松原4丁目まで、 氷川町	原馬室 921-1
第9分団		2 5	常光、下谷、上谷、西中曽根	下谷 243
第8分団	第	2 5	笠原、郷地、安養寺	郷地 951-4
第10分団	2	2 0	関新田、新井、境、上会下	新井 451
第11分団	方面	2 0	広田、赤城、赤城台、北根	広田 874-2
第12分団	隊	2 0	屈巣	屈巣 4529-5
第5分団		2 5	栄町 (5番を除く。)、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、 大間1丁目から大間4丁目まで 、堤町、緑町、幸町	登戸 155-1
第7分団	第3方面	2 5	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明1丁目から神明3丁目まで、稲荷町、赤見台1丁目から赤見台4丁目まで	箕田 347-5
第16分団	面 隊	2 0	前砂、明用、三町免、小谷(1014番地から2002 番地3まで)	小谷 1933-1
第17分団		2 0	小谷(1014番地から2002番地3までを除く。)	小谷 685-2
第13分団	第 4 七	2 5	筑波1丁目、筑波2丁目、吹上本町1丁目から吹上本町5丁目まで、南1丁目、南2丁目、吹上富士見1丁目から吹上富士見4丁目まで、吹上(495番地から616番地まで)	吹上本町 4 丁目 15 -29
第14分団	方面隊	3 3	大芦、吹上(815番地から869番地まで)、榎戸1 丁目、榎戸2丁目、榎戸、荊原、北新宿、新宿1丁目、 新宿2丁目	大芦 1543-2
第18分団		3 3	下忍、袋、鎌塚1丁目から鎌塚5丁目まで、鎌塚	下忍 3235-2
合計		4 4 1	(各方面隊長1人、計4人を含む)	

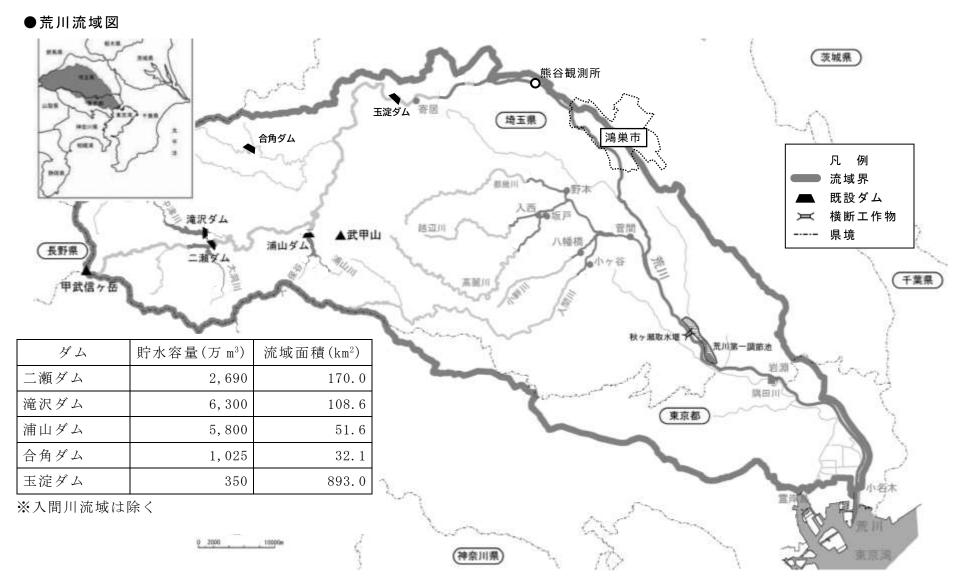
(令和4年4月1日に予定する再編の内容を含む(令和4年3月末現在))

# 3 水害予防 (共 1-4, 1-5、水 3-1, 3-2、震 3-2, 3-3)

### (1)河川図

184





資料:国土交通省関東地方整備局「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案(令和2年7月変更)を基に加工

# (2)重要水防箇所

# ◆国土交通省管理区間

	図面	<del>जेचरे । । ।</del>		重要度	Ę	左右	重要力	k防箇所			都県及び	市区町村	国土	担合シムフ
番号	対象 番号	河川 名	総合 評定	種別	階級	岸別	地先名	粁杭位置 (K, m)	延長	重要なる理由	担当 水防団体	担当 事務所	交通省 担当 出張所	想定される 水防工法
33	荒左 70-1	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大芦	70.8 上 71 70.4 下 155	962	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法
34	荒左 70-2	荒川	В	越水(溢水) 新堤防	B 要注意	左	鴻巣市大芦	70.4 下 155 70.0 上 132	164	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない R1 荒川左岸小谷外災害復旧工事 (R3.5までに実施予定)	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法 シート張り工 法
35	荒左 70-3	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大芦	70.0 上 132 69.6 上 57	466	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法
36	荒左 69-1	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大芦	69.2 上 73 68.4 上 144	558	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない		北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
37	荒左 65-1	荒川	要注意	新堤防	要注意	左	鴻巣市糠田	65.6 下 13 65.6 下 159	207	R1 荒川左岸小谷外災害復旧工事 (R3.5までに実施予定)	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	シート張り工 法
38	荒左 64-1	荒川	В	堤体漏水 基礎地盤漏 水	B B	左	鴻巣市糠田	64.4 上 40 64.0 上 140	352	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	築まわし工法 シート張り工 法 月の輪工法
39	荒左 64-2	荒川	В	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏 水	B B B	左	鴻巣市糠田	64.0 上 140 64.0 上 120	24	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	荒川北縁水防事務組合	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 築まわし工法 シート張り工 法 月の輪工法
40	荒左 64-3	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市糠田	64.0 上 26 64.0 下 58	75	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法
41	荒左 64-4	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市糠田	64.0 下 90 64.0 下 133	32	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法
42	荒左 63-1	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大間	63.6 下 5 63.6 下 81	171	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法

	図面	ी रुक्ता । । ।		重要度	ŧ		重要才	、 防箇所				都県及びī	市区町村	国土	担けよるマ
番号	対象 番号	河川名	総合 評定	種別	階級	左右 岸別	地先名	粁杭位置 (K, m)		延長	重要なる理由	担当 水防団体	担当 事務所	交通省 担当 出張所	想定される 水防工法
43	荒左 63-2	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大間	· ·	150 110		計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
44	荒左 63-3	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大間	63.2 上 3 63.2 上 1	30		計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
45	荒左 62-1	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市大間	62.8 上 0 62.8 下 2	) 20	211	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務組合	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
46	荒左 62-2	荒川	В	基礎地盤漏 水	В	左	鴻巣市大間		180 75	1671	基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	月の輪工法
47	荒左 62-3	荒川	В	越水(溢水) 基礎地盤漏 水	B B	左	鴻巣市大間		75 190	320	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない 越水 危険箇所(62.4k) 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	積み土嚢工法 月の輪工法
48	荒左 62-4	荒川	В	越水(溢水) 基礎地盤漏 水 破堤跡	B 要注意	左	鴻巣市大間		190 179	13	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所 破堤跡	荒川北縁水 防事務組合	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法 月の輪工法 月の輪工法
49	荒左 62-5	荒川	要注意	破堤跡	要注意	左	鴻巣市大間		179 90	306	破堤跡	荒川北縁水 防事務組合		熊谷	月の輪工法
50	荒左 61-1	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市滝馬室		31 108		計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
51	荒左 60-1	荒川	A	(重点) 越水(溢水)	A	左	鴻巣市滝馬室		41	163	計画高水流量規模の洪水の水位が 現況堤防高を超える 越水危険箇所 (60.8k)	鴻巣市	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
52	荒左 60-2	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市滝馬室		128 161		計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法
53	荒左 60-3	荒川	В	越水(溢水)	В	左	鴻巣市滝馬室		31 30	69	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法

#### ◆埼玉県管理区間

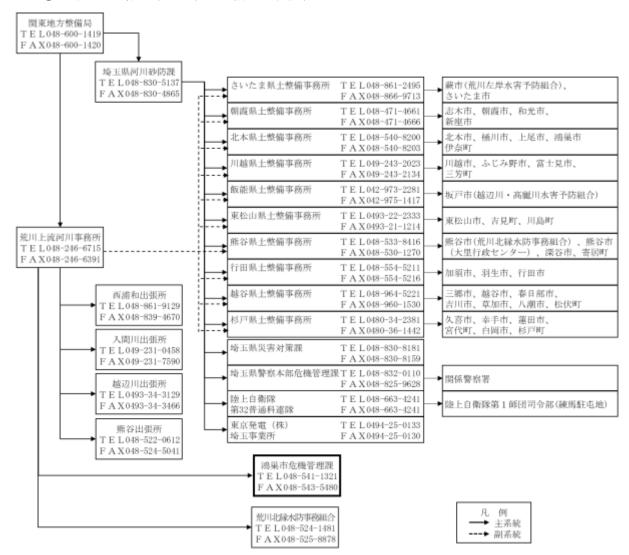
188

	補助	河川管理者	水防管理		重要度		左右	重要水防箇所		** E	etame to worm. I.	想定される水
番号		県土整備事務所		河川名	種別	階級	岸別	地先名	粁杭位置	延長	重要なる理由	防工法
赤1		埼玉県 北木県十	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	В	左	鴻巣市常光 ~ 桶川市五丁台	3.9k 70m ∼0.0km	3, 970	堤防余裕高不足	積土のう工
赤 2		埼玉県 北木県十	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	В	右	$\sim$	3.9k 70m ∼0.0km	3, 970	堤防余裕高不足	積土のう工

資料:令和3年度埼玉県水防計画

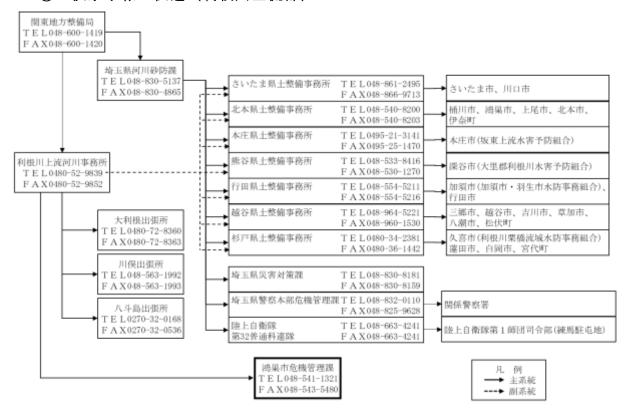
#### (3) 洪水予報伝達系統

① 洪水予報の伝達系統(荒川本流)



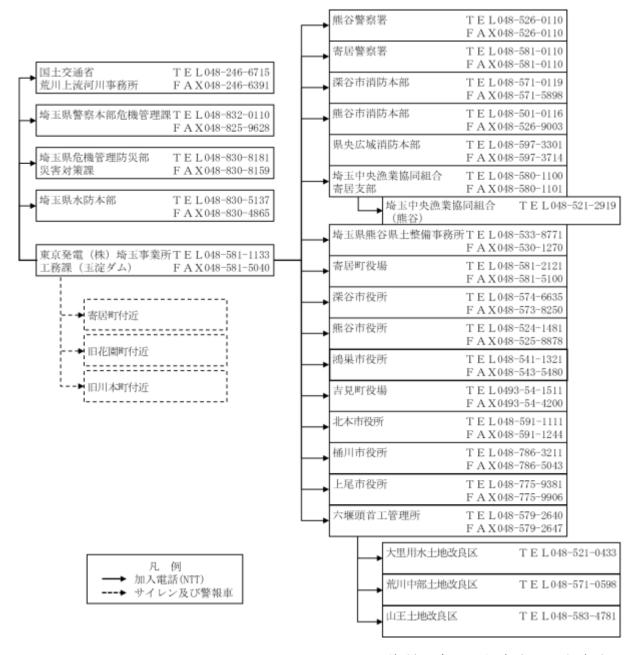
資料:令和3年度埼玉県水防計画

#### ② 洪水予報の伝達(利根川上流部)



資料:令和3年度埼玉県水防計画

#### ③ 玉淀ダム放流時連絡系統図



資料:令和3年度埼玉県水防計画

## (4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



資料:北本県土整備事務所(平成24年3月)

# 4 避難 (共 2-1, 2-4、水 3-3, 3-4、震 3-4, 3-5)

## (1) 指定避難所

食料、物資の配給など長期の避難所として小学校を指定する。

番号	施設名	所 在 地	電話番号	地震時 収容人数	水害時 使用可能 範囲	水害時 収容可能 人数
1	鴻巣市立鴻巣東小 学校	本町6丁目4-56	048-541-1118	1,060	1 階以上	1,060
2	鴻巣市立鴻巣南小 学校	本町8丁目7-23	048-541-1107	743	1 階以上	743
3	鴻巣市立馬室小学 校	滝馬室 555	048-541-0578	639	1 階以上	639
4	鴻巣市立田間宮小 学校	糠田 2985	048-596-0617	807	3 階以上	279
5	鴻巣市立箕田小学 校	箕田 408	048-596-0318	752	3 階以上	175
6	鴻巣市立笠原小学 校	笠原 1613	048-541-1661	572	2 階以上	256
7	鴻巣市立常光小学 校	下谷 369	048-541-5739	550	2 階以上	244
8	鴻巣市立鴻巣北小 学校	神明 3 丁目 18-10	048-596-5239	897	1 階以上	897
9	鴻巣市立松原小学 校	原馬室 2425	048-542-8450	862	1階以上	862
10	鴻巣市立赤見台第 一小学校	赤見台4丁目19-1	048-596-1688	770	3 階以上	173
11	鴻巣市立赤見台第 二小学校	赤見台2丁目6-1	048-596-6571	897	2 階以上	430
12	鴻巣市立鴻巣中央 小学校	中央 30-1	048-543-7111	1,016	2 階以上	469
13	鴻巣市立吹上小学 校	南1丁目10-5	048-548-0132	1,071	3 階以上	368
14	鴻巣市立小谷小学 校	小谷 1890-1	048-548-1004	566	3 階以上	167
15	鴻巣市立下忍小学 校	鎌塚 10	048-548-2300	829	2 階以上	404
16	鴻巣市立大芦小学 校	大芦 923-1	048-548-6555	953	3 階以上	336
17	鴻巣市立屈巣小学 校	屈巣 4515-1	048-569-0038	425	2 階以上	202

18	鴻巣市立共和小学 校	新井 194-2	048-569-0036	422	1階以上	422
19	鴻巣市立広田小学 校	広田 3156-5	048-569-0026	428	1 階以上	428

### (2)補助避難所

指定避難所に避難者を収容できない場合は、補助避難所として中学校及び高等学校を使用する。また、一部の補助避難所は物資集積地として使用する。

番号	施設名	所 在 地	電話番号	地震時 収容人数	水害時 使用可能 範囲	水害時 収容可能 人数
1	鴻巣市立鴻巣中学校	東2丁目4-62	048-541-0272	1, 254	1階以上	1,254
2	鴻巣市立鴻巣北中 学校	箕田 4280	048-596-3428	1, 271	2 階以上	626
3	鴻巣市立鴻巣西中 学校	大間 1161	048-542-4261	1, 143	3 階以上	269
4	鴻巣市立鴻巣南中 学校	原馬室 3685	048-542-2861	1,088	1 階以上	1, 088
5	鴻巣市立赤見台中 学校	赤見台4丁目25-1	048-596-6002	1, 203	3 階以上	413
6	鴻巣市立吹上中学校	吹上富士見 1 丁目 6-1	048-548-0051	1, 127	3 階以上	373
7	鴻巣市立吹上北中 学校	鎌塚 550	048-548-0081	1, 116	2 階以上	546
8	鴻巣市立川里中学校	関新田 1560-1	048-569-0009	928	2 階以上	361
9	県立鴻巣高等学校	大間 1020	048-541-0234	2,608	1階以上	2,608
10	県立鴻巣女子高等 学校(※)	天神1丁目1-72	048-541-0669	855	1 階以上	855
11	県立吹上秋桜高等 学校	前砂 907-1	048-548-5811	270	3 階以上	270
12	市民活動センター	本町1丁目 2-1 エ ルミこうのすアネ ックス3階	048-577-3512	ı	1階以上	270
13	鴻巣市立総合体育館	鴻巣 864-1	048-543-0101	659	2 階以上	196
14	コスモスアリーナ ふきあげ	明用 636-1	048-548-3112	608	1 階以上	608

※防災拠点校:県備蓄食料保管場所

### (3)福祉避難所

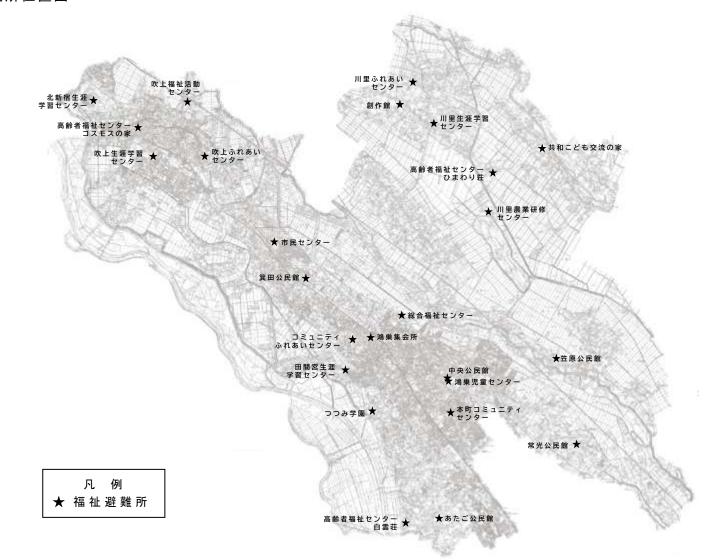
災害発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するため福祉避難 所を開設する。また、指定避難所及び補助避難所に避難者を収容できない場合は、避難所 として使用する。

番号	施設名	所 在 地	電話番号
1	総合福祉センター	箕田 4211-1	048-597-2100
2	高齢者福祉センター白雲荘	原馬室 2917-1	048-543-0355
3	高齢者福祉センターコスモスの家	吹上本町5丁目4-7	048-548-4807
4	高齢者福祉センター ひまわり荘	関新田 1300-1	048-569-2828
5	つつみ学園	大間 829	048-541-0169
6	創作館	広田 2247-1	048-569-1111
7	共和こども交流の家	関新田 220-1	048-569-2310
8	吹上福祉活動センター	鎌塚 57-1	048-548-6664
9	コミュニティふれあいセンター	登戸 449	048-596-3322
10	市民センター	赤見台1丁目15-5	048-596-6677
11	本町コミュニティセンター	本町7丁目3-26	048-543-1031
12	中央公民館	本町3丁目12-18	048-542-8403
13	箕田公民館 箕田児童センター	稲荷町 26-32	048-596-0602 048-596-8197
14	笠原公民館 笠原児童センター	笠原 791-1	048-541-0261
15	常光公民館 常光児童センター	下谷 196-1	048-541-2005
16	あたご公民館 あたご児童センター	原馬室 3460-1	048-543-2665
17	田間宮生涯学習センター 田間宮児童センター	登戸 149	048-596-0137
18	吹上生涯学習センター 吹上児童センター	吹上富士見 1-1-1	048-548-4726
19	川里生涯学習センター 川里児童センター	広田 3141-1	048-569-1111
20	鴻巣集会所	箕田 4173-4	048-597-1045
21	吹上ふれあいセンター	下忍 3939-2	048-548-5620
22	川里ふれあいセンター	広田 3517-3	048-569-1402
23	川里農業研修センター	関新田 1800	048-569-1763
24	鴻巣児童センター	本町 3 丁目 12-24	048-541-0442
25	北新宿生涯学習センター 北新宿児童センター	北新宿 943	048-501-6022

<sup>※</sup>複合施設については、主たる施設名称を使用する。



#### ●福祉避難所位置図



#### (4) 指定緊急避難場所

発災直後の避難場所とする。避難後に被害状況に応じ指定避難所に避難する。 物資輸送の配給及び中継地等に使用する。また、一部避難場所は被害状況により応援部 隊等活動拠点とする。

番号	施設名	面積(h a)	所 在 地
1	上谷総合公園	16.00	上谷 707
2	糠田運動場	5. 59	糠田 1073-1
3	赤見台近隣公園	2. 37	赤見台3丁目4
4	鴻巣公園	2.01	本町8丁目3003-1
5	せせらぎ公園	1. 10	中央 28-1
6	上生出塚1号公園	0.52	生出塚2丁目785-372
7	ひばり野中央公園	0.49	ひばり野1丁目286-91
8	宮地公園	0.45	宮地5丁目35
9	東裏1号公園	0.45	東 3 丁目 72
10	東町公園	0.35	東1丁目37
11	あじさい公園	0.31	赤見台2丁目11-1
12	鴻巣宿鞠子公園	0.30	人形 1 丁目 3127-1
13	中央児童公園	0. 29	本町3丁目241
14	氷川町2号公園	0.27	氷川町 30
15	さつき公園	0. 25	赤見台4丁目7
16	東裏2号公園	0. 23	東3丁目1
17	氷川町1号公園	0. 22	氷川町 4
18	はぎ公園	0. 25	ひばり野2丁目13-69
19	荒川総合運動公園	12. 39	大芦 2546-1
20	荒川パノラマ公園	2.05	大芦 1366
21	富士見公園	0.90	吹上富士見 4 丁目 777-59
22	新宿第1公園	0.62	新宿1丁目228
23	本町せせらぎ公園	0.33	吹上本町2丁目238-2
24	川里中央公園	7. 93	関新田 1780-1
25	あかぎ公園	3. 22	赤城台 212-51
26	ふれあい公園	0. 57	北根 821-1
27	赤見台中央公園	0.36	赤見台1丁目8-2
28	しいのき公園	0. 25	赤見台 3 丁目 18-2
29	すずかけ公園	0.21	赤見台 4 丁目 31-2

#### 避難場所の指定基準

- (1)避難場所は、面積 0.2ha 以上とする。
- (2) 避難場所に隣接する道路が緊急物資等輸送車両の通行可能であること。
- (3) 避難所からの距離(位置)及び立地条件等を考慮する。
- (4) 市有地であること。

#### (5) 要配慮者利用施設における避難

「水防法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 31 号)が平成 29 年 5 月 19 日に公布(同年 6 月 19 日施行)され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の確実な避難確保を図ることが求められることになった。

#### ① 児童福祉施設

(保育所)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
旭	月红地	电前钳力	荒川	小山川	福川	利根川	
鴻巣保育所	東 1-8-7	048-542-5353	区域外	区域外	区域外	区域外	
馬室保育所	滝馬室 1152-1	048-542-2697	区域外	区域外	区域外	区域外	
生出塚保育所	生出塚 2-7-1	048-542-8280	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
富士見保育所	富士見町 8-16	048-542-5355	区域外	区域外	区域外	区域外	
登戸保育所	登戸 612	048-597-1622	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m	
鎌塚保育所	鎌塚 2-11-33	048-548-0227	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
吹上富士見保育所	吹上富士見 4- 8-18	048-548-1803	3∼5m	区域外	区域外	区域外	
川里ひまわり保育園	関新田 1261-1	048-569-0002	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m	
寺谷保育園	寺谷 335-1	048-596-5471	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
まごやま保育園	栄町 7-24	048-542-5002	区域外	区域外	区域外	区域外	
どんぐり保育園	糠田 1531-2	048-596-8317	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m	
ひかりっこ保育園	上谷 1950-1	048-541-3506	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	
中央たんぽぽ保育園	吹上富士見 1- 14-25	048-548-1271	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満	
どんぐりっこ保育園	糠田 2801	048-501-8285	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m	
ふくろうの森保育園	袋 917-9	048-579-5933	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m	
なのはな保育園	北新宿 928	048-594-6365	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満	

# (認定こども園)

施設名	所在地 電話番号	浸水想定				
<b>地</b> 段名		电前笛万	荒川	小山川	福川	利根川
エンゼル幼稚園	加美 1-2-34	048-541-1677	区域外	区域外	区域外	区域外
めぐみの木こども園	原馬室 4113	048-541-0878	区域外	区域外	区域外	区域外
ゆめのはなこども園	原馬室 3747	048-542-1158	区域外	区域外	区域外	区域外
大芦こども園	大芦 1616-2	048-548-2365	3∼5m	区域外	区域外	区域外

#### (地域型保育施設)

₩÷≑n. A	=C- <del>/-</del> 1/4	<b>康</b> 赵巫日		浸水想定			
施設名	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川	
保育室風の街	吹上富士見 3- 1-1	048-547-2941	3∼5m	区域外	区域外	区域外	
きずなっこ保育園	すみれ野 15-1	048-598-3647	3∼5m	区域外	区域外	0.5~3m	
カインド・ナーサリー 鴻巣本町園	本町 2-2-3	048-577-6993	区域外	区域外	区域外	区域外	
カインド・ナーサリー 北鴻巣園	赤見台 2-17- 14	048-501-2630	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
保育所まなぴぃ	大間 532-1	048-514-0866	3∼5m	区域外	区域外	区域外	
ぬくもりのおうち保育 北鴻巣園	赤見台 1-12	048-578-8848	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満	
ことね保育園	中央 20-28	048-501-2471	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m	
LITTLE ANG	本町 1-1-3 エ ルミこうのす 4 階	048-544-0001	区域外	区域外	区域外	区域外	
保育所まなびぃ 川里園	屈巣 2976-1	048-577-6226	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	
みらいの木保育園	本町 5-6-14	048-540-8800	区域外	区域外	区域外	区域外	
あおぞら保育園	神明 1-3-37	048-594-9022	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
きずなっこガーデンナ ーサリー	北新宿 1230-2	048-598-6208	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満	
たかいたかい保育園	原馬室 2825	048-541-7283	区域外	区域外	区域外	区域外	
元気キッズ	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	

#### (病児保育施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
<b>他</b> 放名			荒川	小山川	福川	利根川	
病児保育室 パンジー・キッズ	広田 824-1	048-569-3111	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	
めぐみの木 病児保育室	本町 1-1-3 エルミこうの す4階	048-541-1110	区域外	区域外	区域外	区域外	

#### (認可外保育施設)

<del>U.</del> :⇒n. &	所在地 電	<b>最</b> 红亚 日.	浸水想定			
施設名	別任地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
キッズステーション鴻 巣	鎌塚 1023-1 D' STATION 鴻巣店 2 階	048-548-8112	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
かぞヤクルト販売(株) 鴻巣中央保育ルーム	氷川町 6-5	048-541-1387	区域外	区域外	区域外	区域外
かぞヤクルト販売(株) 北鴻巣保育ルーム	宮前 91-1	048-597-2885	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
ぱれっと保育園 パインキッズ	上谷 664-1	048-541-2800	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
シード保育園	袋 917-9	048-547-0165	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m

## ② 老人福祉施設

### (介護老人福祉施設)

₩ <del>.</del> ⇒n.&	武士地	電話番号	浸水想定				
施設名 	所在地		荒川	小山川	福川	利根川	
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m	
こうのすタンポポ翔裕 園	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	
翔裕園	上谷 687-1	048-541-8585	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	
福富の郷	鴻巣 967-1	048-577-7780	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m	
馬室たんぽぽ翔裕園	原馬室 3335	048-541-4148	区域外	区域外	区域外	区域外	
吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m	
鴻巣まきば園	前砂 517-1	048-547-2202	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満	
てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満	

### (介護老人保健施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
<b>他</b> 放名		电前金万	荒川	小山川	福川	利根川
こうのすナーシングホ ーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5~3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
こうのとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

### (地域密着型介護老人福祉施設)

施設名	所在地 電	<b>電光平</b> 日.	浸水想定			
		電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
小松の里	小松 2-8-12	048-540-5008	区域外	区域外	区域外	区域外

### (デイサービス)

₩÷≑n. Æ	=c- <del>/-</del> ⊥h	<b>最</b> 红亚日		浸水	:想定	
施設名 	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m
こうのすタンポポ翔裕園 デイサービスセンター	郷地 1746-1	048-540-6713	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
翔裕園デイサービスセ ンター	上谷 687-1	048-543-6884	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレアード鴻巣 通所 介護事業所	上谷 141-1	048-544-3010	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
こうのすケアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
馬室たんぽぽ翔裕園 デイサービスセンター	原馬室 3335	048-541-5000	区域外	区域外	区域外	区域外
こうのす共生の家デイ サービスセンター	大間 4-29-7	048-544-7711	3∼5m	区域外	区域外	区域外
北こうのすケアセンタ ーそよ風	箕田 419-2	048-596-7897	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
ブルーミングケア鴻巣 箕田	箕田 3800-4	048-598-6101	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m
介護のさくら	箕田 3820	048-597-5703	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
デイサービスセンター 吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m
デイサービスセンター ソレイユ燦燦	北新宿 609	048-580-6311	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣まきば園 デイサ ービスセンター	前砂 517-1	048-547-2202	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

デイサービス てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
さくらの里	大芦 1800-1	048-598-7870	3∼5m	区域外	区域外	区域外
デイサービス未来鴻巣	北根 1008	048-594-8389	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満
なでしこ365	上谷 2231-1	048-594-8230	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
リカバリーウォークな でしこ	生出塚 2-17- 13	048-540-1900	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
佐藤接骨院リハビリデ イサービス	東 1-2-24	048-541-0510	区域外	区域外	区域外	区域外
早稲田イーライフ鴻巣	東 3-11-7	048-594-7045	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
彩香らんど	箕田 270-1	048-595-3333	5∼10m	区域外	区域外	0.5∼3m
デイサービス かんげ んどう	赤見台 1-8-7	048-580-5826	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
慈しみの幸望庵	三ツ木 341-1	048-598-7373	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
介護予防フィットネス あゆみ鴻巣店	神明 1-5-13	048-501-7346	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
ピア柏・今西本家デイ サービス	雷電 1-7-4	048-597-0923	区域外	区域外	区域外	区域外
デイサービスニパータ	鎌塚 250-2	048-547-0070	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
あかね雲吹上苑	吹上本町 5-5- 2	048-598-3431	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
ふきあげ翔裕園	北新宿 891	048-547-4165	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
デイサービスセンター 奏 明用	明用 37-1	048-579-5502	3∼5m	区域外	区域外	区域外

## (通所リハビリステーション)

施設名	武士地	<b>泰</b> 赵平月.	浸水想定			
<b>旭</b>	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
こうのすナーシングホ ーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
こうのす共生病院	上谷 2073-1	048-541-1131	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
仁科整形外科通所リハ ビリテーション	本町 1-1-3	048-543-7099	区域外	区域外	区域外	区域外
介護老人保健施設 鴻 巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5~3m
介護老人保健施設 こうのとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

### (はつらつデイサービス)

<del>1/.:</del> ∋n. /z	武士业	電話番号	浸水想定			
施設名	所在地		荒川	小山川	福川	利根川
介護予防教室の「彩香 らんど」	箕田 270-1	048-595-3333	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m
翔裕園デイサービス 爽やかな風	東 1-1-25	048-545-1010	区域外	区域外	区域外	区域外
はつらつデイサービス センター 吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m

### (小規模多機能型居宅介護)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
	別任地		荒川	小山川	福川	利根川
くすの木	屈巣 2187-1	048-568-2280	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
小松の里	小松 2-8-12	048-540-5008	区域外	区域外	区域外	区域外

### (認知症グループホーム)

施設名	所在地 電話番号	浸水想定				
旭以石	別1生地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
くすの木	屈巣 2187-1	048-568-2280	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
グループホーム楽々荘	下谷 1448-1	048-543-4881	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレアード鴻巣	上谷 141-1	048-544-3010	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
トゥルーケア GH パンジー	上谷 43-1	048-540-6036	区域外	区域外	区域外	区域外
こうのすケアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
グループホーム彩香ら んど	登戸 256-1	048-595-3003	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m
愛の家グループホーム 鴻巣	登戸 309-1	048-595-3700	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
コスモス吹上	吹上本町 1- 11-8	048-548-5585	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
グループホームみんな の家 鴻巣	大芦 1499-1	048-547-2221	3∼5m	区域外	区域外	区域外

#### (短期入所生活介護)

施設名	武士地	<b>電光平</b> □.	浸水想定			
	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m

こうのすタンポポ翔裕 園	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
翔裕園	上谷 687-1	048-541-8585	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
福富の郷	鴻巣 967-1	048-577-7780	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
こうのすケアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
馬室たんぽぽ翔裕園	原馬室 3335	048-541-4148	区域外	区域外	区域外	区域外
吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5~3m
鴻巣まきば園	前砂 517-1	048-547-2202	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

### (短期入所療養介護)

施設名	所在地	電託采旦	電話番号 浸水想定			
	別土地	电前省方	荒川	小山川	福川	利根川
こうのすナーシングホ ーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5~3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
こうのとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

#### (介護付き有料老人ホーム)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定				
			荒川	小山川	福川	利根川	
ふるさとホーム鴻巣	松原 2-2-28	048-540-2100	区域外	区域外	区域外	区域外	
介護付き有料老人ホーム ヒューマンサポート鴻巣	滝馬室 1378-1	048-598-6233	区域外	区域外	区域外	区域外	
介護付き有料老人ホーム 風の街こうのす	吹上富士見 3- 1-1	048-547-2941	3∼5m	区域外	区域外	区域外	

#### (住宅型有料老人ホーム)

施設名	最大地	電話番号	浸水想定			
	所在地	电前钳方	荒川	小山川	福川	利根川
ふきあげ翔裕園	北新宿 891	048-547-4165	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレイユ燦燦	北新宿 639	048-580-6311	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレイユ晴晴	北新宿 643	048-598-4635	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

# (ケアハウス)

₩÷≈n ⊅	元七山	<b>泰红巫</b> P.		浸水	想定	
施設名     所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川	
ウェルガーデンコスモ ス	袋 303-2	048-548-8456	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m

### (サービス付き高齢者向け住宅)

施設名	所在地	電話番号		浸水	想定	
	月任地	电前倒写	荒川	小山川	福川	利根川
ケアガーデン鴻巣	天神 3-11-4	048-540-5600	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
ココファン鴻巣	本町 5-6-18	048-540-0061	区域外	区域外	区域外	区域外
こうのす共生の家	大間 4-29-8	048-544-7711	3∼5m	区域外	区域外	区域外
アーク鴻巣	袋 899-1	048-578-4210	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
さくらの里	大芦 1800-1	048-598-7870	3∼5m	区域外	区域外	区域外

# ③ 障がい福祉施設

(日中活動系サービス)

<del>1/.</del> ::11.	武士地	最红平日.		浸水	想定	利根川 0.5~3m 0.5~3m 区域外 区域外 区域外 0.5~3m 0.5~3m		
施設名	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川		
ケアセンターかるぽす	吹上富士見 2- 2-14	048-547-0121	3∼5m	区域外	区域外	0.5∼3m		
ケアホームひとつぶ	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5~3m		
コスモス共同作業所	本町 5-2-4 ジュネス鴻巣	048-543-3638	区域外	区域外	区域外	区域外		
こぽす	宮前 91-2	048-595-3600	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外		
さくらんぼ	箕田 3916-7	048-595-0511	区域外	区域外	区域外	区域外		
チャレジョブセンター 鴻巣	本町 4-3-3 東口第一ビル 2 階	048-578-8782	区域外	区域外	区域外	区域外		
メリーハーモニー	下忍 3100-1	050-1556-4134	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5~3m		
ルピナス鴻巣ホーム	笠原 177-1	048-540-2031	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5~3m		
鴻巣キャリアセンター	鴻巣 1183-2	048-577-5592	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5~3m		
鴻巣市あしたば第一作 業所	箕田 4265-1	048-596-3425	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5~3m		

鴻巣市あしたば第二作 業所	原馬室 3116-2	048-543-3225	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市吹上太陽の家	鎌塚 57-1	048-549-2288	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5~3m
鴻巣市川里ポプラ館	関新田 1277-2	048-569-2986	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
埼玉敬愛学園・シリウ ス	北根 617	048-594-9150	0.5∼3m	0.5∼3m	区域外	0.5∼3m
楓	屈巣 136-1	048-501-8897	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
夢の実ハウス	八幡田 868-1	048-596-2220	区域外	区域外	区域外	区域外
夢工房翔裕園	下谷 41	048-540-5000	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
陽	本町 7-7-12	048-594-8144	区域外	区域外	区域外	区域外
緑生の丘	袋 667-6	048-579-5207	0.5∼3m	0.5∼3m	区域外	0.5∼3m
あすもっと	松原 1-3-7	048-598-7042	区域外	区域外	区域外	区域外
NSB	人形 1-7-39	048-542-9571	区域外	区域外	区域外	区域外

## (居住系サービス)

施設名	所在地	<b>電式</b> 平月		浸水	:想定	
施 <b>议</b> 行	別往地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
yours	神明 3-3-11	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外
yours 本町	本町 7-7-13	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外
yours 本町 II	本町 8-2-4	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外
イリス	松原 3-5-25	048-541-8618	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームあおぞ ら	加美 2-8-34 映和ハイツ 10 1,102,105,106 ,201,203,205	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームあおぞ ら	1, 102, 103, 105 , 201, 202, 205	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームあおぞ ら	加美 2-7-24 柳田ハイツ 10 1, 102, 103, 105 , 106, 107, 108, 110	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームつばさ	広田 2812	048-569-1900	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m
グループホームぬく森	天神 2-4-3 302,303 アメニ ティパレスワ タナベ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外

グループホームぬく森 2	天神 2-4-3 402, 406 アメ ニティパレス ワタナベ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームぬく森 3	本町 2-2-15 102, 202 本町ハ イツ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームぬく森 4	神明 3-3-17 101, 102 志賀 コーポ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームノアの 家	袋 1749-10	048-548-3397	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m
グループホームほのぼ の	本町 5-2-6	048-501-7828	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームほのぼ の <b>Ⅲ</b>	氷川町 18-2 シャルム司	048-501-7828	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホーム下忍	下忍 3989-4	048-548-3397	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
グループホーム夢の実 ハウス	八幡田 868-1	048-596-2220	区域外	区域外	区域外	区域外
ケアホ-ムひとつぶ 鎌塚ホーム	鎌塚 1100	048-547-2064	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
ケアホームひとつぶ 生活の家	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
スカイⅠ、Ⅱ	箕田 1392-2	048-562-5810	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
すみれ	宮前 521-1-1	048-541-8618	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
ルピナス鴻巣ホーム	笠原 177-1	048-540-2031	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m
レジリエンスホーム 1 号棟	宮前 88-39	048-507-8162	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
風の家1、2	吹上富士見 3- 1-1	048-547-2064	3∼5m	区域外	区域外	区域外
緑生の丘 1号館	袋 667-6	048-579-5207	0.5∼3m	0.5∼3m	区域外	0.5∼3m
緑生の丘 2号館	袋 920-14	048-579-5207	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5∼3m
緑生の丘 3号館	袋 666-16	048-579-5207	0.5∼3m	0.5m 未満	区域外	0.5~3m

# (障がい児支援)

<del>1/.:</del> ⇒n.	当ちナールト	<b>金红亚</b> 日.		浸水	想定	
施設名	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
Roselle Friendship	三ツ木 394-1	048-598-5085	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
ハッピーテラス鴻巣教 室	栄町 6-40 CASA de Todos 鴻巣 1 階	048-543-3334	区域外	区域外	区域外	区域外
ぷりんしぱる	愛の町 463	048-577-7074	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市こどもデイサー ビスセンター	大間 854-1	048-542-5050	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立つつみ学園	大間 829-3	048-541-0169	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
放課後等デイサービス BANGB00	すみれ野 15- 11 北鴻巣ビ ル5号室	048-594-7570	3∼5m	区域外	区域外	0.5∼3m
放課後等デイサービスイ ストワール鴻巣小松教室	小松 3-10-20	048-594-6488	区域外	区域外	区域外	区域外
放課後等デイサービス めろす	鎌塚 40-1	048-501-8839	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
縁どうまめ	吹上富士見 4- 5-4	048-577-4686	3∼5m	区域外	区域外	0.5~3m

## ④ 医療提供施設

## (医療機関)

施設名	所在地	電話番号		浸水	想定	
旭	月1生地	电前借方	荒川	小山川	福川	利根川
こうのす共生病院	上谷 2073-1	048-541-1131	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣外科胃腸科	鴻巣 1195-1	048-543-7770	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣第一クリニック (透 析患者のみ)	大間 776-1	048-542-5566	区域外	区域外	区域外	区域外
埼玉県済生会鴻巣病院	八幡田 849	048-596-2221	区域外	区域外	区域外	区域外
埼玉脳神経外科病院	上谷 664-1	048-541-2800	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
斎藤外科胃腸科医院	本宮町 4-4	048-541-4345	区域外	区域外	区域外	区域外
はやしだ産婦人科医院	鴻巣 1005-2	048-541-8000	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
平野産婦人科医院	筑波 2-7-1	048-548-4422	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
ヘリオス会病院	広田 824-1	048-569-3111	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
村越外科・胃腸科・肛 門科 ※廃床のなる医院	吹上本町 1-4- 13	048-548-0048	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外

※病床のある医院

# ⑤ 幼稚園

(私立幼稚園)

₩₩₩	武士地	<b>金红采</b> 旦		浸水	想定	
施設名	所在地	電話番号	荒川	小山川	福川	利根川
英和幼稚園	東 1-1-27	048-542-1500	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣幼稚園	本町 6-3-4	048-541-0575	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣ひかり幼稚園	上谷 1950-1	048-541-3506	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
箕田幼稚園	箕田 327-3	048-596-1371	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m
吹上中央幼稚園	吹上富士見 1- 14-25	048-549-0792	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

### ⑥ 放課後児童クラブ

(公立放課後児童クラブ)

(五立)以味及儿童ノノ		浸水想定				
施設名	所在地	荒川	小山川	福川	利根川	
鴻巣放課後児童クラブ本室	本町 3-12-18	区域外	区域外	区域外	区域外	
鴻巣放課後児童クラブ分室	本町 6-4-56	区域外	区域外	区域外	区域外	
赤見台第1放課後児童クラブ	稲荷町 26-32	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
あたご放課後児童クラブ本室	原馬室 3460-1	区域外	区域外	区域外	区域外	
あたご放課後児童クラブ分室	原馬室 2425	区域外	区域外	区域外	区域外	
神明放課後児童クラブ	神明 3-18-34	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	
常光放課後児童クラブ	下谷 196-1	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外	
中央放課後児童クラブ	中央 1-45	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m	
赤見台第2放課後児童クラブ本 室	赤見台 2-8-16	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	
赤見台第2放課後児童クラブ分 室	赤見台 2-6-1	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満	
南放課後児童クラブ	本町 8-7-26	区域外	区域外	区域外	区域外	
田間宮放課後児童クラブ	北中野 9-2	3∼5m	区域外	区域外	区域外	
馬室放課後児童クラブ	滝馬室 571−1	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	
箕田放課後児童クラブ	宮前 16-2	3∼5m	区域外	区域外	区域外	
吹上放課後児童クラブ	南 1-10-5	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外	

施設名	所在地		浸水	想定	
施設名 	月任地	荒川	区域外     区域外     0.5m       区域外     区域外     0.5m       区域外     区域外     区域       区域外     区域外     0.5m		利根川
下忍放課後児童クラブ	鎌塚 10	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
大芦放課後児童クラブ	大芦 923-1	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
屈巣放課後児童クラブ	屈巣 4526-2	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
広田放課後児童クラブ	広田 3163-5	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満
共和放課後児童クラブ	関新田 220-1	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満

# (民間放課後児童クラブ)

<del>th</del> ∷n ⊅	所在地		浸水	想定	
施設名 	別任地	荒川 小山川		福川	利根川
南よつばの願い学童	本町 8 - 1-20	区域外	区域外	区域外	区域外
どんぐり学童保育室	糠田 2800 - 2	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m
小谷学童	三町免 89-2	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
吹上もろっ子児童クラブ	南 1-9-8	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
学童保育ふくろうの森	袋 917-9	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
なのはな学童保育	北新宿 927	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満

# ⑦ 学校(小学校)

施設名	所在地		浸水想定		
/他成分	別狂地	荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣市立鴻巣東小学校	本町 6-4-56	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立鴻巣南小学校	本町 8-7-23	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立馬室小学校	滝馬室 555	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立田間宮小学校	糠田 2985	3∼5m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立箕田小学校	箕田 408	3∼5m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立常光小学校	下谷 369	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立鴻巣北小学校	神明 3-18-10	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立松原小学校	原馬室 2425	区域外	区域外	区域外	区域外

鴻巣市立赤見台第一小学校	赤見台 4-19-1	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立赤見台第二小学校	赤見台 2-6-1	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立鴻巣中央小学校	中央 30-1	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣市立吹上小学校	南 1-10-5	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立小谷小学校	小谷 1890-1	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立下忍小学校	鎌塚 10	0.5∼3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立大芦小学校	大芦 923-1	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立屈巣小学校	屈巣 4515-1	0.5∼3m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立共和小学校	新井 194-2	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立広田小学校	広田 3156-5	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満

# (中学校)

₩⇒₩₩	元子山	浸水想定			
施設名 	所在地	荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣市立鴻巣中学校	東 2-4-62	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立鴻巣北中学校	箕田 4280	0.5~3m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣市立鴻巣西中学校	大間 1161	5~10m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣市立鴻巣南中学校	原馬室 3685	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立赤見台中学校	赤見台 4-25-1	3∼5m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣市立吹上中学校	吹上富士見 1-6-1	3∼5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立吹上北中学校	鎌塚 550	0.5~3m	区域外	区域外	0.5∼3m
鴻巣市立川里中学校	関新田 1560-1	0.5~3m	区域外	区域外	0.5∼3m

# (6)避難所運営

市では、県が公表した「避難所運営に関する指針」に基づき、「鴻巣市避難所運営マニュアル」を令和2年7月31日に策定している。

今後状況に応じて随時見直しを行う。

#### ① 鴻巣市避難所運営マニュアル

	目 次
第1章	平常時における対応 3
1	平常時の準備 3
第 2 章	発災後における初動対応 4
1	避難所の開設 4
2	避難所運営(1~2日程度の短期避難の場合)5
第3章	発災後における長期的対応7
1	避難所運営(3 日以上の長期避難を要した場合) 7
2	活動班の役割 9
第4章	その他対応事項 14
1	生活の配慮とルール 14
2	ペットの同行避難について 15
3	帰宅困難者の対応について16
避難所	運営のための様式集17

#### 第1章 平常時における対応

- 1 平常時の準備
- (1) 体制の整備

円滑に避難所を運営できるよう、主に以下のことについて話し合う。

- ア 組織体制、人的体制の整備
  - ・災害時の対応や役割分担
  - ・要員の確保等
  - ・避難所の鍵の管理や避難所の開設方法
  - ・研修や訓練の実施
- イ 物資確保体制の整備
  - ・給水設備の点検整備
  - ・食料品、飲料品、生活必需品、医薬品等の備蓄の推進
  - ・ 義援物資等の受入れ体制
- (2) 避難所のレイアウトの検討

平時から施設管理者等と調整し避難所として利用できるスペースを決定する。

(3) 食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の避難所での生活を確保するため、食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備を図る

(4) 避難所等の周知

避難方法、避難所の所在、避難所の役割や生活のルール等を防災パンフレット や防災マップ、看板等に掲載し、広く住民に周知する。

(5) 必要な物資等の持参

避難所での配給が間に合わないこと等を想定し、避難生活において必要となる ものを、可能な限り持参するよう住民に周知を図る。

【例】食料、水、持病等の処方薬、マスク等の衛生用品、ラジオ、 福祉用具、防寒着 スリッパ 等

※感染症が蔓延している場合には以下のものも持参する。

【例】体温計、消毒液、ウェットティッシュ 等

#### 第2章 発災後における初動対応

#### 1 避難所の開設

市職員は、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営に当たり、早急に 以下の業務を行う。なお、円滑に開設できるよう施設管理者等と鍵の受け渡し や連絡手段等について事前に取り決めておく。

#### (1) 施設の安全確認

#### ア 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、封鎖する。
- ・施設の安全確認が終了するまで施設の外で待つよう避難者に呼び掛ける。
- ・避難については徒歩による避難を原則とする。ただし、やむを得ず自動車等で避難することを想定している地域の避難所については、施設管理者、市職員等との間で調整し、災害による被害が少ない場所に可能な範囲で駐車場を確保する。
- ・近隣住民以外の避難者でも円滑に避難所へ避難することができるよう、 視認しやすい避難所看板を設置する。

#### イ 施設の開放

・施設の安全確認終了後、避難者を施設内に誘導する。

#### ウ 開放できない場合

・一見して避難所として使用することができない場合は、近隣の避難所に 誘導する。

#### (2) 避難所開設の報告

- ・避難所を開設したときは、避難所開設報告書(様式第1号)により、避難所の開設日時、避難者数、負傷者、連絡手段等を災害対策本部に報告する。
- (3) 避難スペースの設定
  - ・避難者1世帯当たりの面積は概ね4m2とする。
  - ・通路は幅2m以上確保する。
  - ・施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。併せて立入禁止 部分(学校の職員室や理科室等)も明確にする。
  - ・介護が必要な要配慮者等は和室や冷暖房がある部屋を優先して部屋割りを する。
  - ・消防団の活動拠点を確保する。

#### 〈感染症が蔓延している場合〉

- ・避難者同士の間隔をできるだけ2m、最低でも1mほど確保する。
- ・パーテーションやビニールシート等を用いて仕切りをつける。
- ・十分な換気を行う。

- ・教室の活用など避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- (4) 避難者受入時の対応
  - ・避難者名簿用紙(様式第2号)を各世帯に配布し、記入してもらう。
  - ・ペットを連れて避難する場合は、ペット飼育者名簿(様式第3号)に記入 してもらい、ペットを専用避難スペースへ避難させる。

〈感染症が蔓延している場合〉

- ・受付時に検温を行い熱がある場合は、別室の避難スペースへ案内する。
- ・マスク、手袋、防護衣等を着用し感染予防に努める。
- (5) 情報収集手段の確保
  - ・ラジオ等を設置し、情報収集できる手段を提供する。
  - ・災害対策本部や他避難所との連絡手段として移動系防災行政無線、SNSや電子メール等も積極的に活用し、情報収集する。
- (6) 避難者名簿の整理
  - ・名簿は、居住組別に整理する。
  - ・避難者の状況(入所者数・退所者数・現在数)を整理する。

#### 2 避難所運営(1~2日程度の短期避難の場合)

短期避難の場合は迅速に避難者を受入れ身の安全を確保することが求められる。また、短期避難の場合は職員を中心とした避難所運営になるため、平時より訓練等を実施し災害対応ができるよう努める。

(1) 担当職員の役割について

以下の役割を事前に決めておき、避難所運営に従事する。

#### アリーダー

- ・リーダーは避難所の責任者となる。
- ・災害対策本部との情報共有を行う。
- ・学校職員との連携を行う。

#### イ 受付

- ・避難者を把握するため、名簿の作成を行う。
- ・ペットを連れている場合は、ペット飼育者名簿に記入してもらい、ペットを専用避難スペースへ避難させる。

〈感染症がまん延している場合〉

- ・受付で検温を行い、熱がある避難者を別室の避難スペースを案内する。
- ・健康状態を健康管理チェックリスト(様式第4号)により毎日確認する。

#### ウ場内整理

・避難所内の車の誘導を行う。

- ・避難者を受付まで誘導する。
- ・避難スペースを巡回し安全確認や、体調確認を行う。
- ・防災倉庫の物資が必要となった場合は搬出する。
- ・消防団との連携を行う。
- (2) 情報共有について
  - ・ラジオ等を使用し、避難者への情報提供に努める。
  - ・ 災害対策本部からの連絡事項や決定事項を掲示する。
  - ・避難者数を1時間毎に災害対策本部へ報告する。
  - ・移動系防災行政無線、電話、SNS等を用いて災害対策本部との情報共 有に努める。
- (3) 長期避難への対応について
  - ・避難所運営会議の設置、運営のサポートを行う。
  - ・交代職員への引継ぎを円滑にできるよう準備する。
- (4) 避難所の閉鎖について
  - ・災害対策本部の指示により避難者の帰宅を促し閉鎖する。
  - ・閉鎖した場合、災害対策本部へ報告する。
  - ・使用した備品については閉鎖時に可能な限り片付ける。

#### 第3章 発災後における長期的対応

1 避難所運営(3日以上の長期避難を要した場合)

大規模災害が発生し、長期避難の必要が生じた場合には、多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められる。

また、避難所の運営に当たっては、避難者自身による自主組織を中心に行う ことが求められる。

#### (1) 運営会議の設置

- ア 運営会議の役割
  - ・運営会議は、避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の 円滑な運営を図るための意思決定機関として設置する。
  - ・運営会議は、会長、副会長、各居住組の組長及び各活動班の班長で組織する。
  - ・会長及び副会長は、居住組の組長の中から選出する。
  - ・運営会議は、災害対策本部との連絡調整事項や避難所での課題、問題 などについて話し合う。
- イ 要領の作成
  - ・会議を開催するために「○○○○避難所運営会議要領」(様式第5号) を作成する。

#### ウ 会議の運営

- ・会長は、「〇〇〇〇避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円 滑に運営する。
- ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営会議の会議に(複数の) 女性を参加させる。
- ・市職員又は施設管理者は、運営会議が設置されたときは、事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

#### エ 決定事項の取扱い

会議の決定事項は、次のとおり取り扱う。

- ・災害対策本部に通知する。
- ・居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- ・活動班の班長を通じて、班員に周知する。

#### (2) 居住組の編成

- ・世帯と地域を単位として居住組を編成する。
- ・介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保 に配慮した上で介護者とともに同じ居住組に編成する。
- ・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物と共に避難する避難者については、居住空間の確保に配慮した上で同じ居住組に編成する。
- ・居住組の編成人数は概ね40人程度とする。
- ・各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- ・組長及び副組長は、避難者が孤立化しないよう配慮をする。

#### (3) 活動班の設置

- ・避難所を運営するため避難所に活動班を設置する。
- ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健·衛生班、ボランティア班、避難者支援班とする。(次ページ表参照。)
- ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。

#### 活動班と主な活動内容

活動班	活動内容
総務班	運営会議の庶務、避難者の管理、問合せへの対応、来客 者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取 次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情 報伝達
食料•物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配 給
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯

保健·衛生班	医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ごみ、トイ レ、清掃、ペット
ボランティア班	ボランティア受付簿の作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

#### 2 活動班の役割

多くの避難者が共同生活を営むためには、役割分担及び相互の連携・協力が必要なことから次のとおり活動内容に応じた活動班を設ける。

#### (1) 総務班

ア 運営会議の庶務

イ 避難者の管理

- (ア) 避難者名簿の管理
  - ・避難者の状況(入所者数・退所者数・現在数)を把握し、常に最新 の名簿に更新する。
- (イ) 入所者・退所者の管理

#### 【入所者がいたら】

- ・新しい入所者に避難者名簿用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加 える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所の生活ルールについて周知する。

#### 【退所者がいたら】

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・退所者の情報(避難者名簿に記載されている情報)は、そのまま残す。
- (ウ) 外泊者の管理
  - ・外泊届用紙(様式第6号)に氏名、期間、連絡先等を記載してもらい、居住組の組長を通じ、外泊届を受理し、外泊者を把握する。
- ウ 問合せへの対応
  - ・安否確認に対応する。
  - ・避難者への伝言を掲示する。
- エ 取材への対応
  - ・取材をする場合には、取材者受付用紙(様式第7号)に記載させる。
  - ・取材者への注意事項(様式第8号)により取材に当たっての注意事項を伝える。
  - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
  - ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。
- オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

- 郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者 へ手渡しさせる。
- ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。

#### カ 記録

・避難所の記録(様式第9号)に避難所の運営を記録する。

#### (2) 情報班

#### ア 情報収集

- (ア) 関係機関からの情報収集
- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。
- (イ) 各種マスコミからの情報収集
- ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。
- イ 災害対策本部への情報伝達
  - ・避難所の状況を定期的に市の避難所担当職員(以下「避難所担当職員」という。)へ報告する。
  - ・運営会議の決定事項を避難所担当職員を通じて、災害対策本部へ通知する。
- ウ 避難所内への情報伝達
  - ・避難所伝言掲示板(様式第10号)を作成する。
  - ・避難所内での情報伝達は、掲示板への掲示又は記載によることと し、併せて館内放送や口頭で知らせる。
  - ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。

#### (3) 食料·物資班

- ア 食料・物資の調達
  - ・必要な食料・物資を避難所担当職員を通じて災害対策本部に要請する。
- イ 食料・物資の受入
  - ・食料、物資受入簿(様式第11号)を作成する。
  - ・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
  - ・食料、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。
- ウ 食料の管理・配給
  - (ア) 食料の管理
  - ・食料管理簿(様式第12号)を作成する。
  - ・食料の種類と在庫数を常に把握しておく。
  - ・食料の保管には十分に注意を払う。
  - (イ) 食料の配給
  - ・食料は世帯単位とし、代表者に配給する。
  - ・食料は、要配慮者に優先して配給する。

- ・食料の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、 食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。
- エ 物資の管理・配給
  - (ア) 物資の管理
  - ・物資管理簿(様式第13号)を作成する。
  - ・物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
  - ・物資の管理には十分に注意を払う。
  - (イ) 物資の配給
  - ・物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。
  - ・物資は、要配慮者に優先して配給する。
  - ・在宅避難者が物資を受け取りに来たときに対応する。

#### (4) 施設管理班

ア 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・危険箇所は「立入禁止」を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

#### イ 防火・防犯

- ・火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・火気の取扱いに注意を呼び掛ける。
- ・夜間の当直制度を設ける。
- ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

#### (5) 保健·衛生班

#### ア 医療・介護

- ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・医療機関の開設状況を把握する。
- ・医薬品の種類、数量について把握する。
- ・傷病者について把握する。
- ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
- ・医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察 スペースを設置する。

#### イトイレ

- ・水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況(断水の有無等)を調べる。
- ・プールや井戸等から、トイレ用水を確保する。また、断水時には予めバケツを用意し、使った人は次の人のために用水を汲んでおくことを周知する。
- ・災害により既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレを設置 し、割合はできるだけ女性用を多く設置するよう検討する。

- ・女性用トイレには女性用品を常備するよう努める。
- ・介助者同伴の方や LGBT にも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- ・要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。

#### ウ 衛生管理

- ・手洗い及び咳エチケットを徹底させる。
- ・食器の衛生管理を徹底させる。
- ・風邪など感染症の防止に努める。
- ・感染症が蔓延している場合はマスクの着用や健康管理チェックシートにより毎日の検温を徹底させる。

#### エ 生活用水の管理

- ・生活用水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

#### 才 清掃

- (ア) 共用部分の清掃
  - ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。
- (イ) 居室部分の清掃
  - ・居室の清掃を実施させる。

#### カごみ

- ・避難所敷地内にごみ集積場を設置する。
- ・ごみの分別収集を徹底し、ごみ集積場を清潔に保つ。
- ・ごみが分別しやすいようごみの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。
- ・感染症が疑われた避難者が使用した汚物は、取り扱いに注意する。

#### キペット

- ・ペット飼育者名簿を入居時に作成する。
- ・敷地内に受入場所を設け飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

#### (6) ボランティア班

- ・ボランティア受付簿(様式第14号)を作成する。
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。

#### (7) 避難者支援班

#### ア 困りごと相談

- ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。
- イ 交流の場の提供

- ・避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
- ・避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身の リフレッシュなどに努める。

#### 第4章 その他対応事項

- 1 生活の配慮とルール
  - (1) 生活の配慮

避難所で多くの人が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

ア プライバシーの配慮

- ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- ・DV (ドメスティック・バイオレンス) 等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

#### イ 要配慮者への配慮

- ・要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、その他避難生活に特別な配慮 を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた対応が できるよう配慮する。
- ・視覚障がい者等には、音声による情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。
- ・避難所での生活が健康へ影響を及ぼすようであれば、福祉避難所や 医療機関へ移送する。
- ウ 外国人への配慮
  - ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- (2) 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」(様式第15号)を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。

#### 2 ペットの同行避難について

ペットの同行避難とは災害の発生時に飼い主が飼養しているペットを同行して避難場所まで安全に避難することを言う。避難所は様々な避難者が共同生活を送る場であり、ともに災害を乗り越えるためには避難所運営側、そして飼い主も平時のうちに準備を進める。

(1) ペットの同行避難の準備 飼い主は同行避難にあたり以下の点に留意する。

#### ア 犬の場合

- ・リードを付け、首輪が緩んでないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を 装着しているか確認する。
- ・小型犬はリードを付けた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- ・避難用品をもって避難所へ向かう。

#### イ 猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- ・キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープ などで固定する。
- ・避難用品をもって避難所へ向かう。
- (2) ペットの受入場所の選定

避難所のどの部分を動物の飼養場所として利用するか、あらかじめ選 定しておく。

#### ア 室外の場合

- ・犬を係留できるフェンスや柱がある場所
- ・雨や直射日光をしのぐことができる場所
- ・部外者の立入制限等をかけやすい場所

#### イ 室内の場合

- ・ペットを飼育していない避難者と、できる限り交わらない場所。
- ・人の居住場所に鳴き声や臭い等が届きにくい場所。

#### ウ 共通事項

- ・避難所活動の妨げとならない場所。
- ・清掃しやすい場所。
- ・動物種ごとに飼養場所を分けられる場所。
- (3) 飼養管理基本ルールの作成

ペット同行避難が可能な避難所については、ペット飼養管理の基本ルール (様式第16号)を定め、飼い主、避難者の見やすい場所に掲示する。

#### 3 帰宅困難者の対応について

- ・地域内に居住していない帰宅困難者(観光客、通勤・通学者等)については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- ・帰宅困難者は、あらかじめ決められた補助避難所で受入れる。ただし、 補助避難所が開設される前に指定避難所へ来た者については、移動を前 提に一時的に受入れる。

#### 避難所運営のために様式類等

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成する。

- (1) 避難所開設報告書(様式第1号)
- (2) 避難者名簿用紙(様式第2号)
- (3) ペット飼育者名簿 (様式第3号)
- (4) 健康管理チェックシート (様式第4号)
- (5) 避難所の運営会議要領 (様式第5号)
- (6) 外泊届出用紙 (様式第6号)
- (7) 取材者受付用紙(様式第7号)
- (8) 取材者への注意事項(様式第8号)
- (9) 避難所の記録 (様式第9号)
- (10) 避難所伝言掲示板 (様式第10号)
- (11) 食料・物資受入簿 (様式第11号)
- (12) 食料管理簿(様式第12号)
- (13) 物資管理簿(様式第13号)
- (14) ボランティア受付簿 (様式第14号)
- (15) 避難所生活の心得 (様式第15号)
- (16) ペット飼養管理基本ルール (様式第16号)

#### (様式第1号)

### 避難所開設報告書(第1報) ~ 開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、災害対策本部(〇〇〇一〇〇〇)までファックスしてください。

ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を $(\bigcirc\bigcirc\bigcirc-\triangle\triangle\triangle\triangle)$ まで電話で連絡してください。

※ 第1報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名	
開設日時	年 月 日
	時 分
避難理由	避難指示・高齢者等避難・
	自主避難

災害対策本部受信者

報台	日時	年 月	日	報告者名			
		時 分					
避冀	推所	FAX —	_				
連約	各手段	電話番号 —					
		その他					
避難	波蛛类	数・避難世帯数	)	(男性	人・女性	人)	
新の	姓 無 伯 ?	奴· <u>姓</u> 無 世 府 奴			世帯		
避難所の状況等	避難所の	の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険				
等	ライフ	ラインの状況	断水・停	 - - - - - - - - - - - - - - - -	・電話不通	• 携帯電話不通	

緊急を要する事項(負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください)

参集した避難所担当者

参集した施設管理者

(様式第2号)

# 避難者名簿用紙

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	鴻巣市	节				自治会名		
(フリ) 氏		続柄	年齢	避難日	配慮事項 (要介護度、既 往症の有無等)	健康管理	里	退去日
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □味覚嗅覚障害	
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □味覚嗅覚障害	
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □味覚嗅覚障害	
						<ul><li>℃ □咳 □鼻水 □くしゃみ □頭疹</li><li>□のどの痛み □倦怠感 □胸疹</li><li>□息苦しさ □味覚嗅覚障疹</li></ul>		
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □味覚嗅覚障害	
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □味覚嗅覚障害	
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □味覚嗅覚障害	
							]くしゃみ □頭痛 □倦怠感 □胸痛 □ □味覚嗅覚障害	

# (様式第3号)

# ペット飼育者名簿

	飼育者	動物の	性別	体格	飼育	毛色	その他
	(住所・氏名)	種類			場所		(退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

(様式第4号)

# 健康管理チェックシート

氏名

- ●毎朝、体温を測定して記入してください。
- ●こまめに手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- ●以下の場合は、必ず避難所担当職員、保健衛生班に報告してください。
  - 発熱がある。
  - ・強いだるさ(倦怠感)がある。
  - ・息苦しさ (呼吸困難)、咳や痰、のどの痛みがある。 等

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	$^{\circ}$ C	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$
強いだ							
るさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無·有
強い息							
潜しさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
等	無・1	無・1	# 1	無・1	無・1		- 無 • 有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	$^{\circ}$ C	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$^{\circ}\!\mathbb{C}$
強いだ るさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強い息 苦しさ 等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

#### (様式第5号)

#### ○○○○避難所運営会議要領

(目的)

第1条 ○○○○避難所の運営について協議するため、○○○○避難所運営会議 (以下「運営会議」という。)を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、居住組の代表者及び活動班の班長をもって 充てる。

(協議)

- 第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため次の事項について協議する。
  - (1) 役員の選出
  - (2) 避難所の運営方針
  - (3) 行政機関への要請、申し入れ
  - (4) ボランティアの受け入れ
  - (5) マスコミ取材への対応方針
  - (6) 避難所のルールづくり
  - (7) 活動班の編成
  - (8) その他必要な事項

#### (運営会議の組織)

- 第4条 運営会議には、次の役員を置く。
  - (1) 会長

1人

(2) 副会長

若干人

(3) 各活動班の班長 1人

(役員の職務)

- 第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。
  - 3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

- 第6条 運営会議に、次の活動班を設け。この場合において、必要あると認める ときは、活動班を新設又は統合することができる。
  - (1)総務班

運営会議の庶務、避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材 への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録等

(2)情報班

情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達等

(3)食料·物資班

食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・ 配給等

(4)施設管理班

危険箇所への対応、防火・防犯

(5)保健·衛生班

医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ごみ、トイレ、掃除、ペットに 関すること

- (6)ボランティア班
  - ボランティアの受入れ
- (7)避難者支援班

困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

#### (会議)

- 第7条 運営会議は、毎日 時に定例会を開催し、会長が議長となる。
- 2 避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催することができる。

#### (疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

# (様式第6号)

# 外泊届出用紙

()	らりが:	な)							居住組			
氏		名										
外	泊 期	間		年	月	日	$\sim$	年	月	日(計	日間)	
同	行	者										
			-									
緊急	緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)											
								_				

(様式第7号)

# 取材者用受付用紙

(お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください)

受付	日時						退所日時						
		年	月	日	時	分		年	月	日	時	分	
	氏名												
代													
表	所属												
者													
	連絡分	先(住亨	f • TEL	,)									
	氏名						所属						
同													
行													
者													
取													
材目													
的	<b>※</b> オ:	ンエア	、記事	発表な	どの予	·定:	Т						
避難	扩侧作	计添者	氏名				〈名刺〉	添付場所	听>				
特記	事項												

#### (様式第8号)

### 取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

- ◆避難所内では身分を明らかにしてください。
  - ・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッチ」を携帯してくだ さい。
- ◆避難者のプライバシーの保護に御協力ください。
  - ・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。
  - ・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として 使用していない部分については立入禁止とします。
  - ・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には必ず、係員の許可をとって ください。勝手に避難者へ話かけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれも つつしんでください。
- ◆取材に関する問い合わせは総務班へお願いします。
  - ・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。
  - ・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には、下 記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつ きましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

○○小学校避難所〒△△△ 鴻巣市○○町△丁目△-△TEL(

(様式第9号)

# 避難所の記録

避難所名		日付	月	日			
対応時間	対応内容	備考					
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							
時 分							

# (様式第 10 号)

# ○○避難所伝言掲示板

○月○日○時現在

□避難者の状況		
• 男		
· 女		
  □食料の配給時間		
  □物資の状況		
· 不足物資		
•配布可能物資		
  □清掃の時間		
  □運営会議の開催		
• 日時		
· 場所		
□ライフラインの状況		
• 電気	· 電話	
・ガス	<ul><li>鉄道</li></ul>	
· 水道	<ul><li>道路</li></ul>	
  □災害対策本部からの連約	各事項	
□本日の当直担当者		
• <u>昼</u>		
· 夜		
  □郵便物、宅急便の荷物の	の保管状況	
  □他の避難所の状況		

# (様式第 11 号)

# 食料 · 物資受入簿

月日	受入時刻	品名	数量(単位)	送付元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	l:				

(様式第 12 号)

### 食料管理簿

月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存	米													
が可能な	レトルト飯													
食品	乾パン													
	インスタントスーフ゜													
	インスタントラーメン													
	缶詰													
	生肉													
炊き出し														
用の食品	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料品	ミネラルウォーター													
200	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
7 - 11	sted > .													
その他	粉ミルク	l		l	ļ <sub>, ,.</sub>		١	ļ.,,	ļ	] .		Ļ	J <sub></sub> .	

# (様式第 13 号)

# 物資管理簿

月日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣	上着										
	類	ズボン										
		下着										
		靴下										
		パジャマ										
		防寒着										
	女性衣	上着										
	類	ズボン・スカート										
		下着										
		靴下・ストッキング										
		パジャマ										
		防寒着										
	子供衣	上着										
	類	ズボン・スカート										
		下着										
		靴下										
		ベビー服・肌着										
生活用品	生理用	55										
	大人用:											
	乳児用:	オムツ										
		シュペーパー										
	シャン	プー・リンス										
	石鹸・	<b>先</b> 剤										
	歯ブラ	シセット										
台所用品	鍋・フ	ライパン										
	包丁											
	皿(平皿・深皿) 箸・スプーン・フォーク											
			l					] , ,			١	

(様式第 14 号)

# ボランティア受付簿

No.

受付日		年	月	E	∃		(避難所名: )
No.	氏名	呂・住所・氰	電話	性 別	職業	過5	去のボランティア経験の有無とその内容
	氏名					有	(活動内容)
	住所					•	
	電話					無	
	氏名					有	(活動内容)
	住所						
	電話					無	
	氏名					有	(活動内容)
	住所					•	
	電話					無	
	氏名					有	(活動内容)
	住所						
	電話					無	
	氏名		_			有	(活動内容)
	住所					•	
	電話					無	
	氏名					有	(活動内容)
	住所						
	電話					無	
	氏名		_			有	(活動内容)
	住所						
	電話					無	
	氏名					有	(活動内容)
	住所						
	電話					無	
	氏名		_			有	(活動内容)
	住所						
	電話					無	
	氏名					有	(活動内容)
	住所						
i	電話		ļ			無	

#### (様式第 15 号)

#### ○○○○避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
- 運営会議は、毎日 時に定例会議を開きます。
- 運営会議は、会長、副会長、各居住組の組長及び各活動班の班長で組織する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、専用避難スペースで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りことを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず 従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
- 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産 婦などを優先します。
- 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
- ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
- 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いする場合もあります。

また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。

- 8 消灯は、夜 時です。
- 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。
- 13 避難所の中で感染症が蔓延しないように、うがいや手洗い、手指の消毒をしてください。

#### (様式第 16 号)

## ○○○○避難所ペット飼養管理基本ルール (例)

#### 避難所全体のルール

- ・避難所運営会議の指示に従うこと
- ・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
- ・ペットは指定された場所で飼養し、居住場所に入れないこと

#### 飼養スペースのルール

- ・建物の壁や床を汚さないように気をつけること
- ・エサの時間を決めておき、終わったら片づけること
- ・夜間はペットとのふれあいを控えること
- ・定期的に清掃を行い、においの発生防止に努めること
- ・犬の散歩で発生したフンは確実に片づけること

### ○○○○避難所のペット飼養における詳細ルールの一例

#### 【給餌、ふれあい】

- ・時間の指定
- ・場所の指定
- ・被毛などゴミの廃棄方法 ※早朝や夜間は好ましくない

#### 【犬の散歩】

- ・時間の指定
- ・場所の指定
- ・ほかの居住者の動線と交わらない

#### 【排泄物処理】

- ・屋外の場所を指定
- ・回収した排せつ物の捨て方

#### 【清掃】

- ペットの飼養スペース
- 排泄場所
- お散歩コース

#### 【フードの保管場所】

- 個別に保管
- ・全体で一括

# 5 医療救護体制 (共 2-3、水 3-5、震 3-7)

## (1) 救急病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
こうのす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131	102	内科・外科・整形外科・ 泌尿器科・眼科・脳神経 外科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器 外科・救急科・漢方内 科・放射線科
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048-541-2800	68	内科・整形外科・脳神経 外科・外科・形成外科・ 皮膚科・リウマチ科・呼 吸器科・循環器科・消化 器科
ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048-569-3111	273	内科・外科・整形外科・ 脳神経外科・リハビリ テーション科・小児科・ 形成外科・循環器科・麻 酔科・放射線科

資料:埼玉県保健医療部医療整備課 病院・救急診療所名簿(令和2年4月現在)

### (2) 医院

医療機関名	所在地	電話	診療科目
相原医院	鴻巣市関新田 190-1	048-569-1951	小・内・胃・循・リハ
あおばクリニック	鴻巣市本宮町 1-6	048-580-5670	内・小・消内・呼内・ 循内
赤見台整形外科・内科ク リニック	鴻巣市赤見台 4-23-7	048-595-1100	内・理学療法・形外・ 皮・整外
おおさきクリニック	鴻巣市吹上富士見 1-7-4	048-580-7720	内・胃・肛・外・皮
大塚医院	鴻巣市本町 2-6-4	048-541-0932	内・外・胃・循
神谷クリニック	鴻巣市東 3-5-24	048-541-2232	精・心療内科
北鴻巣クリニック	鴻巣市八幡田 531	048-596-1423	内・小・胃
河野小児科医院	鴻巣市本町 5-5-27	048-541-0146	内・小・アレ
こうのす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131	内・外・耳鼻咽喉・リハ・ 脳外・漢方内・婦人・麻・ 腎内・内分泌糖尿病内・ 救急・循・消外・放・整 外・皮・泌・眼
鴻巣外科胃腸科	鴻巣市鴻巣 1195-1	048-543-7770	内・胃・外・泌・整外・肛・ リハ・皮
鴻巣血管外科クリニック	鴻巣市神明 2-1-6	048-597-5511	血管外科

医療機関名	所在地	電話	診療科目
鴻巣第一クリニック	鴻巣市大間 776-1	048-542-5566	内(人工透析)・整外・ リハ
鴻巣駅みぞぐち眼科	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 3F	048-540-2200	眼
鴻巣メンタルクリニック	鴻巣市本町 3-8-1	048-598-8431	精神・心療内
鴻北クリニック	鴻巣市愛の町 441 2F	048-595-3733	内・消・整外・リハ・ リウマチ
こうほく腎・泌尿器科クリニック	鴻巣市原馬室 3833-1	048-577-8770	内・泌
小室クリニック	鴻巣市加美 1-3-48	048-541-0020	内・外・整外・皮・泌・リハ
鴻巣夜間診療所	鴻巣市中央 2-1	048-543-1561	内・小
埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田 849	048-596-2221	内•精神
埼玉県済生会なでしこ メンタルクリニック	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 4F	048-598-6600	精神・心療内
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048-541-2800	脳外・内・整外・循・呼・ 消・リウマチ・リハ
斎藤外科胃腸科医院	鴻巣市本宮町 4-4	048-541-4345	内・胃・外・皮・泌・麻
佐野医院	鴻巣市小松 1-3-29	048-541-2888	内・胃・外・皮
サンビレッジクリニック鴻巣	鴻巣市本町 3-5-21	048-540-0088	内・呼・循・消・アレ
清水こども医院	鴻巣市滝馬室 943-2	048-540-6360	小・アレ
昭和クリニック	鴻巣市吹上本町 4-10-9	048-548-0025	内·循
第1さくらい医院	鴻巣市本町 3-10-34	048-543-0022	皮
第5さくらい医院	鴻巣市上生出塚 769-1	048-543-4877	皮
高橋胃腸科医院	鴻巣市人形 3-1-19	048-542-5018	内・胃・外・皮・整外
たけうちクリニック	鴻巣市本町 2-1-7	048-594-7701	内・外・消外・乳外
田嶋医院	鴻巣市鎌塚 3-9-14	048-548-6230	内·胃
多島小児科医院	鴻巣市榎戸 2-1-7	048-548-3764	内・小
田辺耳鼻咽喉科医院	鴻巣市鎌塚 4-3-1	048-549-0733	耳鼻咽喉
千代田眼科医院	鴻巣市逆川 2-11-8	048-541-1606	眼
坪山整形外科	鴻巣市鎌塚 520-1	048-548-0052	整外・リハ・リウマチ
中村医院	鴻巣市本町 4-7-19	048-541-1331	内・消・循・外・麻
仁科整形外科	鴻巣市本町 1-1-3 エバ 3F	048-543-7099	内・整外・リハ
はしもと整形・形成外科	鴻巣市登戸 117-1	048-597-1121	整外・形外・リハ・リウマチ
はやしだ産婦人科医院	鴻巣市鴻巣 1005-2	048-541-8000	内・小・産婦・麻
ひまわりこどもクリニック	鴻巣市人形 4-6-25 2F	048-544-5600	小
平田眼科	鴻巣市南 1-7-12	048-548-1702	眼
平野産婦人科医院	鴻巣市筑波 2-7-1	048-548-4422	産婦
吹上共立診療所	鴻巣市吹上富士見 3-1- 19	048-548-3865	内・循・小

医療機関名	所在地	電話	診療科目
吹上整形外科医院	鴻巣市大芦 4543	048-548-5211	整外・形外・リハ
ふたむら内科クリニック	鴻巣市天神 4-5-74	048-540-6635	内・消・循・呼・肝
プライムクリニック	鴻巣市人形 4-6-25	048-543-8888	内・皮・整外・心療内・ 美容外・アレ
ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048-569-3111	脳神外・内・外・小・ リハ・整外・麻・形外
ヘリオスクリニック	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 3F	048-540-7320	内・脳神経外・小
星野医院	鴻巣市生出塚 1-22-5	048-542-8911	内・外・皮・整外・リハ
みだ眼科周行医院	鴻巣市本町 3-5-8	048-541-0914	眼
宮坂医院	鴻巣市屈巣 3843	048-569-0100	内・眼・耳鼻咽喉
村越外科・胃腸科・肛門科	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548-0048	内・胃・外・肛・整外
山口内科クリニック	鴻巣市本町 4-1-11	048-541-0215	内・神内・放
山田ハートクリニック	鴻巣市鴻巣 325-2	048-540-4180	内 (循)
湯本フラワー通りク リニック	鴻巣市市ノ縄 27-5	048-595-1711	内・泌・呼・皮・人工透析
よつばアイクリニック	鴻巣市本町 2-6-4	048-541-1231	眼
わかやま耳鼻咽喉科ク リニック	鴻巣市本町 3-10-16	048-541-0208	耳鼻咽喉・気管食道
わたまクリニック	鴻巣市加美 1-6-46	048-541-5756	脳神経外・内・小・胃・循

資料:鴻巣市医師会(令和3年4月現在)

# (3)歯科医院

医療機関名	所在地	電話
あいのまち歯科医院	鴻巣市愛の町 441	048-595-3711
生田歯科医院	鴻巣市本町 7-2-30	048-541-1005
市川歯科医院	鴻巣市宮地 2-3-26	048-541-1063
今仁歯科クリニック	鴻巣市箕田 477-15	048-598-3187
漆原歯科・矯正歯科クリニック	鴻巣市宮地 4-15-6	048-542-6221
大井歯科医院	鴻巣市本町 3-10-10	048-541-0223
かえこ歯科医院	鴻巣市本町 5-6-4	048-541-0328
加藤歯科医院	鴻巣市滝馬室 1393-1	048-543-6600
グリーン歯科	鴻巣市本町 2-1-7 広総業ビル 2F	048-543-8899
けやき歯科クリニック鴻巣駅前	鴻巣市本町 1-7-1 ポレスター鴻巣駅前ガーデン ズ店舗3	048-580-7385
ごう歯科クリニック	鴻巣市市ノ縄 298-1	048-598-6150
小室歯科医院	鴻巣市本町 6-6-29	048-543-7966
斉藤歯科クリニック	鴻巣市赤見台 2-4-2	048-596-9258
佐藤歯科クリニック	鴻巣市筑波 1-4-1	048-549-0190

医療機関名	所在地	電話
塩谷歯科医院	鴻巣市稲荷町 18-7	048-596-8187
歯科緑の森	鴻巣市すみれ野 7-2	048-507-9223
シンポ歯科クリニック	鴻巣市東 1-1-1 第 1 アサミビル	048-543-5678
須田歯科医院	鴻巣市本町 8-5-31	048-541-0137
須永歯科医院	鴻巣市宮前 401-6	048-596-8046
大本(ダイホン)歯科医院	鴻巣市北新宿 714-1	048-577-7513
高橋歯科医院	鴻巣市天神 4-3-7	048-543-8588
田島歯科クリニック	鴻巣市小松 4-2-28	048-541-4618
田中歯科医院	鴻巣市上谷 680-6	048-543-1767
塚原歯科医院	鴻巣市松原 1-20-21	048-542-1704
鳥羽歯科医院	鴻巣市吹上富士見 2-2-16	048-549-1110
なかね歯科医院	鴻巣市吹上富士見 4-5-4 ハイパイン F 棟 103	048-548-7733
西澤歯科	鴻巣市赤見台 1-7-8	048-596-6318
萩原歯科医院	鴻巣市神明 2-9-23	048-596-5254
橋本歯科	鴻巣市滝馬室 1371-3	048-541-8045
ハッピー歯科	鴻巣市北新宿 225-1 ウニクス鴻巣 2F	048-598-5814
花岡歯科医院	鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのす 3F	048-541-2214
ひろ歯科クリニック	鴻巣市赤見台 1-12-18 2F	048-597-4618
松村歯科医院	鴻巣市本町 3-8-41	048-541-0736
松本歯科医院	鴻巣市登戸 102-7	048-596-5757
馬橋歯科医院	鴻巣市鎌塚 2-3-27	048-548-5733
宮本歯科クリニック	鴻巣市赤見台 1-3-5	048-596-0773
持田歯科医院	鴻巣市南 1-15-3	048-548-6001
森山歯科医院	鴻巣市屈巣 4183-2	048-569-2970
矢島歯科医院	鴻巣市筑波 1-10-2	048-548-5297
やまぐち歯科医院	鴻巣市宮前 288-1	048-595-1000
横山歯科医院	鴻巣市吹上本町 1-4-23	048-548-0149

資料:北足立郡市歯科医師会鴻巣支部(令和3年3月現在)

# (4)災害拠点病院

病院名	住所	電話番号
川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市大字持田 376	048-552-1111
医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1127
社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

資料:埼玉県保健医療部医療整備課(令和3年3月現在)

### (5) 医療救護所

医師会の協力のもと医療救護活動を実施する。

被害の状況に応じ、医師会等関係機関と協議の上、市内医療機関に設置する。医療機関で対応できない場合には下記施設に設置する。

番号	施設名	所 在 地	電話番号
1	鴻巣保健センター	中央 2-1	048-543-1561
2	吹上保健センター	吹上 498	048-548-6252
3	川里ふるさと館	関新田 1281-1	048-569-3181

## 災害時の生活の安定 (共 3-2、水 4-1、震 4-1)

### (1)災害時における浄水場の施設能力

施設名	馬室浄水場	箕田浄水場	人形浄水場	吹上第一浄水場	吹上第二浄水場	川里浄水場	屈巣浄水場	合 計
施設の完成年月日	昭和56年12月	昭和49年11月	昭和37年6月	昭和42年7月	昭和51年7月	昭和53年4月	昭和38年4月	
施設の耐震化	無	一部有	一部有	無	無	無	無	
場内配管の耐震化	無	一部有	一部有	無	無	無	無	
配水池容量	PC 7,500 m³1池 PC 8,000 m³1池	RC 2,750 m³1池 RC 2,653 m³2池	ステンレス 600 m <sup>3</sup> 2 池 R C 600 m <sup>3</sup> 1 池 R C 1,100 m <sup>3</sup> 1 池	RC 750 m 2池	PC 3,200 m³2池	RC 133 m <sup>2</sup> 2池 RC 720 m <sup>2</sup> 2池 RC 225 m <sup>2</sup> 2池	RC 252 m 1池	39, 564 m <sup>3</sup>
自家発電機の有無	有	有	有	無	有	有	無	
自家発電機により稼動できる 施設 (あくまでも能力であり、実 際に稼動実績は無い)	配水ポンプ 3台	取水ポンプ 1台 ろ過機1台 配水ポンプ 2台	取水ポンプ1台(場内) その他全施設稼動可能	_	取水ポンプ1台(場内) その他全施設稼動可能		_	
自家発電機の稼動により水を 作ることが可能か?	県水 100%の為不可能	可能	可能	不可能	可能	可能	不可能	
可能な場合の日量	_	8 号水源の適正揚水	約2,200㎡ 5号水源の適正揚水 量96㎡/hを参考	_	約2,600㎡ 吹上4号水源の適正 揚水量115㎡/hを 参考		_	9, 100㎡ 最高で上記の水量 になるが、耐震化さ れた施設ではない
緊急遮断弁の有無	有	無	有	無	有	無	無	為、耐震化を考慮すると0㎡となる。
緊急遮断弁によりどのくらい の水の確保が可能か?	約10,800㎡	_	№1配水池 約800㎡	_	№2・№3配水池合 計約4,400㎡	-	_	16,000m <sup>3</sup>
確保した水の量で市民に何日 間配れるか? (注1) ※給水人口を12万人とする	約7日 (注2)	_	約2.0日(注2)	_	約4.0日 (注2)	_	_	約13日 (注3)
水を配る為の給水栓等は設置 されているか?	有	無	有	無	有	無	無	

注1:「確保した水で市民に何日間配ることが可能か?」というのは、災害発生から3日間を1人1日3ℓとし、その後7日間を1人1日20ℓとする。この理由として「1人1日3ℓ」は生命維持 に必要な水量であり、「1人1日20ℓ」とは炊事・洗濯・トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量である。

注2:他の浄水場が機能しなかった場合の日数 注3:馬室浄水場、人形浄水場、吹上第二浄水場の合計

### 7 救助法の適用(水 1-2、震 1-2)

### (1)災害救助被災者調査原票

- ●適用被害世帯数の被害判定は「被害判定基準」を用いて行う。
- ●集計に当たっては、「災害救助被災者調査原票」の作成を行い被害の集計を行う。

#### 災害救助被災者調査原票

#### 調查番号

	<b>明且宙</b>	<del>-, ,</del>			/\					I. Id	<u> </u>		
世帯	主氏名				住所					調査者.	<b>比</b> 名		
被智	<b></b> 手程度	全	焼 %、	全壊	%、》	<b>危</b> 失	· %、	壊	%、床上	浸水	m、床下	浸水	cm,
応急	氏 名	3	性別	年齢	職弟	崀	在学校名 学年》		死亡	行方 不明		<u></u> 軽傷	要助産
救			男女										
助			男女										
を			男女										
必			男女										
要			男女										
<u>ک</u>			男女										
す			男女										
る			男女										
家			男女										
族			男女										
状況	計		人				小学校 中学校	人 人	人	人	人	人	人
半壊	夏、床上浸	水世	帯の土										
砂流	i入状況			有 無	面積	ŧ	m²		高さ	С	m	1	
	で で で で で で で で で が り で り で り り り り り り	家の	棟数及	住家	棟	自彡	京 貸家	非住	家棟	住民登	经绿状况	有	無
避	難先	縁故 所有	:先、 :地等						場所、 地、名				
ĺ	備考												

### ● 記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 2 被害程度の判定基準は下記によること。
  - ア 全壊、全焼、流失とは、延床面積 70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達したもの
  - イ 住家の半壊、半焼とは、延床面積 20%以上 70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。)
  - ウ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的 に居住できない状態となったもの(ア、イは除く。)
- 3 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 4 重軽傷の区分は下記によること。
  - ア 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの
  - イ 軽傷とは、1カ月未満で治癒できる見込みのもの
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

# (2)被害報告判定基準

1	被害	区分	判定基準
			当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したこ
人	死	者	とが確実な者
の	行方	不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
被	重	傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療 を要する見込みの者
害	#4	/年 女	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療
	牲	傷者	でさる見込みの者
	住	家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
		棟	一つの独立した建物とする。
住	世	帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
			住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、
١.			埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、
家			傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に
	全	壊	至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の
	土	<b>5</b> X	70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」
の			とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された
			設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損
			害割合が50%以上に達した程度のものとする。
			住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚
被	半	壊	しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家
			の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家
			全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。
害	<u></u>	部破損	ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
			住家の床上り上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが 土砂竹木等のたい積
	床_	上浸水	により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床	下浸力	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
ļ			住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設
非住	非	住 家	
家			の被害を受けたもののみを記入するものとする (以下同じ。)。
の被	公	共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
害	そ	の他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田火	田の流	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
そ	出	・埋没	
の	田	の冠オ	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 畑の冠水については、田の例に準じて取り扱う。
他	-1.	₩1. ±Ь =	小学校 由学校 宣笙学校 十学 宣笙审明学校 宣学校 龍学校 姜莲学校及77/4. 推問
	又	教施記	における教育の用に供する施設とする。
道	決	壊	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたも
			ので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
路	冠	水	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
	橋り	よう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
-	700		河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他
	河	Ш	何川伝 (昭和39年伝律第167号) が適用され、若しくは準用される何川若しくはその他    の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の施設若し
	1. 3	7.1	くは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
Ц			

礻	披害区分	判定基準
		砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって 同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される 天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被 害を受けたもの。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
,		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び 流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受け たものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止 となった時点における戸数とする。
ブ	ロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被	公立文教 施設	公立の文教施設とする。
害	農林水産業 施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木 施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
額	その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、 公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	共施 設被市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市 町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
そのか	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
他の対	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
被害額	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
領	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	町村災害対策 部の設置状況	市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
Ý	消防機関の 活動状況 産難の指示の	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。 災害対策基本法第60条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。
迎	状況	で言れれ歴年伝第60年に盛りさ、歴無の指示を行うた場合、その観視を記入すること。 この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

## (3)被害速報・確定報告

様式第1号

## 発 生 速 報

鴻巣市

日		時	分受信	発信者	受信者	
1		被害夠	<b></b>			
2	2	被害均	易所			
3	3	被害和	呈度			
4	災	害に対	対する			
挂	昔		置			
5	-	その他	必要			
	事		項			

(注)内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

#### 経 過 速 報

**迎** 当 市

											アベストリン
					発信者				受信者		
災	害の種	別				•	発	生地域			
被	害日時		自	月	目			至	月	日	
報	告区分										
	区		分	被	害		区		分	被	害
	死者		人			田	田	流出・埋没	ha		
人	行方る	下明者	人			畑	Ш	冠水	ha		
的被	負 重	傷	人			被	畑	流出・埋没	ha		
害	傷	:傷	人			害	冮	冠水	ha		
百	者	一一一	人			道	被	決壊	箇所		
	全壊		棟			路	害	冠水	箇所		
Δ.	(煌	尭)	世帯				文	教施設	箇所		
住	( 75	充失)	人				病		箇所		
	北 ''		棟					りょう	箇所		
	半壊	尭)	世帯			そ	河	П	箇所		
<u> </u>	(%	光丿	人				砂防		箇所		
家			棟			$\mathcal{O}$		帚施設	箇所		
	一部硕	皮損	世帯					くずれ	箇所		
			人			他	鉄	首不通	箇所		
被			棟				被	害船舶	隻		
1/2	床上	. 浸水	世帯			被	水		戸		
			人				電		回線		
			棟			害	電		戸		
害	床下	. 浸水	世帯				ガ		戸		
			人				ブ゛	リック塀等	箇所		
-1F	公共	全 り (焼				罹災	災世	带数	世帯		
非住宅	建物	半頻(焼				罹災	災者	数	人		
家被	7-	全場	Ę ti			火	建	勿	件		
悠害	その	(焼	)			災	危	<b>険物</b>	件		
古	他	半頻(焼				発生	そ(	の他	件		
,	災事に	計1~	てレらわさ	, 世黑	'						

- (1) 災害対策本部の設置状況
- (2) 市(町村)のとった主な応急措置の状況
- (3) 応援要請又は職員派遣の状況
- (4) 災害救助法適用の状況
- (5)避難指示の状況

市町村数 地区数 人 員 人

(6)消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名 消防団員

イ 主な活動状況 (使用した機材を含む)

254

## 様式第3号

## 被害状況調

鴻巣市

災害の種別				発	生地域			
被害日時	自		月	日	至	月	日	
報告区分	確	定						

	区	5	<del>}</del>	被	害		区		,	分		被	害
	3	死者	人			田田	田	流出	Ⅎ・増	[没	ha		
人的	行方	行方不明者				畑	ш	冠		水	ha		
的被害	負重	傷	人			被害	畑	流出	は・増	12	ha		
害	傷者	· 傷	人					冠		水	ha		
	П						路	決		壊	笛所		
			棟			傚	害 .	冠		水	箇所		
	全	壊	世帯				文	教	施	設	箇所		
			人				病			院	箇所		
			棟				橋	り	ょ	う	箇所		
	半	壊	世帯				河			Ш	箇所		
			人				砂			防	箇所		
住			棟			そ	清	掃	施	設	箇所		
住家被害	→ 普	够 損	世帯			の他	崖	<	ず	れ	箇所		
害			人			被被	鉄	道	不	通	箇所		
			棟			害	被	害	船	舶	隻		
	床」	: 浸水	世帯				水			道	戸		
			人				電			話	回線		
			棟				電			気	戸		
	床了	浸 水	世帯				ガ			ス	戸		
			人				フ゛	ロッ	り塀	等	箇所		
	公共	全壊 (焼)	棟			罹	災	世	帯	数	世帯		
非住家被害	建物	半壊 (焼)	棟			罹	纺	ζ.	者	数	人		
※被	7-	全壊	抽			火	建物	<u>——</u>		_	件		
害	その	(焼)	棟			災発	危险	食物			件		
	他	半壊 (焼)	棟			発生	その	つ他			件		

(2/2)

												( 2 /
	区		分		被	害		名				
公	立フ	文 教 施	設	千円			市	称				
農	林刀	水産 施	設	千円			市災害対策本部	設	月	日	時	
公	共 _	上木施	設	千円			対   策	置				
そ	の他	公共施	設	千円			本部	解	月	日	時	
		力	、計	千円				散				
公市	立方町	を 設 被 ・ 村	害数	団体			⇒n. ///					
	農	産 被	害	千円			設災 置害					
	林	産 被	害	千円			市対町策					
	畜	産 被	害	千円			村本名部					
2	水	産 被	害	千円					計	-	団体	
その他	商	工被	害	千円			適巛					
TE							用用汽车					
							適用市町村名 災害救助法					
							名		計	-	団体	
	そ	0	他	千円			消り出動	方 職 延 人	員人			
被	害	総	額	千 円			消り出動		員数       人       員数       人			
	1	災害系	き生:				1		- 1 1			
備	2	災害系	<b>生</b>	年月	日							

- 3 災害の種類概況
- 考 4 消防機関の活動状況
  - 5 その他 (避難の指示等の状況)

# (4) 災害救助基準(救助の方法、程度、期間 早見表)

救助の 種類	対	象	費	州の	限度額		其	月	間	備		考
避難所の供与	を受け、	、又は受けるお ある者を収容	避難所 1人 (加算額 冬季	設置費 1日当だ ) 別に定 で等祉逃地で 要 動 数 の 避 が 数 で の 選 が の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	330   める額を 配慮者等 難所」を 域における き、上記	円以内 加算 を置し る で し に で に で に の に の に り に り に り に り に り に り に り に り		言発生の 1以内	日から	置め費のはび費のはび費を	持及び 毛器材 動費 設し に当 た に 当 た	葉葉 無所ののの屋外では 大学 ののの屋物費費と出水ののの屋物費費設ののできます。
	流失し、 がない らの資	全壊、全焼又は 、居住する住家 者であって、自 力では住宅を とができない	1 ま世 2 ( 1 建に 規え帯限 貸規設準限 貸規設準限 2 2 ( 1 2 2 )	底急体 成額 1 5, 7 高世急世 急世急規 高世急規 高額	数助の趣 なが地域の 下当たり 714,000   を で で で で に に の の の の で に の の の の の の の の の の の の の	)実情、 定。 野以内 で規模	災害 20 賃 賃	日以内着 貸型応急 系発生の	日から :工 急住宅) 日から	等を数 「福祉 置でき	人以上 仮設住 る。 期間	要援護者 :収容する :宅」を設
炊き出しその他 による食品の給 与	てい。 2 住 け、こ		1人1日	当たり	1, 160					を延給食	日数で 額以内	の総経費 除した金 であれば 日)
		より現に飲料 ることができ	2 給水 械又/ 費及( 3 浄水 材費	は器具の び燃料費 (に必要	な薬品又 て、当該 <sup>は</sup>	な機 修繕 は資		言発生の ∃以内	日から	輸送費、上	人件費	は別途計
被服、寝具その 他生括必需品の 給与又は貸与	上浸水等 上必要 その他	等により、生活 な被服、寝具、 生括必需品を	(10月 発生の	~3月	~9月)、 ) の季別( って決定 範囲内	は災害			日から	度当初	の評価	)価格は年 額 に限るこ
	ちに日	又は毀損し、直 常生活を営む 記載な者	区	分	1 人 世帯	2 人 世帯		3人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯		人上1人増 とに加算
	C & 1/3	困難な者	全 全	壊 夏 焼	18, 800		_	35, 800	42, 800			7, 900
			流	失	31, 200			56, 200	65, 700			11, 400
			半 半 床 上 浸	壊 夏 焼 冬	6, 100			12, 400 18, 400	15, 100 21, 900	<u> </u>		2, 600 3, 600
医療		途を失った者 急的処置)	1 救護 料、医 2 病院 診療報	小 班·使用 療器具破 又は診り 酬の額じ	した薬剤、 損等の実費 療所…国」	治療材 費 民保険	災害		日から		移送費	は、別途

救助の 種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	は以後7日以内に分	2 助産師による場合は、慣行 料金の100分の80以内の額	7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
被災者の救出		de de la companya de	3日以内 (死体の	
(大規模半壊・		595, 000 円以内		
	上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学	教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授業	(教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学 用品) 15 日以内	2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。
埋    葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	大人(12 歳以上)	10 日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象と なる。
(死体の捜索は 被災者の救出を	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 体当たり 3,500 円以内		1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の 種類	対象	費用の限度額	期間	備  考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運びこまれ ているため生活に支障 をきたしている場合で 自力では除去すること のできない者	137, 900 円以内	災害発生の日から 10日以内	
	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第二 項)		当該地域における通常の実費		災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害を要して、高齢者を難なのでででは、行うのでは、行うのでは、行うのでは、行うのでは、行うのでは、行うのでは、できるでは、ないでは、できないが、できないでは、というでは、というでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
実 費 弁 償	10 条第1号から第4	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		時間外勤務手当及び旅費 は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議 し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料:令和3年度災害救助基準

### (5) 救助の特例等申請

実施期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、県知事等が内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

実施期間、救助の内容に係る特例等の申請については、「様式1」から「様式25」をもって県知事に提出する。

- (1)申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又は FAX 等で行い事後速やかに書面申請する。
- (2)申請書の日付は、電話又は FAX 等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書 等の関係書類は整理保管しておく。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、「災害救助の運用と実務」を参照する。
- (4)前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請する。

### (6) 救助の特例等申請様式

様式1

第号

年 月 日

印

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて 甚大であって、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとお り開設期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認くださるよう申請します。

- 1 設置戸数の引上げ数((1)-(2))
  - (1) 設置戸数の総数 戸
  - (2) 設置基準戸数 戸(全壊(焼)、流失世帯 戸×30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて 甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である 20 日間では、着工が困難な実情に ありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを 打切り自宅自炊に切替えることが困難な実情にありますので、次のとおり炊出し期 間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

### 飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 甚大であって罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給 を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認くださ るよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認くださるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

如	被害数	季別の変更を要する数	備考
被害別	世帯数人員	世帯数人員	) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
全壊(焼)流失			
半壊(焼)床上浸水			
計			

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義損金品等の状況

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、罹災者の被害状況は極めては深刻でありまして、基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認くださるよう申請します。

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額との差額概算
- 5 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

#### 医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切 ることが困難な実情にありますので次のとおり医療期間の延長を御承認くださるよ う申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

#### 助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間 では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を 御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

第 号年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な実情にありますので、次の とおり救出期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1)-(2)) 戸
  - (1) 修理戸数の総数 戸
  - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸×30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて 大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図 り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸 与世帯数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1)-(2)) 世帯
  - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
  - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (半壊 (焼)、流出世帯 戸×25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間(先般承認を得た日の延長期間)ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教 科書(文房具及び通学用品)の給与期間 間では、給与が終了いたし兼ねますの で、次のとおり、給与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

#### 埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

死体の捜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である 日間では捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

#### 死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって処理されるべき死体数
- 4 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の 流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の 保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度 引上げを御承認くださるよう申請します。

- 1 障害物除去戸数引上げ数 ((1)-(2)) 戸
  - (1) 除去戸数の総数 戸
  - (2) 除去基準戸数 戸(半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の 流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、 次のとおり除去期間の延長を御承認くださるよう申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

## 輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

第号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

## 輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間 の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資(人員)の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

# 人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇 上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

第 号

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長印

人夫の雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の 雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

# 8 生活再建(共6-1)

# (1) 災害弔慰金の支給等に関する条例

○鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 29 日 条例第 22 号

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条-第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条-第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条-第15条)
- 第5章 補則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。 以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政 令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害に より死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神 又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、も って市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に 掲げるところによる。
  - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
  - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(平 23 条例 28·一部改正)

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に 「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の 支給を行うものとする。 (災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害 市慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、 その順位は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族 (兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にす る。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - 工孫
  - 才 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後に し、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、 父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 28·一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡 当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生 計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあって は250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定 する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受け た災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法 第4条の規定によるものとする。 (支給の制限)

- 第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。
  - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
  - (2) 令第2条に規定する場合

(平 23 条例 28·一部改正)

(支給の手続)

- 第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で 定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定した場合を含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(平 23 条例 28·一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
- ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
- エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
  - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
  - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
  - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは、「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(平 23 条例 28·一部改正)

(保証人及び利率)

- 第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。 (平成31年条例8・全部改正)

(償還等)

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者 は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定に よるものとする。

(平成31年条例8・令和元年17・一部改正)

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 23 条例 28·一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条及び第10条第1項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和58年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた 世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害再障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年条例第 28 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年 3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支 給について適用する。

(鴻巣市災害見舞金支給条例の一部改正)

2 鴻巣市災害見舞金支給条例(昭和 58 年鴻巣市条例第 8 号)の一部を次のように改 正する。

[次のよう略]

附 則 (平成31年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 附 則(令和元年9月30日条例第17号) この条例は、公布の日から施行する。

# (2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 1 日 規則第 17 号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条-第17条)

第5章 補則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鴻巣市条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(平 23 規則 33·一部改正)

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

- 第2条 市長は、条例第3条の規定により災害 R 慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害 R 慰金の支給を行うものとする。
  - (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
  - (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
  - (3) 死亡者の遺族に関する事項
  - (4) 支給の制限に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 23 規則 33·一部改正)

(必要書類の提出)

- 第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の 発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出さ せるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

- 第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次 に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。
  - (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
  - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日
  - (3) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況
  - (4) 障害の種類及び程度に関する事項
  - (5) 支給の制限に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 23 規則 33·一部改正)

(必要書類の提出)

- 第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった 市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提 出させるものとする。
- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式 第 1 号)を 提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

- 第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及 び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起 算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(平成 31 年規則 16·一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の うえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものと する。

(貸付けの決定)

- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害 援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を借入申込者に通知するものとす る。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(平成 31 年規則 16·一部改正)

(貸付金の交付)

- 第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。 (償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借 用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に 提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他 市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借 受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書 (様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除 した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不 承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。 (償還免除)
- 第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとするもの (以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他 市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
  - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認 通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不 承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。 (平成 23 年規則 33・令和元年 14・一部改正)

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を 発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(平 23 規則 33·一部改正)

附則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町災害弔慰金の支給等に関する条例施 行規則(昭和56年吹上町規則第21号)又は川里町災害弔慰金支給に関する条例施 行規則(昭和49年川里村規則第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の 行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和58年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第45号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則 の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和元年9月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

# (3) 鴻巣市災害見舞金支給条例

○鴻巣市災害見舞金支給条例

昭和 58 年 3 月 28 日 条例第 8 号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象)

- 第2条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族等に対 し、見舞金等を支給する。
  - (1) 火災により被災したとき。
  - (2) 風水害その他気象災害により被災したとき。
  - (3) 地震により被災したとき。
  - (4) ガス等の爆発により被災したとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(受給資格及び要件)

- 第3条 見舞金等の受給資格は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

(平 24 条例 25·一部改正)

(支給区分及び支給額)

- 第4条 見舞金等の支給区分及び支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、鴻巣市災害 弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年鴻巣市条例第22号)第3条に規定する災害弔慰金が支給されるときは、見舞金等は支給しない。
  - (1) 死亡者 100,000円
  - (2) 重傷者 30,000円
  - (3) 家屋の全部が焼失又は損壊したとき。 100,000円
  - (4) 家屋の2分の1以上が焼失又は損壊したとき。 50,000円
  - (5) 家屋が床上浸水したとき。 20,000円
- 2 前項第3号から第5号までについては、現に居住している建物についてのみ適 用する。

(平 23 条例 28·一部改正)

(支給額の制限)

第5条 第2条に規定する災害で、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を 受けたものについては、前条の規定にかかわらず支給額を減額し、又は支給しな いことができる。

(申請)

第6条 第4条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書等又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情がある場合には、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、被害の程度、その他の事由を確認 し、支給の可否を速やかに決定しなければならない。

(支給決定の取消)

- 第8条 市長は、見舞金等の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該 当する事実があると認めたときは、これを取り消すことができる。
  - (1) 故意に給付の事由を生じせしめたとき。
  - (2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(見舞金等の返還)

第9条 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたとき は、その全額又はその一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後に発生した災害から適用する。

附 則(平成23年条例第28号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年 3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支 給について適用する。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)の施行の日から施行する。

# (4) 鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則

○鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則

昭和58年3月28日 規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、鴻巣市災害見舞金支給条例(昭和58年鴻巣市条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (被災の種類及び基準)

- 第2条 条例第4条第1項各号に規定する被災の種類及び基準は、次の各号の定める ところによる。
  - (1) 死亡者とは、災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は災害が原因で負傷し、これにより被災発生後1ケ月以内に死亡した者をいう。
  - (2) 重傷者とは、災害のため負傷し、1ケ月以上治療を要する旨の明記した医師の診断書を添えて届け出た者をいう。
  - (3) 家屋の全焼及び全壊とは、住家の焼失損壊した部分の床面積がその住家の 床面積の7割以上に達したとき、又はその住家の床面積の7割には達しないが、 その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害 をいう。
  - (4) 2分の1以上の焼失及び損壊とは、住家の焼失損壊した部分の床面積がその 住家の床面積の5割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることに よって再び住家として使用できる程度の被害をいう。
  - (5) 床上浸水とは、家屋の床上に浸水したとき、又は前各号に該当しないが、 土砂のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害を いう。

(申請)

- 第3条 条例第6条の規定による申請は、被災届(様式第1号)、死亡届(様式第2号)及 び負傷届(様式第3号)を提出して行うものとする。
- 2 条例第6条ただし書に規定する申請し難い特別の事情とは、災害によって被災を 受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は重傷を負い、申請し難いと市長が認 めたときをいう。

(確認及び認定)

第4条 市長は、条例第6条に規定する申請を受理したときは、その被害事実・程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。

(決定通知書)

第5条 市長は、見舞金等の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書 (様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金等の支給台帳の整理)

第6条 災害見舞金等の給付事由並びに給付額等を明らかにするため、届出書・調査書等を整理し、災害見舞金等支給台帳(様式第5号)を備え所要の事項を記入し、その収支を明らかにしておかなければならない。

附則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第30号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第46号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

### 様式略

# 9 広報文例 (水 2-1~2-3、震 2-1, 2-2)

# (1) 広報文例一覧

市民への広報は、災害の状況を判断の上、地震予知時、風水害警戒時、発災時、復旧時に応じて、文例を選択し広報文を作成し正確に広報する。

# ◆広報文例一覧表

▼仏牧乂彻一見	10	
広報時期	文例番号	題名
南海トラフ 地震臨時情報 発表時	南海-1 南海-2	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の伝達 ①相対的に地震の可能性が高まっていることへの注意喚起 ②日ごろからの地震への備えの再確認
風水害警戒時	警戒-1 警戒-2 警戒-3 警戒-4 警戒-5 警戒-6	台風 注意喚起 気象情報 (大雨情報等) 高齢者等避難の呼びかけ (①鴻巣市水害タイムラインに基づく発令) 高齢者等避難の呼びかけ (②河川の水位に基づく発令) 洪水浸水想定区域への避難指示 警戒体制の解除後の注意
発災時	R	地震情報の伝達 地震時の一般的注意 土砂災害警戒区域内の市民への避難指示 火災地区市民への避難指示 洪水浸水想定区域への緊急安全確保 生徒・児童等の安否 混乱防止の呼びかけ 道路状況と交通規制 交通機関の運行状況 被害状況等の速報(その1) 被害状況等の速報(その2) 避難所の開設状況 被災者の救護状況 断水情報 下水道管破損情報 電話不通情報 停電情報
復旧時	復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復復	飲料水・食料等の供給状況 ライフライン復旧情報 学校等の再開状況 市民の安否情報 電気の復旧状況 ガスの復旧状況 水道の復旧状況 電話の復旧状況 直路の復旧状況 下水道マンホール浮上の復旧状況 ごみ・し尿の収集 防犯・防火の広報 防疫・保健衛生の広報 相談所の開設状況

# (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

文例番号	南海-1				
広報時期	南海トラフ地震 臨時情報発表時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	相対的に地震の	可能性が高まっ	っていること	への注意喚起	

#### [防災無線]

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されました。 これにより、この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が平常時に比べ て相対的に高まっていると考えられます。

[広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

(本文、防災無線に同じ)

文例番号	南海-2				
広報時期	南海トラフ地震 臨時情報発表時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	日ごろからの地質	震への備えの再	存確認		

### [防災無線]

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

- ○月○日午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されました。
- 避難場所や避難経路の確認、家族との連絡方法の確認、家具の固定や非常持出品の準備といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。
- 土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとって ください。
- テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。
- 市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。

(注)状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。

# (繰返し放送)

#### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

# (3) 風水害警戒時

文例番号	警戒一1				
広報時期	台風時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	台風 注意喚起				

# [防災無線]

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

現在、台風○○号が接近しております。

- 親戚・知人宅等自主的な避難先の調整や備蓄品の補充等、時間を要する準備について は、事前に準備をお願いします。
- ハザードマップにより自宅や施設等の状況を再確認するとともに、テレビやラジオの 正しい情報を聞いて落ち着いて行動しましょう。

なお、外出の際は、十分注意をお願いします。

(繰返し放送)

[広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

(本文、防災無線に同じ)

文例:	番号	警戒-2				
広報	時期	大雨時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	気象情報(大雨	情報等)			

### [防災無線]

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

熊谷気象台より
警報が発令されました。

これから、強い雨や風が予想されますので、

十分に注意し、台風に備えてください。

また、テレビ・ラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動しましょう。

くりかえし、(鴻巣市から・・・・・)

(繰返し放送)

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

文例	番号	警戒一3					
広報	時期	台風時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・	· 広報車
題	名	高齢者等避難の	呼びかけ(①河	鳥巣市水害タイ	イムラインに基	ごづく発令)	

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

大型の台風が鴻巣市に接近する恐れがあります。

風雨が強くなる前に避難していただけるよう ( ) の避難所を開設しました。

○○地域・地区のお年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間が かかる方は、避難を始めてください。

その他の方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。 (くりかえし)

※参考:地域・地区の区分

鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分

#### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

(本文、防災無線に同じ)

文例番号	警戒一4				
広報時期	水位上昇中	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	高齢者等避難の	呼びかけ (②酒	可川の水位に	基づく発令)	

# [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

 $\bigcirc\bigcirc$ 川が増水し氾濫するおそれがあるため、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 地域・地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

(くりかえし)

※参考:地域・地区の区分

鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

文例	番号	警戒一5				
広報	時期	避難指示時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	洪水浸水想定区	域への避難指示	₹		

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地域・地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

# (繰返し放送)

※参考:地域・地区の区分

鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

(本文、防災無線に同じ)

文例	番号	警戒一6				
広報	時期	水位下降中	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	警戒体制の解除	後の注意			

# [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

荒川の水位は( ) mをピークに少しずつ下がっていますが、上流での雨により再び上昇する恐れもあります。引き続き今後の気象情報に十分注意してください。なお、増水した河川には絶対に近づかないようにしてください。

(繰返し放送)

# [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市民の皆さん!

# (4) 発災時

文例番号	発災-1				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線
題 名	地震情報の伝達				

#### 「防災無線〕

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市役所から地震情報をお知らせします。

先程の地震の震源地は○○で、震源の深さは約○○kmと推定されます。

鴻巣市の震度は○○で、地震の規模は、マグニチュード○○でした。

今後も、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落着いて行動してください。

(繰返し放送)

文例番号	号	発災-2				
広報時期	期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	地震時の一般的	注意			

#### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

市民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。

ガスの元栓は締めましたか。もし、火が出たら隣近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。

まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。

看板やガラスの破片の落下、ブロック塀などが倒れることがありますので、注意しましょう。

引続き、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落着いて行動してください。 (繰返し放送)

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番号	発災-3					
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・	広報車
題名	土砂災害警戒区	域内の市民への	)避難指示			

#### 「防災無線〕

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。

○○地区は、崖崩れの危険があります。市民の皆さんは、直ちに○○へ避難してください。 [なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。]

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線と同じ)

(注)避難広報は対象地域に限定して、広報車など集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。

文例番	号	発災-4				
広報時	期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	火災地区市民へ	の避難指示			

### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。

現在、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区の火災は、 $(\bigcirc\bigcirc$ 方向 $\bigcirc$ )燃え広がっております。(燃え広がる危険があります)。

○○地域の市民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ)避難してください。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕 (繰返し放送)

### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線と同じ)

(注)避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。

文例番号	発災-5				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	洪水浸水想定区	域への緊急安全	全確保		

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

### (河川氾濫が切迫している状況の場合)

- ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります!
- ○○地域・地区に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

# (河川氾濫を確認した状況の場合)

○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、<u>○○地域・地区</u>に対し、警戒レベル 5 「緊急安全確保」を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

### (繰返し放送)

※参考:地域・地区の区分

鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分

#### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線と同じ)

(注) この避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施することが望ましい。

文例番号	発災-6				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	生徒・児童等の	安否			

### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から市立学校の幼児・児童・生徒の安否についてお知らせします。 市立の保育所や小・中学校の幼児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。

なお、幼児・児童・生徒などは、全員、保育所・各学校で保護しています。

私立〇〇幼稚園、〇〇保育所の幼児は、全員、無事に〇〇へ避難しています。

○○小学校、○○中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員、元気で校庭(○○)に待機しています。

## (繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

市立の学校の児童・生徒の安否についてお知らせします。

(本文、防災無線と同じ)

(注)この広報は、状況に応じ、項目を選択して放送することが望ましい。

文例番号	発災-7				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	混乱防止の呼び	かけ			

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

### (その1)

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

余震が続いておりますが、先程のような強い揺れはもうありません。

市民の皆さん!まず、落着いてください。

いたずらに、不安がったり、自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。

市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。

また、デマなどに惑わされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。 (繰返し放送)

### (その2)

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

現在、市内の一部で……との情報が流れていますが、そのような事実はありません(……についての誤った情報が流れていますが、この情報はデマです)。

# 市民の皆さん!

テレビ・ラジオや市役所などからの正しい情報に基づいて、冷静に行動してください。 決して、デマや無責任なうわさなどに惑わされないようにしてください。 (繰返し放送)

### [広報車]

### (その1)

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線と同じ)

# (その2)

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例	番号	発災-8				
広報	時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	道路状況と交通	規制			

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から道路交通情報についてお知らせします。

# (その1)

現在、県内では、

- ○○線の内側の道路と○○道路は、全て車の通行が禁止されています。
- ○○通り、○○道路の各道路も通行禁止となっています。
- また、本県から都内への乗り入れも禁止されています。

〔次に市内の全ての道路(○○通り、○○街道)も○○のため通行が禁止されています。〕 ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。 (繰返し放送)

# (その2)

現在、市内の道路は、全て車の通行が禁止されています。 市民の皆さん!車は使用しないでください。 (繰返し放送)

# [広報車]

# (その1)

こちらは、鴻巣市の広報車です。

さきほどの地震のため、市内の全ての道路(又は○○通り、○○街道)は、車の通行が禁止されています。

市民の皆さん!車は使用しないでください。

(繰返し放送)

文例番号	発災-9				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	交通機関の運行	<b>状況</b>			

#### 〔防災無線〕

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

### (その1)

鴻巣市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、県内のJR・私鉄は、全てストップしています。

各交通機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転の再開見通しはたっていません。今後の運転見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。 (繰返し放送)

#### (その2)

鴻巣市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、県内の JR・私鉄は、次の路線で運転が一部再開されています。

○○線 ○○・○○線 ○○線 ○○・○○間

なお、各路線とも運転本数が少なく、たいへん混雑が予想されます。 市民の皆さんは、今後のテレビやラジオの情報に注意してください。 (繰返し放送)

# [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番	子子	発災-10				
広報時	寺期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	被害状況等の速	報(その1)			

## [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からこれまでに分った被害状況についてお知らせします。

- ○○町付近で火災が発生し、○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- 道路陥没(崖崩れ)のため、○○通りの○○付近、○○街道の○○付近は通行できません。また、○○通りも○○川の○○橋が損壊して通行ができません。
- ○○付近は、マンホールが道路より浮上しており、通行ができません。
- ○○の堤防(護岸)が決壊し、○○地区は浸水しています(おそれがあります)。
- ○○付近は、ガス漏れ(○○)のため危険ですから近付かないでください。
- 現在、市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。
- また、電話も不通となっています。復旧の見通しは、まだたっていません。 (繰返し放送)

# [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

(注)被害の状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。

文例番号	発災-11				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線
題名	被害状況等の速	報(その2)			

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からこれまでに分った市内の被害状況の概要についてお知らせします。

● 亡くなった万	〇〇人
● 行方の分らない方	〇〇人
● 重傷者	〇〇人
● 軽傷者	〇〇人
● 全壊家屋	○○棟
● 半壊家屋	○○棟
● 火災	○○件のうち○○件鎮火
(繰返し放送)	

文例番号	発災-12				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車

題 名 避難所の開設状況

### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。

鴻巣市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、……(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたので御利用ください。

なお、ケガをされた方々のために避難所などには(○○、○○に)救護所を開設しています。 (繰返し放送)

### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番号	発災-13				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	被災者の救護状	况			

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。 被害の大きかった○○町の方々は、○○避難所に、また、○○町、○○町の方々は、○○ 小学校にそれぞれ収容されています。

また、亡くなった方々は、○○に遺体が安置されています。

なお、ケガをされた方々は、○○小学校の救護所や○○病院に収容されています。 (繰返し放送)

### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例和	番号	発災-14				
広報日	時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	断水情報				

#### [防災無線]

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

現在、水道管の破損のため、断水や赤水が発生している地域があります。

大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。 (繰返し放送)

## 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例	番号	発災-15				
広報	時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	下水道管破損情	報			

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

現在、下水道管の破損のため、トイレや台所など家庭内排水が

流れにくい状況が発生している地域があります。

大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、

今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。

(繰返し放送)

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番号	発災-16				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	電話不通情報				

### [防災無線]

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

現在、埼玉県央広域消防本部の119番電話が故障中です。

火災通報、救急車要請電話は、

— h — k

おかけください。

大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、

今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。

(繰返し放送)

#### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例	番号	発災-17					
広報	時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・	· 広報車
題	名	停電情報(復旧に要する時間が長く東電より依頼のあった場合)					

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

現在、(落雷・故障)により鴻巣市の(全域・一部の地域)が停電になっています。大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、

今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。

(繰返し放送)

[広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

# (5)復旧時

文例番号	復旧一1				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	飲料水・食料等	の供給状況			

### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

断水している地域の方々のために、現在、○○公園、○○において飲み水をお配りしていますので、御利用ください。

また、○○小学校、○○中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食料・毛布などをお配りしています。

[また、被害にあわれた方々には、自主防災組織や自治会などを通じ食料・毛布などを、 お渡ししています。]

(繰返し放送)

### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番号	復旧一2				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線·広報車
題 名	ライフライン復	旧情報			

#### 〔防災無線〕

こちらは、「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

ただいま、(水道・電話・電気・下水道)が復旧いたしました。

長い間、ご迷惑をおかけしました。

ご協力ありがとうございました。

(繰返し放送)

### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番	子号	復旧一3				
広報時	持期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	学校等の再開状況	况			

# [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

- ・鴻巣市災害対策本部から市立学校の授業の再開についてお知らせします。 市立の保育所、小学校、中学校については、(○○小学校、○○中学校を除き)○○日から保育・授業を再開します。
- ・私立幼稚園、○○保育所については、○○日から授業を再開します。 (繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番号	復旧一4				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	市民の安否情報				

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から今回の地震で亡くなられた方(やケガをされた方)の収容先についてお知らせします。

亡くなられた方の遺体は、○○町の○○に安置されています。

遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番	号	復旧一5				
広報時	期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	電気の復旧状況				

#### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、電気の復旧状況についてお知らせします。

#### (その1)

現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)が停電していますが、(○○地区を除き)○○日○○時頃には復旧する見込です。

# (その2)

現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)が停電していますが、○○地区、○○地区については、○○日頃に、また、○○地区、○○地区については、○○日頃に復旧する見込です。 (繰返し放送)

#### 〔広報車〕

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番-	号	復旧一6				
広報時期	期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	ガスの復旧状況				

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、ガスの復旧状況についてお知らせします。

#### (その1)

現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、(○○地区を除き)○○日○○時頃には復旧工事が完了する見込です。

なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、 それまでは、絶対に使用しないでください。

# (繰返し放送)

# (その2)

現在、市内全域( $\bigcirc\bigcirc$ の町、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区については、 $\bigcirc\bigcirc$ 日頃に、また、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区については、 $\bigcirc\bigcirc$ 日頃には復旧工事が完了する見込です。

なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、 それまでは、絶対に使用しないでください。

# (繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例	番号	復旧一7				
広報	時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	水道の復旧状況				

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、水道の復旧状況についてお知らせします。

#### (その1)

現在、市内全域(○○町、○○地区一帯)で、断水していますが、(○○地区を除き)○○日○○時頃には復旧する見込です。

(繰返し放送)

# (その2)

現在、市内全域( $\bigcirc\bigcirc$ の町、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区一帯)で、断水していますが、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区については、 $\bigcirc\bigcirc$ 日頃に、また、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区については、 $\bigcirc\bigcirc$ 日には復旧する見込です。

(繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧一8				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	電話の復旧状況				

#### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、電話の復旧状況についてお知らせします。

現在、市全域(○○町、○○地区一帯)で、電話が不通になっています。

NTT では、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込です。なお、電話が不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇……に臨時電話を設置していますので御利用ください。

(繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番号	復旧一9				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	道路の復旧状況				

# 〔防災無線〕

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、道路の復旧状況についてお知らせします。

現在、〇〇通り、……は、道路損壊などのため、一般車両が禁止されています。このうち、〇〇通りについては、〇〇日頃、また、〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。

(繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧-10				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	下水道マンホー	ル浮上の復旧状	·		

#### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、下水道マンホール浮上の復旧状況についてお知らせします。 現在、○○通り、……は、マンホール浮上のため、一般車両が禁止されています。この うち、○○通りについては、○○日頃、また、○○通りについては、○○日頃には、開通 する見込です。なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全 運転を心がけてください。

(繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例和	番号	復旧一11				
広報印	庤期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	ごみ・し尿の収録	集			

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、ごみ(し尿)の収集についてお知らせします。

ごみ(し尿)については、 $\bigcirc\bigcirc$  日頃、( $\bigcirc\bigcirc$  也域については $\bigcirc\bigcirc$  日頃、また、 $\bigcirc\bigcirc$  日頃………)に収集作業が開始される予定です。

なお、収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に保管してください。 (繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例番号	復旧-12				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	防犯・防火の広	報			

# 〔防災無線〕

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部から、市民の皆さんにお願いします。

現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。

市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行ってください。

また、夜の外出をなるべくやめましょう。

(繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

文例番号	復旧-13				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	防疫・保健衛生	の広報			

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

市民の皆さん!食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。

また、熱や下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。 (繰返し放送)

# [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

(本文、防災無線に同じ)

文例	番号	復旧-14				
広報時期 復日		復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題	名	相談所の開設状況				

#### [防災無線]

こちらは「ぼうさいこうのす」です。

鴻巣市災害対策本部からお知らせします。

鴻巣市では、震災により被害を受けた方々のために、○○日より、○○や○○において、 相談所を開設しますので御利用ください。

なお、相談時間は、○○時から○○時までです。

(繰返し放送)

#### [広報車]

こちらは、鴻巣市の広報車です。

# 10 水防信号・消防信号 (水 2-2, 3-1、震 3-1, 3-2)

# (1) 水防信号

水防法20条の規定により水防信号は、水防に関する規則第4条により次表のとおりとする。

	警鐘信号		サイレン信号						
第一信号	●休止	●休止	●休止	•-	休止	•-	休止	•-	休止
			5秒	15 秒	5秒	15 秒	5秒	15 秒	
第二信号	•-•-		<b>●</b> – <b>●</b>	lacktriangle	休止	<b>●</b> -	休止	lacktriangle	休止
<b>第二</b> 语为	0-0-	• •	<b>U</b> - <b>U</b>	5 秒	6秒	5秒	6秒	5秒	6秒
<b>学一层</b> 日			• • •	lacktriangle	休止	•-	休止	•-	休止
第三信号	<b>0-0-0</b>		●-●-●	10 秒	5秒	10 秒	5秒	10 秒	5秒
<b>华</b> 四层日	乱 打		•-	1/z	大止	•-	仂	江	
第四信号			1分	5	秒	1分	5	秒	
	地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。								
مل خلاء	1 信号は、適宜の時期継続するものとする。								
備考	2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも妨げない。								
	3 危険が去った時は、口頭伝達に依り周知させるものとする。								

	事 項
第一信号	通報水位に達したことを知らせるもの
第二信号	水防団員及消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

資料:埼玉県水防計画

# (2)消防信号

1 消防法施行規則

(消防信号)

- 第三十四条 法第十八条第二項の命令で定める消防信号は、火災信号、山林火災信号、火災警報信号及び演習招集信号とする。
- 2 前項の火災信号は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 近火信号
  - 二 出場信号
  - 三 応援信号
  - 四 報知信号
  - 五 鎮火信号
- 3 第一項の山林火災信号は、出場信号及び応援信号とする。
- 4 第一項の火災警報信号は、火災警報発令信号及び火災警報解除信号とする。
- 5 前四項に規定する消防信号の信号方法は、別表第一の三のとおりとする。
- 6 前各項の規定は、水災を除く他の災害について準用する。

# (消防信号)

信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	
火災信号	近火信号 消防屯所から約 800 メートル以内のとき	●-●-●-●-● (連点)	<u>約3秒</u> <u>約3秒</u> 約2秒休 約2秒休	
	出場信号 署所団出場区域内	●-●-● ●-●-● (三点)	約5秒約5秒	
	応援信号 署所団特命応援出場 のとき	●-● ●-● ●-● (二点)	約6秒休約6秒休	
	報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき	● ● ● ● (一点)		
	鎮火信号	<ul><li>● ● - ● ● - ●</li><li>(一点と二点との斑打)</li></ul>		
火災警報信号	火災警報発令信号	<ul><li>● ● - ● - ● - ●</li><li>● ● - ● - ● - ●</li><li>(一点と四点との斑打)</li></ul>	<u>約 30 秒 _ 約 30 秒</u> 約6秒休 約6秒休	
	火災警報解除信号	<ul><li>● ● ● - ●</li><li>● ● - ●</li><li>(一点二個と二点との斑打)</li></ul>	<u>約 10 秒 約 1 分</u> 約3秒休	
演習召集信号	演習召集信号	<ul><li>● ●-●-●</li><li>● ●-●-●</li><li>(一点と三点の斑打)</li></ul>	<u>約 15 秒 _ 約 15 秒</u> 約6秒休 約6秒休	
備考	<ul><li>一 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。</li><li>二 信号継続時間は、適宜とする。</li><li>三 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</li></ul>			

# 11 地区防災計画

# (1)中郷地区

- ア 計画の名称
  - 中郷地区防災計画
- イ 計画の対象範囲(範域) 中郷地区の全住民
- ウ 活動団体 中郷自主防災会
- エ 対象とする災害地震・水害・雪害
- オ 主な活動計画

オ 主な活動計画	
平常時の取組	・情報収集・伝達のための組織体制の整備を行う。
	・防災用物資の整備を行い、年に1回点検等を行う。
	・日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識
	の普及を行う。
	・地区内でのコミュニティを醸成する。
	・災害に備え、年に1回防災訓練を実施する。(秋祭り等
	の自治会行事に合わせて実施)
災害直前の活動	・様々な媒体で気象情報の確認を行う。
	・発災時にあわてず連絡がとれるよう連絡体制の確認を行
	う。
	・住民の所在確認等の状況把握を行う。
	・災害に備え、住宅や集合場所の補強を行う。
災害時の取組	・火災の際、延焼を防ぐための初期消火を実施する。
	・鴻巣市災害対策本部と相互に連絡をとり、地区の災害情
	報の報告や市からの情報を受け取る。
	・負傷者等の救出救護を行う。
	・地区住民が安全に避難できるよう誘導を行う。
	・炊き出し等の必要な物資の報告・分配について鴻巣市災
	害対策本部と連携して行う。
	・避難所で避難所運営会議を立ち上げ、避難所の運営に協
	力する。
避難行動要支援	・身体障害のある方への情報伝達方法や避難経路等の点検
者等への支援	を行い、改善に努める。
	・1人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を決
	める。
	・個別避難計画の作成に協力する。

復旧・復興期の	・被災した地区住民のコミュニティ形成し、課題の把握や
活動	支援を行う。
	・復旧・復興に向け、市と連携し街づくり等を行う。
	・協定を結んでいる企業の支援を受け復旧・復興に努め
	る。

# カ その他

災害時応援協力申し合わせ(中郷自主防災会・中郷自治会と貢建興業)

# (2)市場地区

ア 計画の名称

市場自治会自主防災計画

イ 計画の対象範囲(範域)

市場自治会第1-1班、1-2班、2班、3班、4班、5班、6班

ウ 活動団体

市場自治会自主防災会

エ 対象とする災害 地震・水害

オ 主な活動計画

・情報収集・伝達のための組織体制の整備を行う。
・防災用物資の整備を行い、年に1回点検等を行う。
・日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識
の普及を行う。
・地区内でのコミュニティを醸成する。
・災害に備え、年に1回防災訓練を実施する。(秋祭り等
の自治会行事に合わせて実施)
・様々な媒体で気象情報の確認を行う。
・発災時にあわてず連絡がとれるよう連絡体制の確認を行
う。
・住民の所在確認等の状況把握を行う。
・災害に備え、住宅や集合場所の補強を行う。
・公共機関などから情報収集し地区住民に伝達する。ま
た、地区の被害や火災情報を取りまとめ防災機関へ報告す
る。
・負傷者等の救出救護を行う。
・火災の際、延焼を防ぐための初期消火を実施する。
・負傷者の応急手当てを行い、救護所へ搬送する。
・地区住民が安全に避難できるよう誘導を行う。

	・炊き出し等の必要な物資の報告・分配について鴻巣市災
	害対策本部と連携して行う。
避難行動要支援	・身体障害のある方への情報伝達方法や避難経路等の点検
者等への支援	を行い、改善に努める。
	・1人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を決
	める。
	・非常時こそ、困っている人や要配慮者に思いやりの心を
	持って接する。
	・日頃から積極的に要配慮者とのコミュニケーションを図
	る。
復旧・復興期の	・被災した地区住民のコミュニティ形成し、課題の把握や
活動	支援を行う。
	・復旧・復興に向け、市と連携し街づくり等を行う。